

令和4年第4回定例会

白子町議会会議録

令和4年 12月6日 開会

令和4年 12月23日 閉会

白子町議会

令和4年第4回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期日程等の議会運営について	3
○会期決定の件	4
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○一般質問	6
宗 島 理 仁 君	6
齋 藤 鉄 也 君	16
大多和 正 夫 君	23
梅 澤 哲 夫 君	38
東海林 東 治 君	47
今 井 滋 則 君	59
○休会の件	63
○散会の宣告	63

第 2 号 (12月12日)

○議事日程	65
○本日の会議に付した事件	65

○出席議員	65
○欠席議員	65
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	65
○事務局職員出席者	66
○開議の宣告	67
○追加日程の件	67
○会期延長の件	67
○延会の宣告	68

第 3 号 (12月23日)

○議事日程	71
○本日の会議に付した事件	72
○出席議員	72
○欠席議員	72
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	72
○事務局職員出席者	73
○開議の宣告	74
○一般質問	74
市川隆子君	74
大多和正之君	86
○請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第1号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	104
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○議案第8号～議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	117
○認定第1号～認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	134
○閉会の宣告	139
○署名議員	141

令和4年第4回白子町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年12月6日(火) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 今井滋則君 | 2番 | 大多和正夫君 |
| 3番 | 北田百人君 | 4番 | 梅澤哲夫君 |
| 5番 | 宗島理仁君 | 6番 | 東海林東治君 |
| 7番 | 酒井良信君 | 8番 | 今関勝巳君 |
| 10番 | 板倉正道君 | 11番 | 大多和正之君 |
| 12番 | 齋藤鉄也君 | 13番 | 大多和秀一君 |
| 14番 | 市川隆子君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君

税務課長	北田和弘君	建設課長	齊藤雄君
産業課長	齊藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課長	竹下裕之君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	梶幸男君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	田邊治幸君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	三橋富子
書記	鈴木貴文	書記	芦原潤
書記	畠山優也	書記	林昌弘

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（酒井良信君） これより令和4年第4回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（酒井良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、12番齋藤鉄也君、13番大多和秀一君を指名いたします。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（酒井良信君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、齋藤鉄也君。

○議会運営委員長（齋藤鉄也君） おはようございます。

今年のカレンダーも残すところ1枚となり、朝夕昼の寒暖の差に少しずつ冬の到来を感じてきました。

議員各位におかれましては、公私ともお忙しい中、ご参集いただき、ご苦労さまでございます。

皆さんご承知のとおり、新型コロナウイルス感染者数は減少していましたが、このところ若干増えております。第8波に入ったのではないかとされています。インフルエンザとの

同時感染の懸念が続きますが、感染症対策を万全にし、一日でも早い終息と、感染された方々の回復を願うものでございます。

それでは、11月30日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

まず、今定例会に上程されます案件は、請願1件、発議案2件、承認案件1件、条例案件6件、財産処分1件、補正予算5件及び認定案件6件の計22案件であります。

なお、請願の紹介議員による場合には、請願の趣旨を十分に理解し、願意の妥当性と実現の可能性等も考慮した上で判断していただきたいと思えます。改めて議員の皆様方をお願いいたします。

また、一般質問は9名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ、協議した結果、本定例会の会期は本日12月6日から12日までの7日間と決定します。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして、効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ご苦労さまでした。

◎会期決定の件

○議長（酒井良信君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日12月6日から12日までの7日間にしたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月6日から12日までの7日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、一宮聖苑組合から令和3年度一宮聖苑組合会計歳入歳出決算書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（酒井良信君） 日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 改めまして、おはようございます。

師走を迎えまして急に寒さが厳しくなってきました。これから公私ともに大変お忙しい時期になりますが、議員各位におかれましては、第4回議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

新型コロナにつきましては、全国的に第8波の感染拡大期に入ったようであります。市町村別の感染者数の公表が行われなくなったため、詳細は把握できておりませんが、本町でも、役場職員や児童・生徒の感染が認められております。感染が広まっております。

ワクチンの集団接種につきましては、鋭意進めているところでありますが、今後、年末年始を控え、人の移動も増えることが予想されますので、自ら大切な人の命と健康を守るという観点から引き続きマスクの着用、3密回避といった基本的な対応方針の周知徹底に努めていきたいと思っております。

それでは、本年10月から、筑波大学スマートウェルネスシティアカデミーが開校され、課題解決研修の対象として、我が白子町が選ばれました。来年2月末までに、様々な民間企業に属する受講生たちが実際に白子町を訪れ、白子町の課題を整理し、その課題解決に向けた対策案を検討・協議の上、成果品として提案していただくこととなっております。

今週末にも中間発表が行われるということで、大変楽しみにしておりますとともに、情報提供できるものについては公表していきたいと考えております。

次に、ガス事業につきまして申し上げます。

国が行う物価高克服、経済再生実現のための総合経済対策の一環として、町営ガス事業の使用量に応じた割引を行い、家庭や企業を支援することといたしました。詳細についてはこれから決定しますが、来年2月から9月の検針分については、使用料1立米当たり税込み30円の割引、10月検針分は1立米当たり税込み15円の割引となるよう準備を進めております。

最後になりますが、今回の第4回定例会におきまして、条例の制定、改正案、補正予算案、専決処分の承認などを上程させていただきました。議員各位におかれましては、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（酒井良信君） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（酒井良信君） 日程第6、一般質問を行います。

順次質問を許します。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（酒井良信君） 通告順により、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） おはようございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

1点目として、新年度、令和5年度の予算編成方針における基本の方針及び重点施策について伺います。

令和5年度予算においては、原油価格、物価高騰、長引く新型コロナウイルス感染症と、社会情勢の先行きが見通しにくい状況を踏まえつつ、ウィズコロナ、アフターコロナの視点を持ち、通常の経済社会活動を止めないように、地域の課題解決に取り組むことに軸足を置いた予算編成方針としなければならないかと思えます。

また、町にとって最大の課題は人口減少であり、地域の持続性を確保するためには、人口

減少率を緩和させ、人口減少への対処に関する施策の重点ターゲットを、若年層や子育て世代へと目を向けなければならないかと思えます。

そのような中で、2年目を迎える石井町政において、現在作成中の白子町第5次総合計画後期基本計画に基づき、全ての事務事業について、本来の目的と社会状況、町民のニーズ等と合致しているかを検証し、事業の廃止や縮小、類似事業との統合を行うなど、抜本的な見直しを図られているかと思えます。

人口減少への対策や地域経済の活性化など、一朝一夕には解決しない様々な課題が山積している現状では、大局的な視点で、今から将来のために何をすべきか、将来を見通した視点で事業を検討していくべきかと思えます。

また、町の発展を牽引する若い世代が様々な分野で活躍することができる環境づくりに重点的に取り組むとともに、質の高い教育や文化施策、子育て支援策を推進し、長く住み続けたいと思うまちづくりを進めていくために、令和5年度における町の予算編成方針の概要及び重点施策はどのようなものなのか見解を伺います。

2点目に、休養施設跡地利用計画調査設計業務委託の進捗状況及び今後の計画の流れについて伺えればと思えます。

旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の利活用に関する基本構想策定業務委託仕様書における業務目的として、白子荘跡地等の利活用と、隣接する白子町アクア健康センターの再整備を併せて実施し、海浜空間との一体感の醸成により、町の魅力向上・活性化を促し、地域振興及び交流人口の拡大を図ること。そのために、旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の観光資源としての可能性やニーズを把握し、当該跡地等を海浜エリアにおける新たな観光交流拠点として整備するための基本構想を作成するとしています。

これに関しては、公募型プロポーザルが実施され、株式会社JTB千葉支店と契約を締結されたかと思えます。これまでに、旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等に関する観光需要調査等をされてきたと聞いていますが、現在までにどのような調査や業務に係る専門的技術的な支援、提言がされてきているのか。

そして、白子荘跡地等の利活用に関する基本構想の作成を目指しているとしていますが、進捗状況を伺えればと思えます。

また、来年度以降、白子荘解体工事、アクア健康センターリノベーション等工事実施設計業務をされていくとのことですが、具体的なスケジュール、予定等を伺えればと思えます。

3点目として、白子町第5次総合計画後期基本計画の進捗状況について伺います。

6月議会で一般質問した際、その答弁では、住民参加のワークショップを3回開催し、その上で、住民のニーズの把握や課題抽出等の結果を踏まえ、役場内の策定委員会及び策定部会で協議・検討を加え、計画案を策定していくこと。また、その計画案を、町の振興審議会において検討・協議を3回程度予定していること。そして、提案が得られた段階で、町のホームページに公開し、住民のパブリックコメントを実施する予定であり、時期的には来年1月、2月頃を想定しているとしていました。

計画策定において、総合計画を形骸化させないためにも、このプロセスが大事かと思えます。実際、予算や補助金を確保する際の根拠資料として使うような日常的に使われる総合計画にしなければならないかと思えます。そのためにも、全部署、全職員の行動の指針となり、財政運営の指針となる総合計画にし、個々の施策の評価と整合性や位置づけを整理し、核となる総合計画の策定をされてきているかと思えます。

そして、この総合計画後期基本計画は、議会の議決を要するので、令和5年度第1回議会議定例会に上程すべく策定を進めてきたと思いますが、進捗状況はどのようなものか。

また、素案ができた段階でのパブリックコメントを予定どおり実施できる状況まで来ているのかを伺えればと思えます。

以上3点について質問いたします。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、宗島議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和5年度予算編成方針に関する質問であります。町民の生活を守りつつ、ウィズコロナを踏まえた社会情勢の変化に対応した施策に取り組んでまいります。

さらに、近年頻発する激甚化している自然災害に備えるため、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、最少の経費で最大の効果を上げるため、全ての事務事業について、緊急性や必要性、費用対効果の検証を行い、聖域なき見直しに取り組むこととし、将来を見据えた持続可能な財政運営に努めてまいります。

その中で、次の3点、まず1点目として、安心な子育て環境、教育の充実と次世代育成の推進、2点目としまして、高齢者、障害者等が安心して生活できる環境の充実、3点目として、コロナへの万全な対応と信頼される町政運営を基本方針として定め、予算編成を行うこととしております。

また、少子化対策に向けた保育・教育環境整備については、特色ある保育事業を令和5年

度も引き続き実施することを考えております。

次に、休養施設等跡地の利用計画についてのご質問でございます。

白子荘跡地利用についての質問ですが、8月に株式会社JTB千葉支店と白子荘跡地等の利活用に関する基本構想策定業務委託契約を締結しました。この基本構想は、観光資源としての可能性やニーズを把握し、新たな観光交流拠点として整備するための基礎資料となるものです。今後、千葉県及び南関東地方居住者を対象としたウェブ調査を行い、その中から、グループインタビューを開催し、町内観光事業者等との事業者ヒアリング調査を経て、基本構想が策定されます。

その基本構想の成果品を基に、新年度において、名称はまだ決まっておりませんが、休養施設等跡地利用計画検討委員会を立ち上げ、跡地の利活用方針を決定したいと考えております。

これに関連した予算につきましては、新年度予算の中で旧白子荘の解体工事設計業務、解体工事請負工事費及び旧アクア健康センターの躯体調査業務、改修設計業務を計上する方向で検討しております。また、具体的な進捗は、検討委員会での議論の進み具合によって若干前後することもあり得ると思われれます。

次に、後期基本計画についてお答えいたします。

後期基本計画についての質問ですが、昨年度末に実施しました住民アンケート調査に協力いただいた回答者の中からワークショップの参加者を募り、6月に1回、7月に2回、合計3回のワークショップを開催しました。8月から各課の課長補佐、主査など、実務の中核を担う職員を中心とした策定部会を立ち上げ、課題の把握と整理、意見の集約、素案の準備などを行い、9月29日に議長及び大多和総務常任委員長にも出席いただき、第1回目の振興審議会を開催いたしました。

振興審議会では、委員から、論点整理やエビデンスについて様々な指摘、修正の意見や計画書の構成について多くの建設的な発言をいただいたところであり、執拗に加筆修正作業を行いました。その後も計画案の修正作業は役場全体で休むことなく続けており、11月28日に各課の課長等をメンバーとした策定委員会を開催し、素案づくりはほぼ終了いたしました。

今月末に第2回の振興審議会を開催予定であり、ここまでは当初想定したスケジュールのとおり進行しております。

今後の予定といたしましては、年明け、来年1月中に計画の素案を町のホームページに公開し、パブリックコメントを行い、町民から寄せられた意見などを反映させた上で、3回目

の振興審議会での議論をいただき、計画の成案を得たいと思います。

その後、来年3月の第1回議会定例会に議案として上程させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございました。それでは、一問一答で再質問させていただきます。

新年度予算編成についてなんですけれども、先ほど町長の答弁でも、最少の経費で最大の効果を上げるとか、聖域なき改革をやっていくということで、その中で、新年度予算をつくっていくので、各種団体等への補助金について今見直しがされてきているかと思います。これまで明確な交付基準や見直し基準を定めてきていなかったと思いますので、ぜひとも、公平で公正な判断の下、限られた財源を適切かつ有効に活用する観点での対応をお願いいたします。

これまでに聞いている話ですと、原則として、補助対象経費の2分の1以下とすること、町としては運営費補助を原則認めず、事業費補助への移行を積極的に行うこと。本来は町が主体となって行うべき事業の代替えとしての性格を有している可能性があるものは、委託料等への切替えを検討していると聞いています。

新年度予算では、それら各種団体への補助金の増額を明確にし、使わなくなった補助金はどこへ充当されたのか、議会のみならず、これまで補助金を交付してきた各種団体及び町民に説明、公表していくべきかと思いますが、見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 町長への質問ですか。

○5番（宗島理仁君） 執行部で大丈夫です。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおりでございます。自治法199条に従いまして、監査委員の特別監査というものが本年実施されました。その中で、補助金についてのルールの不備についていろいろとご指摘を受けたところでございます。

そのご指摘を踏まえた上で、私どもの課としては、補助金運用のガイドラインというものをまずは作成させていただき、各課に周知させていただきました。

この後、各課においては補助金を実際に交付する際の交付要綱等の整備を進めていくもの

と思いますけれども、そういった中で、ご指摘の補助金の見直しについては、そのガイドラインにのっとってやっていただくということでお願いしたところでございます。

あしたから新年度予算のヒアリングがちょうど始まるところでございまして、補助金の聴取についても、それぞれ各課から出していただくような形になりますので、その中で精査を加えていきたいと思っております。

議員がご指摘のように、補助金がどのように推移したかというものについては、財政の部門で把握すること可能ですので、これについては、公表の仕方がどのようになるかはまだ決まっておられませんけれども、各種それぞれの団体であるとか、そういったところには、ホームページ等になるのかなと思っておりますけれども、お示ししていきたいと思っております。

議員のご指摘のとおり、この間の特別監査では、ルー的なものが長年にわたって不備であったのではないかと、こう指摘されておりますので、そこについてはしっかり見直しを図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 明日からヒアリングが始まって、補助金の精査が始まっていくということなんですけれども、ガイドラインありきでちょっと話をさせていただきたいと思っております。

これから、町長の政治姿勢だったり、進めていくまちづくりを鮮明にするために、一律の補助金ガイドラインだけでなく、各団体の性質によらず、町にとって必要な施策であれば、補助金の強弱というのは必ずついてくると私は思っています。

その中で、補助の2分の1を超える場合は町長と事前の協議を要するとしています。積算根拠を明確することを前提に、例えば補助率の上限を設定できるなどの措置も必要かと思いますが、町執行部の見解、町長でもいいんですけれども、その見解を伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおりなんだと思います。それぞれ町長の施策というものがございまして、それに合致している事業であるかどうかということがやはり必要になります。補助金も、自治法上の規定でいいますと、結局、町の福祉の向上に役立つものに交付しろという大前提がありますので、そういったところを加味した上では判断はできると思います。ただ、指標になるものが必要であるというのは事実でございますので、そのためのガイドラインということでもあります。

その中で、今議員からも指摘ありましたように、必要があれば町長等に要望なり、あるいは事前の協議なりを要した上で、それが、町が進める事業で合致しているかということの判断をさせていただきたいと思います。

あとは、執行部としては、今後は各課とのお話の中にも出ていくとは思いますが、補助金の交付の対象となる団体が、できれば任意の団体ではなく、法人化を進めていただければと思います。法人化することによって、その団体の経理内容等は公になって外に公表されることとなりますので、そういった法人化についても、意見として出させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ぜひとも、補助金については様々な意見があると思うんですけれども、町執行部そして町長、そして今まで受け取った各種団体、この3者が納得した形でやっていけるように、一つでも多くできればと思います。

次に、休養施設跡地利用についてなんですけれども、先ほど、観光施設としての基礎資料をつくっていくということで、今検討委員会も立ち上げるという話だったんですけれども、その中で、JTBさんからのニーズ調査等が出てくる提言の中から、跡地の利活用が検討されているかと思います。

以前、RVパークという話も出ていましたが、2021年3月に公募を開始された事業再構築補助金によるグランピング関連事業採択ケースがとても多くて、様々な事業者が参入する結果となっています。特に、人口比でグランピング施設の整備数に不足感があつた関東圏や東海圏での採択件数が飛躍的に増加している現状があります。

キャンプを志向する層の奪い合いとなり、結果的に跡地の利活用がうまくいかない場合もあるかと思います。このような現状も正しく把握し、今後、白子荘跡地等の利活用に関する基本構想について、町民の皆さんに広く理解してもらいながら、町民の皆さんが納得した形での利活用に向けて、検討委員を立ち上げるというんですけれども、その検討委員会というのはどのようなメンバーを想定しているのか伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず、検討委員会のメンバーについては、白子荘の特別会計をやっていたときの運営委員会というものがございました。そういったものを参考にして、議会の議員さんであったり、

あるいは町内の関係者、学識の方、こういった方を中心に検討していければというふうに考えております。ただ、まだメンバーについては未定でございますので、この後、中身を詰めていきたいと思っております。

今検討している内容についてなんですけれども、今議員自身からもご指摘受けましたが、RVパークということをお我々も事前に考えておったんですけれども、ご指摘のように、この間の新聞報道でもあったんですけれども、関東エリアで100か所以上、グランピングとかそういうものが増えてきているということで、実は既に経営難に陥ってしまったところもあるというようなご指摘もあります。

JTBさんがいろいろなニーズ調査をやっておるんですけれども、いわゆる固定層はあるんですけれども、固定層プラスアルファが、結局、人流の制限があったことによってそちらに流れたんですけれども、今移動の制限等が緩和されている関係上、元に戻りつつあるというようなご指摘もございまして、ほかにもいろんなスポーツ施設のものとか、そういったものも含めた上での調査の中から、白子町については、一つに絞り込むというよりも、恐らく幾つかのご提案が出てくるのではないかなというふうに考えております。

そのご提案いただいたものの中から、先ほど申しあげました検討委員会等で、何がいいのかということ議論いただくということになるかと思っております。今のところ、そのような予定で進めればいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 幾つかの提案が出てくるということなんですけれども、今後それはもっと町民を巻き込んで、皆さんが納得する形で進めていただければと思います。

もう一つ、旧白子荘跡地の利活用も含めて、今後公共施設の老朽化対応で多大な支出が見込まれるかと思っております。その中で、財政調整基金について、令和3年度決算で国からの地方創生臨時交付金等もあり2億5,125万5,000円増加し、12億2,952万5,000円になっています。

一般的に、財政調整基金は標準財政規模の10%から20%が適正と言われており、総務省が平成29年度に行った全国調査でも財政調整基金の積立ての考え方として、標準財政規模の一定割合と回答した市町村のうち、5%から20%とする回答が最も多い結果と聞いています。

白子町の標準財政規模から見ると35%を超える財政調整基金となっています。公共施設などの老朽化対応に今後多大な支出が見込まれますが、旧白子荘跡地の利活用を含め、財政調整基金の今の残高に対してどのように活用していく考えがあるのか伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

財政調整基金、まさにこれから各公共施設の更新ということで、この後、正念場を迎えていくんですけども、その中で、当然使っていく予定をしております。

まず、公共施設整備基金というものも積み上げてまいりましたし、それぞれ目的に応じた福祉の基金であったりとか、そういったものもございます。今後整備していく公共施設によって、それらを使えるものを投じていかなければ、当然一般財源ではとても無理なお話になりますので、今ある財政調整基金ですか、こちらで少し試算しますと、大体15年ぐらいでほぼなくなっていく可能性があるなというような、ゼロにはなりませんけれども、今の水準からすれば、かなり落ちていくというような推計をしております。

いずれにしても、それぞれの方針に着手してから実際に数字が動いていくことになると思っていますので、今は確かに積み増しておりますけれども、これがずっと続くということではないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 財政調整基金については、今後15年かけて減っていくということですが、それを有効に活用していただければと思います。

後期基本計画について、先ほど冒頭でも申し上げましたが、後期基本計画を形骸化させないためにも予算や補助金を確保する際の根拠資料として使うような、日常的に使われる計画にしなければいけないかと思えます。来年度以降、後期基本計画が新年度予算や施策にどのように反映されているのか丁寧な説明を改めて求めます。

そして、来年度の新年度予算審議の際、例年どおりであれば、委員会付託による審議が行われるかと思えます。その際に、後期基本計画のテーマは各課にまたがっていますので、後期基本計画のどの部分に当たるのか等も併せて説明し、施策の予算の根拠を説明してほしいのですが、そのような予定はあるのか伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず、先ほど町長の答弁でありましたパブリックコメントを年明けできるだけ早い段階で行いたいと思います。もちろん今月末の振興審議会を経てということが前提になりますけれども、パブリックコメントの掲載、当然ホームページに出ますので、できれば同じようなも

のを議員各位にも配布できれば、一度配布させていただいて、中身に目を通していただきたいなというふうには考えております。

議員のご提案のとおり、例えば各常任委員会への、先ほど町長が申し上げましたけれども、3月議会で上程させさせていただきますので、新年度予算と同じように、例えば委員会付託がその議案について係るということになれば、それは委員会の審議の中で、それぞれの常任委員会、各課がありますから、お答えするというか、審議の対象にはなるのかなというふうには考えております。

私どもといたしましては、その議案が委員会付託にかかるかどうかというのは、それはある意味、議会側のご判断だと思いますので、もし、付託されるということであれば、各常任委員会、それぞれの所属課長が該当部分については説明していくということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 1月の年明け時点でパブリックコメントを出す時点で、資料を提示していただけるような予定があるということですので、それはぜひとも提出してもらって、丁寧な説明を少しでもあればなと思っています。

最後に、全体を含めた要望をします。

新年度予算編成方針においては、財政調整基金の活用も含め、子育て支援にもさらなる施策の充実をお願いいたします。町では、合計特殊出生率2.95の岡山県奈義町の子育て支援策を積極的に取り入れると聞いています。このような限られた財源を活用して、一日でも早く充実を図っていくべきかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、補助金は、政策目的を効率的に実現するための有効な手段の一つとして様々な行政分野で活用されてきたかと思っております。その一方で、補助金についてはその成果や効果が曖昧であること、長年にわたり特定の相手方に交付され続けることによって、既得権益化しやすいことなどの問題点もあります。

今後、補助金の制度を継続することについて丁寧な説明や、その事業成果をホームページ等で公表することは、補助金の交付を受ける団体等にとっても交付金による支援を受けていることの自覚や緊張感が生まれ、より高い効果が得られることも期待できますので、ぜひとも、公平で公正な判断の下、限られた財源を適切かつ有効に活用する観点での対応をお願いいたします。

そして今後、白子荘跡地の利活用に関する基本構想については、町民の皆さんに広く理解してもらい、合意形成の場のための検討委員会を速やかに立ち上げ、町民全体で話を進めていくことを要望し、一般質問を終了いたします。

○議長（酒井良信君） 以上で5番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 齋藤鉄也君

○議長（酒井良信君） 12番齋藤鉄也君の一般質問を許します。

12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） では、3点ほど質問させていただきます。

まず1点目、石井町長は就任直後の昨年6月議会で、「町はこういうことをやっていって、将来このようになりますというような丁寧な広報活動をしながら、町民第一の姿勢を徹底する」とおっしゃっていました。

しかしながら、現実的には町の向かう方向が具体的かつ明確に示されておらず、行政が何をやっているのかが町民にとって非常に分かりにくいのではないかと考えています。

コロナ禍や物価高騰などで今までにない問題に直面し、大変な状況だと思いますが、町民の生活も非常に厳しい状況に置かれています。だからこそ、町民の生活が豊かになるような、より現実的な政治を行うべきだと思います。

そこで、これまで町民生活に直結する施策をどのように実施されてきたかお伺いいたします。

次に、2点目として、たまねぎ祭りやイカダのぼり大会など、多くのイベントがコロナ禍のために中止されました。イベントは活気と活力に満ちたまちづくりの代表で、町民満足度

も高いと思いますが、それによる経済効果も非常に期待できると思います。テレビやラジオ、新聞に有料で広告依頼をしようとするのと相当な費用がかかりますが、町が実施するイベントなどの場合は無料でメディアが取り扱ってくれます。

第8波の心配もありますが、コロナ禍が落ち着いた中でイベントを活用した経済活性化を検討しているのか伺います。

3点目として、平成25年に公布、施行されたいじめ防止対策推進法では、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための基本的な理念や体制を定めることが規定されました。

これにより、学校や地域のいじめ問題への対応が、計画的・組織的に実行されることになりましたが、いじめは一時期よりも減ったと聞いておりますが、完全にいじめ問題はなくなっていないと思います。実際の白子町のいじめの状況とその対応・対策はどのようになっているかお伺いいたします。

以上、3点について明確な答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、齋藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、町民に見える形での取組についてですが、これにつきましては議員ご指摘のとおり、なかなか見えにくい、分かりにくいという意見もありますが、就任直後から、行財政改革に取り組み、役場組織機構の見直しや職員の人事評価の見直しなどを実行し、成果を上げていると思います。

また、将来の姿がどのようなになるか、どんなデザインを描くのかということについては、時間のかかる作業ではありますが、現在策定中の後期基本計画をはじめとし、来年度以降も、様々な計画やプランの見直しを行った上で、今後、広報などを活用して私たちが描く白子町の将来像をお示ししたいと考えております。

町民生活に直結する施策につきましては、物価高騰対策としまして、既に地域商品券事業を実施しており、町民1人当たり5,000円ということで、十分な金額とは言えないかもしれませんが、少しでも町内の消費喚起、商工業振興につながればと思っております。

また、対象が限定されていますが、非課税世帯への1世帯当たり5万円の給付事業、これは1,700世帯が対象になります。さらに、子育て世帯への1世帯当たり5万円の給付事業も550世帯が対象になります。給付事業も今後の補正予算で計上させていただいております。

今後とも、町民全員へ広く恩恵が行き渡るような経済対策を模索していきたいと考えております。

次に、イカダのぼり大会などの多くのイベントの中止についてでございますが、イベントによる経済活性化への質問でございますが、ご指摘のとおり、メディアによる宣伝効果や経済効果が期待できることは間違いないと思います。

町の公式行事として成人式や生涯学習フェスティバルが予定されており、また、中里地区を中心にした、しらこ温泉桜祭りなども、計画されていますが、今後のコロナ第8波の推移によっては中止もあり得るものではないかと思っております。いずれにしても、現下のコロナ禍の収束が見えてこない、積極的な活動は難しいものではないかと思っております。

次に、いじめについての答弁でございますが、教育長にこちらはお願いしたいと思っております。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 齋藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

毎年、問題行動等の調査を行いまして、いじめ等の実態把握に努めているところでございます。いじめの定義につきましては、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとされております。

これを基にしました令和3年度、昨年度の調査でございますけれども、白子町の小・中学校において120件のいじめの認知件数がございました。その中で、重大事態案件についてはございませんでした。

いじめの認知件数につきましては、軽微なもの、あるいは悪口、けんかなどもカウントされておりますので、その結果として120件と多くなっていると承知しているところでございます。言い換えれば、これは学校が丁寧に児童・生徒のいじめ問題の発見に対応しているものというふうに考えております。

さらに、認知されたいじめは、学校全体で解決に向けて取り組んでおりまして、これらは既に解決しているものと認識しているところでございます。

次に、具体的な対応でございますが、白子町小・中学校では、いじめの予防あるいは早期発見に向けまして、全校集会において話をしたり、あるいはスクールカウンセラーの活用、そして悩み相談箱の設置、毎月の学校生活アンケートや定期的な教育相談を実施しているほか、いじめ相談員あるいは千葉県親と子のサポートセンターをはじめとする外部相談機関におきまして、本人や保護者に周知するなど、様々な方法で対応しているところでございます。

今後も児童・生徒が安心して、そして楽しい学校生活を送れるよう、教育委員会といたし

ましても、引き続き適切にいじめ撲滅に向けて対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） 再質問いたします。

行財政改革を進めながら、今おっしゃった施策を実施されてきたと思いますが、関係者ときちんと議論しながら進められましたか。

施策の実施は、町長の意向を関係者が十分に理解し、同じ認識を持つ必要があると思います。積極的に関係団体の会議などに出席し、意見交換し、必要があれば国や県の機関に相談に行くこともあるでしょう。

特に、役場の職員が町長の思いを理解しないまま仕事をしているということがないように、職員を信頼し、コミュニケーションを取られていますか、町長の率直な意見を伺います。

2点目について。

近頃、新聞報道では、白子町の話はマイナスのものが目立ちますので、経済効果もマイナスに動いているのではないかと心配しています。

敬老祝賀会やふるさとしらこ祭、これは、以前は文化祭と言っていましたが、これらの行事も中止となり、町民の楽しみが奪われていると感じます。

「高齢社会を迎えても、活気ある白子町を目指す」とおっしゃられた町長の発言と、高齢者の楽しみを奪っているという現実が一致しないと思いますが、いかがでしょうか見解を伺います。

あと3点目、すみません。

町内小学校では、長期欠席者や保健室通学があるように聞いています。現状はどのような状態でしょうか。また、その原因はいじめなのではないでしょうか。これらの原因をきちんと究明し、対応・対策をされていますか。

いじめ防止対策推進法に基づくいじめ問題に関する調査組織があるはずですが、そのメンバーが教員出身だと適切な対応が取れていないことを心配しております。

白子町の調査組織のメンバーと現状はどのようになっているかお伺いします。

以上です。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、齋藤議員の再質問についてお答えします。

コロナの影響もあって、今までは対面での会議なども、制限されてきたところですが、最近になって、徐々に会議なども、増えてきたように感じております。私としましては、予定が重複しない限り、可能な限り、各種の会議、講演会などに参加しており、国・県はもとより、各種団体、SWCなど全国的に展開する会議などにも積極的に参加しております。

職員とのコミュニケーションにつきましては、今まで月1回の課長会のみでありましたが、今年4月からは課長会議のほか連絡会議を開催しております。この連絡会議は、役場内の町長部局に限定で行っておりますが、直近の各課の予定などを連絡し、情報交換に努めています。

なお、若い職員も含めた全員とのコミュニケーションとなりますと若干難しさも伴いますが、人事評価のヒアリングの際、課長のほか次席職員も同席させるなど、工夫もしております。今後そういった機会ができれば、できる限りのコミュニケーションを取っていきたいと思います。

最終的に1年半過ぎてきたわけでございますけれども、やはり内部体制の構築、これが一番大きな問題でございました。ですから、そういうものを重点的にやってきて、確かに、議員あるいは町民の方には、いろいろ内部的なことはあまり分っていなかったかもしれませんが、実際そうやっていろんな効果が今出てきておりますので、その点をご了承いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 齋藤議員の再質問についてお答えさせていただきます。

初めに、教育委員会に報告される毎月の長期欠席児童・生徒数によれば、10月末現在、30日以上欠席した長期欠席者につきましては、小・中学校で合わせて21名と報告されております。

また、理由につきましては、本人の問題、あるいは家庭の問題等様々ではございますけれども、いじめ問題が起因となっているものは今のところございません。

また、小・中学校で保健室通学をしている児童・生徒につきましては、今現在おりませんけれども、中学校のほうでは、日中に登校、あるいは生徒が下校後に登校し、別室にて学習している生徒が数名見られる状況でございます。

次に、いじめ問題に関する調査組織についてということでございますけれども、ご承知のように、先日も報道にございましたように、あってはならないことですが、神戸の市

立小学校の児童がいじめを受けた問題がございました。当時の教育委員会が調査記録の存在を意図的に隠蔽したとする調査報告書の事案が、第三者委員会によりまして明らかにされたところでございます。

白子町教育委員会では、千葉県教育委員会から出されている千葉県いじめ防止対策基本方針によりまして、学校いじめ防止基本方針を策定し、重大事案の発見や通報があった場合は、白子町いじめ防止対策調査会を立ち上げ、調査をすることとなっております。

組織のメンバーについてでございますけれども、委嘱した弁護士、そして大学教授等でございます。公正・公平に対応できるよう万全を期しているところでございます。

幸いなことに、白子町ではいじめの重大事案は発生しておりませんので、調査会のほうは今のところ開催されておりません。

今後も児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教育委員会では学校への指導と支援をしてまいりたいと思っております。また、保護者、家庭、地域から信頼を損ねることがないよう丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、齋藤議員のご質問の中で、高齢者社会を迎えてのというお話がちょっと漏れましたので、また回答いたします。

高齢社会を迎えても活気ある白子町を目指す方針に変わりはありませんし、今後そのような施策も積み重ねていく所存であります。

しかしながら、何よりも大切なのは、高齢者を含む町民の命と健康を守る取組であって、これを最優先にしなければなりません。高齢者の方から、敬老祝賀会は、なかなか会えない人と会うのが楽しみだという声も聞きますし、本当に楽しみにしておられる高齢者が多くいらっしゃることも承知しております。

大勢の高齢者を一堂に会して催すことのリスクを考えたとき、やはり持病をお持ちの方、基礎体力に不安のある方など多数おりますので、健康・安全を第一として、苦渋の選択ではありますが、中止という判断をしたところでありますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） 町長になられまして1年過ぎましたけれども、一番大事なことは、やっぱり職員を信頼して、あなたの配下ですから、それで町のために、町民のためにやるの

が筋でございます。ぜひ、そちらの方向に向かっていただきたいと思います。

それでは、再々質問ですけれども、町長が関係者全員や役場の全職員とコミュニケーションを取れないことは仕方ないと思いますが、町長の補佐役としての副町長にその役割をしてもらうため、不在になっている副町長を選任してはいかがでしょうか。副町長の選任についてどのようにお考えがあるかお聞きします。

2点目の海岸野球場や隣の広場などで、自主組織が運営するイベントは大にぎわいを見せ、産業道路が大渋滞になるほど、大変多くの町民や観光客が来ていると聞いています。

以前は、役場に事務局を置く実行委員会形式でイベントを実施されていたと思いますが、民間活力を生かすという点からも、イベントは民間に任せるというやり方もあると思います。

自主組織や関係団体が自らの力で実施するイベントを、町が積極的に側面から支援するような形を検討してみてもはいかがでしょうか。

町民参加のまちづくりを進める上で、イベントでの行政の関わり合いをどのように考えているか、それをお聞きしたいと思います。

それと、教育問題ですけれども、教育というのは次の日本をしょって行く若い子供たち、大変難しいと思います。一番大事なのは教育でございますので、教育長をはじめ関係者の皆様、ぜひ健やかな子供たちを、社会に出て活躍できるような、そういう子供たちを育てていただきたいと思います、これは要望ですのでよろしくお願いします。

では、町長、その2点だけ。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、再々質問でいただきました副町長の選任につきましては、従前より千葉県職員の中から派遣していただきたいと思いますと考えておりましたが、実際、派遣については関係先と協議を進めてきたところですが、現時点では実現に至っていない状況でございます。個人的にも副町長の必要性は認識しておりますので、選任に向けて研究していきたいと思っております。

それから、再々質問の中で、海岸の集団施設内で行われました夏祭りとか、青空祭りとかそういうものに対してのお話だと思うんですが、町外から多数の来訪客が訪れたと聞いております。私としても本当に喜ばしい結果であったと考えています。以前にも、他の議員の一般質問の際にも申し上げましたが、今後、役場職員を100人動員するようなイベントを町が主催するようなことは考えておりません。

議員がご指摘のとおり、自主活動グループや地域活性化を目指す団体などが、プランニン

グから資金調達、現場管理と関係機関との調整などを自ら行い、その結果を踏まえた上で次の活動に向けてブラッシュアップしていく、そういった取組が非常に大切だというふうに思っております。

自ら積極的な活動、創意工夫に満ちた発想など若い人たちを中心とした自主活動グループ、団体が町の中に組織されてきたことは、将来のまちづくりの大きな財産であると思っておりますので、今後ともその活動が継続できるように協調していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） 最後は要望なんですけれども、町長は1万1,000人の中のトップでございます。その中で一番大事なことは、私が言うべきじゃないと思っておりますけれども、町民が困ったときに飛んでいくような、そういう気持ちで政治をしていただきたいと思っております。小さいことで、重箱の隅をつつくようなことはあまり首を突っ込まないでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長（酒井良信君） ご苦労さまでした。

◇ 大多和 正 夫 君

○議長（酒井良信君） 続きまして、2番大多和正夫君の一般質問を許します。

○2番（大多和正夫君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず1点、マニフェストの進捗状況についてお伺いたします。

石井町長が就任しまして1年半が経過した中、マニフェストの教育、産業振興、観光、福祉、行政改革の5項目について、現在取組を進めている項目の進捗状況についてお伺いたします。

そして、関連いたしましてマニフェスト5項目につきまして、石井町長の今後の任期中にて、最優先に取組を進める具体的な対策と目標値について、どのように考えているのかお伺いたします。

続きまして、2点目の住んでみたい・行ってみたいまちづくりについてであります。

町の令和4年10月1日現在の人口は1万758人であり、前月より28人減少しております。

町によります将来人口の推計では、人口減少対策を行わない場合の令和22年度人口は、6,351人と推計されています。人口減少対策として、現状の移住定住支援はもちろんのこと、町単独で各種子育て支援の充実と、やはり思い切った対策に取り組み、住んでみたい、また住み続けてみたいという若者を含めた町民の気持ちを高揚させる必要があると思います。

そして、次に重要なことは、やはり若い子育て層から高齢者まで共に楽しめる施設環境が必要だと思います。各年代層から行ってみたい、住んでみたいまちづくりを目指して、あらゆる世代、用途に対応し、様々な機能を配備した、新しいタイプの例ではございますけれども、道の駅、複合型のハイブリッド道の駅等について、道路アクセスを考慮し、旧白子荘周辺に導入するような検討を進める考えがあるのかお伺いいたします。

続きまして3点目、農家所得の向上対策についてであります。

6月議会でもお話ししましたが、本年の肥料価格は、2月のロシアによるウクライナ軍事侵攻及び主に中国による輸出規制等の影響により、6月より肥料価格は品目により5割から10割値上がりしております。

令和5年2月までの肥料購入金額の値上がり価格分については、国・県より差額分の90%の支援が報告されております。ただ、令和5年3月以降の購入分については、支援は非常に不透明であります。こういう中、野菜農家をはじめ、特に水稻農家については米価低迷の中、非常に厳しい経営を強いられています。

農業所得の現状維持及び向上に向けた対策についての考え方を伺います。

続きまして、4点の企業誘致所管課について伺います。

企業誘致は、雇用の創出、税収増加、移住定住増加、地域活性化につながります。現在、企業誘致担当課は商工観光課に所属しています。企業誘致には、総合的な判断と各種規制の調整及び財政的な支出が伴います。企業誘致については、財政部門の企画課または総務課が主管となるべきと思いますが、考え方を伺います。

以上、4点5項目について石井町長の考えをお伺いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和議員のご質問にお答えします。

マニフェストに関する質問ですが、令和4年4月に小学校適正配置等検討委員会を設置し、12人の委員に委嘱し、調査・検討を行っており、現在まで4回の委員会を開催し、保護者ア

ンケートや他市町の視察を実施しました。

保護者アンケートでは、小学校と保育所に依頼して348件の回答を得ており、「積極的に統廃合」と「やむを得ない」など、統廃合に肯定的な意見が全体の約6割という結果になっております。

令和5年度は、町民との意見交換会を実施する予定であります。今のは教育のほうでございました。

それから、今後の産業振興についてでございます。

まず、茂原白子バイパスの開通を見据え、白子中学校周辺を中心に公共施設ゾーン、住宅ゾーン、商工業ゾーンを位置づけた中心市街地の形成を図るコンパクトシティ構想を軸として、町の総合計画後期基本計画において方向性を示す予定であります。

白子町全体の都市計画の見直しにつきましては、相当の期間と費用を要することから、まずは平成10年度に策定されました都市計画の基礎となる白子町都市マスタープランの改定業務を町の総合計画後期基本計画にのっとり、令和5年度から着手し、令和6年には完成したいというふうに考えております。その後、必要に応じて都市計画の見直しについて着手したいというふうに思います。

それから、農業の規模拡大についてでございますが、農業の規模拡大については、令和2年度に策定しました、人・農地プランに位置づけられた中心経営体や認定農業者への農地の集積・集約化を進めております。そのため、水田の区画面積の拡大を目的とした畦畔の除去及び整地等に対する費用を助成し、生産の効率化を進めております。

また、白子町地域農業担い手支援事業として、農業用機械や農業用施設の導入支援を行うことで、経営規模の拡大や農業生産性の向上及び効率化を図れるように取り組んでおります。

それから、各種中小企業がもっと活発に活動できる町にということで、町内中小企業施設についてですが、6月の一般質問でも答弁させていただきましたが、令和3年の経済センサス速報値によりますと、町内の事業者数は391事業所、町内従業者数は3,127人、この数字を伸ばしていくことが町の産業振興、または人口減少の歯止めにつながると考えております。

具体的には、中小企業等に対する設備改善資金や運転資金の利子補給事業を継続し、経営安定化の下支えを継続するほか、昨年度、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の見直しを行い、町で創業される方々に経営、財務、人材育成、販路開拓等について、創業スクールまたは個別相談指導を実施することにより、経営資金の向上を目指すなど、さらなる支援策強化を図ってきたところでございます。

また、ふるさと納税制度を推進し、町の特産品をPRするとともに、町内産業の活性化を図っていかねばと考えております。長引く新型コロナウイルスの感染症の影響により、町内中小企業者の方々の多くはその影響を受けており、まだまだ大変な時期ですが、町内中小企業をはじめ事業者の皆様が活発に活動できるよう、町もその支援策について積極的に考えていきたいと思っております。

次に、新しい視点での観光を提案ということとしますと、観光についてですが、本町の観光はテニスを中心としたスポーツ合宿や温泉施設利用など、首都圏を中心に多くのお客様をお迎えしております。また、民泊されるお客様の多くは団体宿泊客であり、宿泊者全体の7割程度を占めております。

近年、旅行者ニーズの多様化が進み、観光地間での競争が増していることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大により観光を取り巻く環境は大きく変化しており、本町の観光も目的観光から一般観光へ、団体から個人へ、テニスだけに頼らない観光、また団体客に加え個人客対応へ順次シフトしていくなど、受入れ体制の転換を考えていく必要があると思っております。

その対策として、観光地域づくり法人DMOの設立を視野に取り組んでいるところですが、今後、ワークショップを開催し、皆で話し合いを行い、活動の基本となる観光振興計画の作成等を進めていきたいと思っております。

また、宿泊施設事業者をはじめ観光事業者の皆さんと共に、連絡を密にして、アフターコロナに向けて、観光の新しい形を積極的に考えていきたいと思っております。

観光施設の再生促進ということで、観光施設の再生についてですが、白子荘跡地の利活用については、8月に、株式会社JTB千葉支店と白子荘跡地等の利活用に関する基本構想策定業務委託契約を締結しました。この基本構想は、観光資源としての可能性やニーズを把握し、新たな観光交流拠点としての整備をするための基礎資料となるものです。

今後、千葉県及び南関東地方居住者を対象にしたウェブ調査を行い、その中からグループインタビューを開催し、町内観光事業者等との事業者ヒアリング調査を経て基本構想が策定されます。

その基本構想の成果品の下に、新年度においては、名称はまだ決まっておりませんが、休養施設等跡地利用計画検討委員会を立ち上げ、跡地の利活用方針を決定していきたいと考えております。

なお、具体的な進捗は検討委員会での議論の進み具合によって若干前後することもあり得

ると考えております。

それから次に、医療と福祉の充実、高齢者に優しい環境づくりということでは、まず、令和5年度に策定します第5期介護保険事業計画の基礎資料とするため、来年1月より日常生活圏域ニーズ調査を実施します。その調査結果を基に、課題や検討事項を整理し、高齢者の環境づくりや介護予防事業の充実などを図ってまいります。

それから、行政改革の一つとしまして自治基本条例についてでございます。

自治基本条例につきましては、6月の一般質問でもお答えしておりますが、既に行政改革分科会の中で素案を提出済みであり、特に意見は届いておりません。この素案を基に12月5日の課長会議の場において、名称を「まちづくり基本条例」に修正したものを最終案として提示し、今月中旬頃までに加除修正等の意見を求めているところであります。

特に意見や修正箇所がなければ、町としては最終案として、年明け1月中に町のホームページに公開し、パブリックコメントを行い、町民のご意見などを参考に必要な修正を加え、町として成案を決定したいと考えております。町としての成案は、令和5年第1回議会定例会において、まちづくり基本条例案として上程させていただく予定でございます。

それから、機構改革についてですが、行政組織の機構改革についてですが、こちらも6月の一般質問でもお答えしたとおり、昨年度から行政改革専門部会及び分科会会議の成果として、本年4月から、旧来の総務課を、総務課と企画財政課に分課し業務を行っております。また、今までの健康福祉課と住民課に偏在していた子育てに関する事務事業を、住民課の子育て支援係に集約いたしました。

その他、行政改革の成果として行政手続に係る申請書等の大幅な押印の廃止、役場の庶務規程の見直しを行いました。

本年度も4月以降、不定期ですが、会議を継続しており、長期継続契約及び自動更新条項のある契約の見直しや先進地における子育て支援策の本町への実装などについて検討を進めています。

また、職員の人事評価制度につきましては、より一層の事務の効率化と成果主義の導入を図るため、各課における組織目標管理シートの作成、評価を取り入れ、本年度から運用を開始しております。

町のブランディング化につきましてはですが、町のブランディング化についてはまだ途に就いたばかりであります。現在作成中の後期基本計画や、今後策定する各種計画の中で、他の市町村との差別化を一層際立たせるため「しらこ」のブランディング化を目指してまいり

ます。

具体的には、参加者からも、好評であり、かつ大きな効果が期待される健幸ポイントの事業を中心に据えた健康づくりと、テニスにプラスアルファを加えたスポーツ、健康とスポーツを中心としたまちづくりを目指してまいります。その上で、小学校及び保育所の統合、公民館機能などを有する多目的・多世代交流施設の建設などを進め、核となる町を整備していきたいと思っております。この核となる町は、当然ですが、茂原白子バイパス沿線に展開していくことになるかと考えております。

以前にも何度も申し上げておりますが、行財政改革に終着点はありません。今後とも不断の改革に取り組む所存であります。

それから、町長1期の任期中に最優先に取り組むということについて申し上げますと、今申し上げたマニフェストについては、本町にとって取り組まなければいけない施策と考えております。最優先ということですが、順位的なものはつけられません、現状を考慮すると、小学校・保育所統廃合が現実的な状況にあるかと考えております。

次に、住んでみたい・行ってみたいまちづくりについてのご質問でございますが、ハイブリッド型の道の駅についてです。お答えします。

道の駅に関する質問ですが、本町においては過去2回、道の駅の建設について調査・検討するため協議体が設置されております。2回とも、設置すべき用地確保の問題、道の駅の経営主体の問題、展開すべきサービスの質と量の確保の問題などについて、解決策を見いだすことができず頓挫したと伺っております。

議員がご指摘の複合型ハイブリッド道の駅については、最近になって全国各地に幾つか展開されているようで、マスコミなども、大々的に報道しており、地域づくり、まちづくりの中核施設として注目を集めております。

この複合型ハイブリッド道の駅を白子荘周辺地域に導入してはどうかというご意見でございますが、ご承知のとおり、白子荘跡地を含め周辺は全て国有地になっております。また、九十九里自然公園の白子集団施設地区については、管理権が千葉県となっており、土地の所有権や管理権が複雑になっております。また、地図で確認するとよくお分かりかと思いますが、この白子集団施設地区は、九十九里有料道路と南白亀川によって分断されており、一団の土地として利活用することに若干困難が伴います。

したがって、私自身としては道の駅の導入は、町においても検討すべき案件ではないかと考えておりますが、旧白子荘跡地周辺ではなく、今後整備される本町の新たな大動脈と

なる茂原白子バイパス沿線への立地を検討するべきではないかと思っております。

次に、農家所得の向上対策についてのご質問にお答えします。

農業所得の向上対策についてでございますが、今般の肥料価格の急騰は、農業生産において深刻な打撃を受けていることに大変危惧しております。現在、国・県の肥料価格高騰対策において、令和4年6月から令和5年2月に購入した肥料の高騰分については、国が7割、県が2割の9割を支援しますので、町としてもJAと連携を図りながら農家の支援に努めてまいります。また、地方創生臨時交付金を活用し、肥料高騰に対する支援を補正予算に計上させていただいております。

水稻農家については、大多和議員のご指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響により米の需要減少から、米価は昨年から大幅な下落を埋めることができずにいます。町としましても、米生産の収益力を高めるために、まず、生産コストの軽減が重要であり、農地の集積・集約化、農業機械等の支援に取り組んでまいります。その上で、農家の経営努力では避けられない収入減少のセーフティネットとして収入保険などへの加入を推進し、米農家の経営安定を図ってまいります。

それから次に、企業誘致所管課についてでございます。

企業誘致担当課についてですが、先ほどお答えしましたとおり、昨年度の議論も進めた行政改革の一つの議決として、企業誘致に関する事業事務については、本年度より商工観光課の所管事務として整理したところでございます。

事務事業の所管課については人によって様々な考え方があり、議員の考えを否定するものではありませんが、工業団地の整備のような大規模な企業誘致は予定していないので、当面は、昨年度の議論を踏まえ現状のまま事務事業を進めていこうと考えております。

それから、行財政改革について先ほど申し上げましたが、役場組織機構の見直しや所管事務事業の整理など、今年度以降も継続して行いますので、新たな組織機構への移行、法的な要請に基づく新たな事務事業の創設などに伴い、企業誘致が他の部署に移管されたり、極端なことを言えば商工観光課の廃止なども、可能性がないわけでもありません。

今後とも時代の趨勢を見極めながら、よりよい役場組織機構の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 非常に細かい答弁ありがとうございました。

まず、マニフェストの関係なんですけれども、いつも町長の場合は茂原白子バイパスの話が出ます。この辺については話がなかなか動いていないという状況ですので、この点についてはここでどうのこうの話をしませんけれども、基本的にとにかく町長が先頭に立って、この辺についての話を前に進める、特に茂原市との話が非常に大切になるとと思いますので、その辺は率先的にひとつ対応をお願いしたいと、これは要望でございます。

そして、先ほどの産業振興の関係で、人・農地プランの中で令和4年の予算にもありましたけれども、畦畔の除去に対する助成、そして担い手支援事業もございます。これについてはこれから令和5年度の予算編成になると思うんですけれども、この辺が令和5年度も継続されるのかということをお聞きしたいと思います。

そしてあと、観光事業の中でDMOが出ておりますけれども、これについては多分一つの中で、商工観光課が今基本だと思いますけれども、そして観光協会等との協議を進めていると思うんですけれども、なかなか難しいものと思います。

ですから、私が思うのは、この辺については、最初はある程度専門的なプロと一緒に立ち上げさせるような形で、ある程度誘導させながらつくっていったほうが、スピード感があるのかなというふうに思います。この辺について、まず1点お答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、5年度も産業振興に対する補助金とかそういうことを継続するかということでございますけれども、それはそのつもりであります。ですから、例えば今、農機具の購入において一応1人100万ずつのあれは今後も継続していきたいというふうに思っております。

それから、産業振興だけじゃなくて、今、DMOのお話がありましたけれども、DMOについては、これは実際、商工観光課で大分一生懸命やりましたんですけれども、DMOというのは各地でいろいろ今現在できております。できておりますが、結局、活動がコロナ禍で非常にどこでもみんな落ち込んじゃっている状態なんです。

そういう中で、商工観光課はいろいろなところへ視察に行きながら研究してまいったわけなんですけれども、それをできるだけ白子町の旅館業者、ホテル組合とかそういうところと話し合っつけて作り上げていこうという形で進んでおったんですけれども、白子町の観光業者がなかなかついてこない部分があるんです。

それ以前に、観光振興の基本的な計画が白子町の場合はないわけです。観光協会とに観光

振興の基本的な計画はないわけです。ですから、今私も観光については随分いろいろ皆さんには、観光協会の人々、それから商工観光、そういうところで随分お話ししているんですけども、もう少し観光というものを、テニスだけの観光ではもうはっきり言って駄目になっちゃうと思うんです。

ですから、その辺を踏まえて、観光の基本計画から作り直していかなきゃいけないということで、たまたまJTBにこれはある面で任せてありますから、JTBにどんどんそういう面での情報を提供いただいて、最終的にはDMOをつくっていくつもりでありますけれども、そういう形で観光振興を図っていきたいというふうに思っております。

それと今、企業誘致とか、そういうことに関しまして、正直言いまして、恐らく皆さん企業誘致というのはほとんどの方はあまり経験ないと思うんですけども、なかなかこれが、来いと言ってなかなか来るものじゃないわけです。私も商売上、そういうことを結構かつては、前職ではいろいろやっておりましたけれども、企業誘致でほんと来たって、誘致してそこが大きくなったというのは、数えてもそんなに幾つもないわけです。

この面に関してはやはり情報なんですね。この間もお話があったんですけども、役場の中の組織で一つの情報がどうやって回るかということをやって、各課から毎日日誌を出させるような形で今進めているところなんですけれども、いろんな情報がどこかで全部集まるような形をつくらなきゃいけないんです。

ですから、企業誘致に関しては、何か農転の申請があったとか、農振の除外の話があったとか、いろんな情報があるはずなんです。その辺を集積しながら、その都度その都度対応していかなければ、なかなか企業誘致とかそういうことはできないと思います。そういうことでご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） まず、先ほどの関係については、ぜひとも令和5年度予算でよろしくお願いを申し上げたいと思います。

あと福祉の関係で、これも非常に難しいんですけども、地域見守り隊みたいなそういう流れをつくりながら、高齢者の環境を確認していく、これは制度的にいろいろやられていることはありますけれども、地域で共生できるような、そういうシステムづくりみたいなものを、これは今後そういうことを検討する考えがあるかどうかをお聞きしたいなと思います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） こちらの質問につきましては、現在、見守りにつきましては民生委員、あるいは今地域見守りネットワークということで、新聞配達員あとは郵便局、あと銀行の方々とか、もし、高齢者とかのご自宅のほうに伺ったときに、例えば新聞入れの中に新聞がたまっているとか、そういった状況がございましたら、役場の健康福祉課か地域包括支援センターのほうに連絡していただくような、そういったネットワークを今構築しておりますので、本当は隣近所の方々が、もし独り暮らしの方とかいらっしゃいましたら目をかけていただけるのが一番いいと思いますけれども、なかなか個人情報の関係もございしますので、そういったものは民生委員の方には個人情報も配布してございますけれども、あとは、そうですね、隣近所の方はどういった家庭状況か分かっていると思いますので、そういった中で見守っていただければありがたいとは思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） では、これについては要望になるんですけども、確かに民生委員さんもいますし、今言いました郵便局の職員とか新聞配達員とかあるんですけども、それはそれとしての要員として、町として地域の見守り隊みたいなそういう、要は今、地域で現状ではやってるんですよ。隣のおばあちゃんは元気かなとかで、何かあったら、じゃ何か買ってきてやるよと、その地域地域でやっているんですけども、そういうお互いそこで共生して生活していくような、そういう地域の小ブロックのネットワークみたいな、そういうこともひとつご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、1点目についてはこれで終わりにさせていただきたいと思います。

そして2点目で、住んでみたい・行ってみたいまちづくりなんですけれども、先ほど白子荘跡地については国有地と県の管理というがあります。私の場合は、白子荘跡地というものは一つの表現であって、言いたいことはとにかく子育て世帯が白子町に住んでいたい、また住んでみたいという状況をつくらなければ、人口減少は非常に波を打って進んでいくと思います。

そういう中では、いろいろ国からの制度で子育て支援についてはそれなりに充実しているのは理解してはいますが、やはり白子町単独として、予算的には限られますけれども、思い切った財政支出、強いて言えば、今3歳児から5歳児の無償化と、今では2子が半額、3子が無償化という保育園の保育料でありますけれども、この辺についても、若い世代というものは、皆さんもご存じですけども、給料はやはり安いんですね。

夫婦2人で働いてどうにかやっているといるという中では、2人で働くためにはゼロ歳からの保育を依頼していかないとなかなかできないと。大企業は出産休暇がございませけれども、中小企業になってくるとその辺の整備がないとなかなか1年間のゼロ歳児の保育のための休暇は取れないと。

そういう中では、今やっておりますけれども、ゼロ歳児からの保育というものを、それからそういうものを含めて、小さな子供については無償でいくと、そういう思い切った考えをしながら、それと一緒に、子育て世帯がそこで子供を育てられるような自然環境の整理、そういうために私が言ったのはハイブリッド道の駅、こういう形であれば国の助成も50%ぐらい引き出せると思いますし、そういう中で、そこにいろんな用途を組み入れて、そういうものを思い切ったことで考えていかないと、なかなか白子町の中に行ってみたい、住んでみたい、また、いる人が土気のほうとか茂原のほうに出るんじゃないかと、白子の中で子供を育てたいというような何か思い切った施策をお願いしたいと。

そういう中では、先ほど、町長は、道の駅の、場所は別にしても、考えたいという意向がありますので、その辺はぜひとも、今、JTB等とやっておるということですがけれども、そういう中でも町の意見もある程度それなりの考えを出してお話をしていく、そういうものに取り組んでいただければと思います。

この辺の思い切った、とにかくこの外的要件の道の駅については予算もあるものですから、これは要望にしますけれども、思い切った財政支出による子育て支援というものについてどう思っているものか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 子育て支援だけじゃなくて、高齢者の健康づくりとか、そういうものも全部ひっくるめまして、とにかくそれはやっていかなければいけないというふうに思っております。

特に、今、長生村が八積駅のところに交流センターという施設を造ったわけです。これがやはり一つのポイントだと思うんです。といいますのは、この間、私、SWCの一番よくできた市町村ということで新潟県見附市に行ってきたんです。見附市に行きまして、交流センターというのがすごく整備されているわけです。そこに子育て世代の人たちも来るし、みんな高齢者の方も来る、その施設はかつてスーパーがあった1,300坪ぐらいのワンフロアを使って、そこに人がどんどん来るような、そういう施設を造ってあるんです。

ですから、白子町も中心市街地にそういう施設を造って、うちにいる老人とか、うちにい

るお母さんと子供とか、そういうのもどんどんそこに出かけていけるような、そういう形をつくりたいというふうに思っております、ですから、子育ての分野、それから健康づくりの分野、高齢者のね。そういう部分も、とにかくその交流センターというのが、私は最終的には肝だというふうに思っております、これは早めに、優先順位としますと学校と保育園の統合も当然ございます。その後になると思いますけれども、いずれにしても、交流センターを造って、白子町の人たちがいろんな面で回遊できるような、そういう拠点を幾つかつくってその中で動けるような、そういうまちづくりをしたいと思うんです。

ですから、とにかく高齢者の健康づくりと子育て世代の充実ですね、この辺は、ただ、よく給食費をただにすればいいとか、そういう議論だけじゃなくて、それよりもっと重要なことがいっぱいあるわけです。

岡山県奈義町という出生率が2.7だか2.9だかになった町があるんですけれども、そこなんかも、企画のほうでいろいろ情報を得て、どういうものをやっているかというものを今進めております。

ですから、そういう面で、総体的に子育て、それから高齢者、この辺を重点に置いた形で、結局、ほかの地域と差別化できるくらいのものにしないと、白子町は人口が増えてきませんから、そういう面での動きはしていくつもりでおります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、町長がお話しされましたそういう内容については、ぜひ進めていただきたい。

それで1点、その中で回答をいただいていませんけれども、子育て支援に対する思い切った金銭的な、そういう支援の検討する考えがあるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、町長の答弁でも若干触れておりましたけれども、先進地の情報というのを企画財政課のほうで持っております、この後、予算編成の中で実装について検討を進めていきたいと思っております。

ですので、どこまでできるかというのはやっぱり市町村の財政具合によって若干異なりますけれども、今、先進地として出ました見附市さんとか、そういったところでやっているもの、実際に視察に行つて情報を得ていますので、本町の予算編成の中で、この後の作業にな

りますけれども、ちょっと実装化を進めていきたいと思います。ある程度の負担が増えることは覚悟の上で検討してみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） では、この件については、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ぜひとも、当面小学校との統廃合を優先するということですが、その後に、年寄りも若者もともにここにいたいんだという、そういうものは施設的なものも、ハード的な面も必要なものがありますので、ぜひともその辺は積極的に取り組んでいただきたいと思います。これは要望でございます。

そして3点目ですけれども、12時を過ぎましたけれども、ちょっと時間をいただきたいと思えます。

農業所得の向上対策で、先ほど町長のほうから地方創生臨時交付金の補助金等を使って、今後、その辺の、予算化をされたんですか、令和5年に予算化をする予定なんですか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 今回の補正予算案の中に組み込んでおります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） それはそれでありがたいことなんですけれども、私のこの質問の中では、令和5年以降、要は令和4年度については国と県がある程度見てくれます。ですから、そういうものは、町がその上に見てくれるのはうれしいんですけれども、国にしても令和5年以降は、簡単に、なかなかこの制度は続かないと思います。

一時的なものだと思いますけれども、一旦値上がった肥料価格というものはまず下がりにません。そうなってくると、非常に令和5年以降厳しい状況の中で、その後の対応策としてはどういふものを考えているのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） お答えいたします。

町長からの答弁にもありましてとおり、まず、米の生産の収益を上げるにはその生産コストを下げていかなければなかなか難しい。ですので、農地の集積・集約化というものが必然的になってくると思えます。

それを踏まえて、肥料高騰に対する助成というのは、また今後も国・県等で対策が練られ

と思われるので、その対策が講じられた場合には、町としても取り組んでいければというふうに考えております。

それから、農業機械等の支援についても、令和5年度も引き続き行ってまいりますので、その辺で対応していければというふうに考えております。

それから、小規模畦畔についても同じく継続して行って、農業生産の安定を図っていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 内容的には分かりました。私が言ったのは、肥料価格が上がったからそれに令和5年以降助成を考えろということじゃない。そういう意味もありますけれども、やはり農業施策に対してそれなりの考えを持って進んでくれと。今、答弁の中でお話もありましたので、令和5年以降も、先ほど町長が話された内容等も継続してやっていただければいいのかなと。

特に、これだけの価格になってきますと、米の価格との差で、担い手農家も簡単にその面積を受けられない状況になってくる。受ければ受けるだけ経営が厳しくなるという状況もありますので、そういう中で、町もその現状を見ながら随時判断していただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、では最後に、企業誘致の所管課については、一応先ほどの答弁で考えは分かりました。ただ、基本的に町としてもこれからの人口を維持するためと、やはり町民の雇用の確立を図るためには、企画課としてそれなりの企画能力を出しながら、中小の企業でも誘致というものを常に意識していなくてはいけないと思うんですね。そこには農振の計画除外もあると思いますけれども、そういう考えは全部商工観光課にやらせるということなんですか。基本的なものは企画、そういうものを持っていくってことなのか。そこだけ確認したいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 企画は全部のことの企画をする部分でございますので、私はいつも組織としての、町長のそのすぐ下はやはり企画だと思っています。ですから、何でも企画が絡んでくることは当然あるわけですから、ですから、商工観光課がどうのこうのという形じゃなくて、最終的には町全体で取り組むわけでございますので、特に、白子町は工業団地がないわけですから、私は実際問題としまして白子バイパス沿いに商業ゾーン、工業ゾーンとい

う形である程度つくってもいいというふうに、これは農振の変更とか何かしなきゃいけないんですけれども、そういう形も考えております。

それと、大きな工業団地だけじゃなくて、関地区には山林も結構あるんです、小さいんですけれども。小さいそういう山林の幾つか、そこに工業団地に近いような、そういう企業誘致できるような場所にしたいという、そういう考えもあるわけです。

ですから、いずれにしても、産業を連れてこない限り白子町に将来はないと思います。ですから、私もマニフェストで3,000人の就業人口を4,000人にしたいというのは、これはそのとおりでございますので、これをやるためには、ただこれは一朝一夕にすぐできるものじゃございませんもので、これは地道にやっていかないとなかなか難しい問題だと思います。

ですから、いずれにしても、今一番大きなものは農振がはびこっているということが、いろんな面では非常に大変だということは言えることではあります。この変さらについても、白子町は農振の見直しはここのところずっとやっていないそうですけれども、今後も進めながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、町長の中で、農振がはびこっているんじゃないじゃなくて、農業地域計画があるわけですから、町がそれなりの流れで出していけば、それはちゃんと協議になると思いますので。

とにかくそういう中では総合的な企業誘致、それはちっちゃくても、大きくても、そういうものはある程度町長の諮問の——諮問ということはないんですけれども、直結の企画、総務、そういうところが基本的には計画していただけるということで、そういうものも進めていくということであれば、私のこれ以上の質問はございません。

そういう中でとにかく雇用の創出もしなければ、やっぱり人口減少対策になりません。そういう中で、ちっちゃなことでもいいですから、先ほど言いました山林等の開発でもいいと思います。そこに係る農地もあろうと思いますけれども、それを町が基本的にやるという計画であれば、県のほうも許認可出てくると思います。

ぜひとも、そういう体制をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で2番大多和正夫君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は13時10分といたします。

休憩 午後 零時 10分

再開 午後 1時 10分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 梅 澤 哲 夫 君

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君の一般質問を許します。

4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 通告に従い、一般質問させていただきます。

1点目としては、地籍調査は、年間1億円前後の経費をかけ、その大半は、国・県の補助金で行われ、スタートから10年を経過し、本年にて町全体の調査を終わろうとしています。

この間、12億円先の経費をかけ、その調査結果の内容、また、それを基に今後、町行政の中にどう取り入れていくのか。

1として、調査の初めから今日までの経費の内訳、また境界ぐい等の確定内容について伺います。

2点目とし、公図上に出てくる赤道、青道の今回の地籍調査における取扱いについて、調査時には、土地の合筆、赤道、青道の対応も可能と説明がありましたが、法定外公共物とされるこれらの土地所有者の明確化はどのくらいあったのか伺います。

3点目とし、地籍調査の結果を基に、今後、町で考えられる茂原白子バイパス、また今日大きな課題となっているスーパーの誘致における、予定される土地の所有権の明確化がなされているのか伺います。

2項目として、コロナ禍の中、小・中学校における子供たちの生活指導について伺います。

①として、コロナ発生後、学校の休校またコロナ感染における休み等で、子供たちの学習指導はどのようになっているのか。数年前から、働き方改革で教職員の過労対策改善が叫ばれ、教育現場は大変なこととなっていると思います。近年、身近に子供たちの声が聞こえず、改めて未来ある子供たちの教育環境について伺います。

②として、マスクの着用、大声を出さない各種行事の中止、中でも黙食等で、元気な声、笑顔の出しづらくなっている子供たちのストレスの解消は、改めて考えられているのか伺います。

以上、2項目5点について、町当局の説明をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、梅澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、地籍調査の件は私から、その後の子供たちのことについてのあれは、教育長より答弁させていただきます。

梅澤議員のご質問にお答えします。

地籍調査事業につきましては、平成24年度から昨年までの10年間で、町内全域の境界立会いが完了し、当初の計画どおり進んでおります。昨年度までに、関地区、白瀉地区の登記が完了し、本年度から3年間で、南白亀地区の登記が完了するよう事務手続を進めてまいります。

本事業の平成24年度から令和4年度までの総事業費は12億3,300万円の予定となっておりますが、国50%、県25%の補助金を活用し、町負担は25%の3億800万円の予定となっております。さらに、町負担3億800万円のうち、20%の特別交付税措置により、実質的な町負担は、総事業費の5%、6,100万円の予定となっております。

また、立会い欠席や合意に至らず、筆界未定となった割合は、件数にして180件、1.2%、筆数にして453筆、1.3%となっております。

次に、赤道、青道の対応について、どう考えているのかというご質問に対しまして、地籍調査事業により境界が確定し、登記が完了した地区の赤道、青道につきましては、申請をいたしていただき、現地で機能を有していない場合には、払下げの対象としております。本年度までに13件の申請があり、払下げの事務手続を行ったところです。今後も引き続き、町へ相談があった場合、現地の状況を確認した上で、払下げの可否について判断し、手続を進めてまいります。

次に、地籍調査を基に、行政活用の考えはないかというご質問でございます。

地籍調査事業では、調査しました成果につきましては、道路改良等の工事に活用しているところですが、今後様々な公共事業や財産管理に活用していく予定であります。

この後、コロナにおける子供たちの生活指導については教育長より答弁をさせていただきます。

す。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、梅澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

児童・生徒が新型コロナウイルスに感染してしまった場合や、濃厚接触者になってしまった場合、自宅での一定期間の療養、そして、待機となってしまい、学習に遅れが生じてしまうことにつながります。

幸いなことに、現在は1人1台のタブレット端末が提供されておりますので、児童・生徒の体調を考慮し、本人や保護者の希望を確認した上で、学校職員のほうが家庭にタブレット端末を届け、そしてリモートでの授業参加ができるようなシステムとなっております。また、そのことによりまして、教職員の働き方改革にも多少なりともつながっているというふうに承知をしているところでございます。

次に、抑制された生活でのストレス解消方法をどう考えているかというご質問ですが、令和4年度は、幸いなことに修学旅行、運動会や合唱コンクール、そして、多くの行事ができるようになってきたことから、充実した学校生活を送ることができるようになってきたというふうに思っております。

ストレス解消についてですが、学校では、業間休みや昼休みに外で体を動かすことを推奨したり、外部からスポーツ選手などの講師を招いての交流事業や講演会など、様々な行事を企画、そして実施して、感動や楽しさを体験させているところでございます。

また、つい先日、文科省より、各都道府県に、給食時の会話について、必要な条件を満たせば、会話をしながらの給食も可能であると通達が出されました。

さらに、12月の千葉県の定例議会におきまして、コロナ禍で入場制限を行ってきた学校行事については、児童・生徒、保護者の制限は撤廃する方針が示され、これもストレス解消につながるものと考えております。

教育委員会といたしましても、家庭と学校の連携を密にさせたり、スクールカウンセラーの活用や、定期的な教育相談の実施、児童・生徒のちょっとした変化を日常の観察で把握し、問題を察知するよう、各学校をお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 地籍調査については、先ほど町長からありましたように、これは個人的な利害関係といえますか、そういったのがあるので、なかなか、それこそ、しゃれではご

ざいませんが、食い違いということで、なかなか問題点が多いということを感じたわけですが、ただ今回の数字の中では、私の思ったままではないのかなというように思っております。

ただ、あることは残念なので、その辺の解消等について、今回地籍調査もそうなんです、地元で景観等を考える中で、土地の所有者、要は道路脇の山林や何かの枝木が伸びてきた中で、地域でそれを伐採しようかとする中で、なかなか所有者が分からない。また分かっても返事がもらえないということで、かなりその辺があるんで、その辺分からない点について、また町のほうでまた確認等は作業しているのか、伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまの再質問にお答えいたします。

地籍調査の中で、筆界を特定するために地権者等との立会いをするもの、そういった中で地権者の把握はいたしておりますが、地域の中で枝の伐採とか、そういったものが出た際には、その地籍調査のデータというのはそのときのものですので、再度、もしそういう案件がございましたら、町のほうから、道路に枝が出ていて支障があるとか、そういったものについては、道路法の関係から再度、地番を確認させていただいて、所有者を確認の上、通知のほうをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） ただいまの関係で、たまたま私の地元のほうで、去年の秋、トラクターがコンバインを積んで走っていて、道路に出てきている木にぶつかってしまったと。それを撤去するので、町のほうに相談した中で、やっぱり地主の許可が必要だと。これは当然だと思っておりますが、そういった中では、申請して、結局1年、大分たっても回答がないと。

そういった中で、先行というか専決、承諾はないんですけども、町としても致し方ないので、切っていただろうということで、処理して、かなり景観がよくなった地域もあるので、私が住んでいる関地区は、町長も近いんですが、とにかく道路脇の山林等の枝が出てきておりますので、この辺をこの地籍調査の結果の中で、地主を確認しながら、また景観美のために進めていきたいというのを要望しておきます。

次に、地籍調査の中で、赤道、青道、これはものの本を見れば明治時期ですか、もともと里道とか排水路、そういったものが公図上の中に残っていると。人によっては宅地の中に、かなりエリアを占める赤道というのが公図上に出てくるんですね。

そういったものは耕地整理のときに、私も前回こういうところで質問させていただいたの

で、事務所でいろいろ聞いたんですが、結局、この際なので赤道、青道については申請があればできますと、当然土地の合筆もそうだったんですが、そういった中で今後、個人的にもそうなんだけれども町としても、そういった正式に登録されていない土地になっちゃうわけですよ、赤道、青道というのは。

これ公共の私物ということになりますので、その辺、今回、地籍調査に当たって、対象は一応そういう説明はしたということで、先ほどの町長の説明の中でも、一部直されたとありましたが、町全体とすると、かなりこれあるんじゃないかというふうに私は思うんですが、その辺の数的な把握ができているのか、伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問につきまして、赤道、青道の筆数が地籍調査の中でどのぐらいあったかということなんですが、大変申し訳ございませんが、このご質問に対して数字をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。赤道、青道につきましては、まだ地番を振っていなかったりとか、筆数としてカウントしてなかったりするものがございまして、ちょっと再度確認させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） そういった中で、一つはそういった赤道、青道、これは公共用地ということで、これは課税関係というのは、要は、公共の土地ということで、誰のものとなっていない。それというのは宅地内にあった場合、長年使っているから、その辺の税の発生は、使っている人にいっているんですか。伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問ですけれども、赤道、青道、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、地番を振っていなかったりとか、面積が確定していないものがございました。地籍の中で、ある程度の場所等は確定しております。面積も確定しておりますが、公共用地ですので、その個人の方に課税されているということは、今の時点ではございません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） そういった中で、土地に関して、最近、で聞かれたんですが、はっき

り言って去年ですよ、昔、地域にある共同墓地とか、要は共有地ですね。この辺について、例えば共同墓地はもうそれ使わなくなって、草ぼうぼうになっていると。草刈りをしてみたいんだけど、所有者分からなくていいのかなという。その辺はどういうふうになっているんでしょうか。伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問でございますが、共有地である共同墓地等の維持管理上、所有者が不明ということではございますが、地籍調査の中では所有者を特定とするとかそういうことではなくて、あくまでも筆界を確定するということで、共同墓地とかその共有地に関しましては、墓地であれば、檀家総代さんとか共有地の方の代表の方を定めていただいて、筆界の特定に関する立会いを実施しております。

ですので、その中の所有者が何十人という中で代表を定めていただいておりますので、その管理をどなたにさせるとか、していただくとかという話は当課のほうではちょっとありませんでした。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それでは、これは要望という形でございます。

というのは、共有地については、やっぱりどこへ行ってもなかなか問題の解決が難しくなっているんです。土地自体は狭いんだけど、そこに何十人、大げさに言えば、所有者がいた場合に、それを明確化する前には、それぞれ個々の所有権発生しているので手続をしなきゃいけないと、これは大変なことなんです。

で、今回の質問は地籍調査についてということで、表題してありますが、要はその地籍調査に基づいて、その後どうするかということを私は聞いていきたいと思っておりますので、ひとつこれ要望としては、先ほど言った赤道、青道、境界くい未定についても、やっぱり今後とも町のほうとして、町民にいろいろ知らしめて、解決策を図っていただきたい。

これ赤道、青道についてもそうだけれども、ほかについても、さっき税を聞きましたのは、土地の評価額は、隣接地の固定資産税の評価額と同等の数字でおおむね考えられるということですので、その辺もきちんとみんなに教えたほうが、なまじ土地を、はっきり言って転売も何も当分関係ないから、使っているからいいやということであって、いる人も結構いるように思いますので、その辺は町で周知をお願いしたいと、これは要望にしておきます。

次に質問なんですが、これは町長に聞きたいんですが、町長、今日の発言の中でもいろいろ

るあるのですが、茂原白子バイパス、いろいろ出てきます。

私のある程度、詳しくは知らないんですが、白子地区における茂原白子バイパスについては、福島地区は、境界上というか、その先の土地の前までも終わっているという話も聞いたりはするんですが、その先、要は、海岸まで、この辺は一部、かなりもう工事が進んでいるんですが、その中間のところ、その辺のどういった、何ていいますか、進路というか、位置づけ、それに伴うその周りの土地、今回地籍調査で明確になっていけばいいと思うんですが、とにかくやろうとしたときに持ち主がはっきりしないと困ると思います。

あわせて、先ほど言いましたように、町長がいろいろ考えている、先々スーパーの誘致等も考え、これは個人情報があるかもしれませんが、行政としては、その辺の確認はできるのであれば、事前に関わりそうなところはチェックしておくというのがいいのではないかと思います、その辺の見解をお願いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） まず、茂原白子バイパスに関しましては、この間長生土木へ行きまして、実際まだ向こう、第3工区の予算化が全然されていないわけです。第4工区の今、水路を下にアンダーパスさせる、あれはもう工事始まっていますけれども、あの先の第3工区はまだ全然分かっていません。

といいますのは、第3工区の線形がどこへ行くかというのがまだ確定していません。これもはっきりこれしてくれということでこの間要望してきたんです。といいますのは、今後、学校の統合とかそんなのがあると、結局、学校の統合も、向こうはやはり、向こうから入る道を造らなきゃいけない部分ってのは当然ありますんでね。それを早くしてくれということで要望してきました。

で、恐らく、5年度予算で、ある程度そちらの設計のほうが、あるいはいけるんじゃないかというような感じは、ニュアンス的には取れてきています。ですから、今後非常にあそここの辺もはっきりしないと非常に困る。確かにあのままサッカー場の脇を通過して、今度は内谷川まで行く間に、やっぱりうちがあるわけですね。ですから、その辺を恐らく移動させないでできるような形で進めれば一番いいんです。

それと、あと、内谷川を越えて、関小の南側を通る、旧大多和医院の自宅のあの辺がどうなるのか、その辺も全然分かっていないんです。長生土木も全然それは、分かっていないと言ったら何ですけれども、全然教えてもらえません。ですから、ただ福島地区に関しては、もう十数年前にもうその田んぼは、一部は全部改修されておりますので、それは問題ないとい

思います。いずれにしても、第3工区だけ、はっきりして、土地の買収とかそういうものが全部決まれば、相当進むと思います。

それだけじゃなくて、先ほどのスーパーの関係もありましたんですけれども、スーパー、どこということをはっきり申し上げるのはちょっとなんですけれども、私も七、八件、今度は9件目になるんですけれども、当たっているいろいろ交渉しまして、今回は先月の22日に、会社のスーパーのナンバー4の人が来てくれて、それでいろいろやって、結局、それで申請してみますと、いずれにしても、県のほうは、要は、あそこは農振かかっていますのでね。それを出してもらわないと、向こうは検討できないということでしたので、そこに……

○議長（酒井良信君） 町長に申し上げます。

ただいまの質疑は議会と関係ないと思いますので、その辺ちょっとおやめください。

○町長（石井和芳君） いいですか、その件は。

○4番（梅澤哲夫君） 線形で続いてよければ、私のほうでまた。

○町長（石井和芳君） そういうことでね。いずれにしても、その辺の線形がはっきりすれば、いずれにしてもスーパーも、いろんな学校も、白子バイパスがある程度、白子地区だけ抜ければ、相当な効果が出てくるというふうに私は思っております。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） いろいろ町長から長い答弁、細かい答弁いただきましたが、今日この場で私が確認したいのは地籍調査に基づくということでありまして、町長はいろいろ構想を練っているようでありますので、その線引きでここからここ、ぴったりじゃなくてもおおよそこの地域だという概略をつかめたら、その辺のところの土地の所有の確定は、事前にしておくべきじゃないかという私の要望というか意見でありまして、今日、今のこの場でのそれに対する答弁で十分だと私は思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、地籍調査関係、今の考えを含んで、町長、今後も行政進めていただきたいということで要望しておきます。

次、コロナ禍における教育環境ということで、教育長をはじめ教職員の皆さんいろいろ大変骨を折っていただいているということでもあります。

そういった中で今日び残念ながら、先ほどいじめとかいろいろありましたが、子供たちの環境、直接白子ではないんですが、9月にあった子供のバスの中の置き去りといいますか、車両で亡くなった子がいます。あの子の新聞記事の追加を見ますと、あのお子さんのお父さんが、あんたは一番最後にバスに乗るんだから、みんなより後で降りなさいと。その子は

ちゃんとそれを守ったんだという記事がちょっと追加で載っていたんですけども、後日。そういった中で、非常に真面目な品行方正ないい子なんですよね、3歳児ながら。でも、それというのがある面では命取りになってしまった。

もう一つは、最近また静岡で、今度は保育さんが、1歳児、3歳児までいたのかな、
のいじめ、これも考えようによっては、やっぱり子供もそうだけれども、大人、先生もいろいろストレスを抱えてきている。

そういった中で今回の教育関係なので、子供ら、先ほど教育長いろいろお話しただいたんですが、最近、今年、運動会の大きな声が聞こえたりして、ある面でほっとしているんですが、それでもまた先ほど出たように、黙食、やっぱり静かに食べなさい、食事中はしゃべっちゃいけないという話もあるけれども、逆を取れば、楽しくみんなでおしゃべりしながら食事するというのも一つの思い出、これは今、国のほうで文部科学省で、急遽あまり黙食こだわらなくてなくていいとか言い始めて、各教育現場で苦慮しているようですが、隣長生村にしても、今、急に変わるわけにはいかないとか、なおかつまたコロナが再発といいますか、また増え始めていると、そういった出ていますので、教育現場として、その辺、周りを配慮しながら、指導というかお願いしたい。

一つ、ストレスの発散なんですけど、騒いじゃいけないということであれば、これは私の個人的なアイデアで言わせていただきます。白子は海岸があるんですよ。海岸に行って騒いでも誰も怒らないと思いますので、そこにたまには子供ら連れて行って、みんなで大声出して暴れてもらってもいいんじゃないか、これは個人的な発想です。そういったアイデア等について、教育長どう思いますか。よろしくをお願いします。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） ただいまのご質問ですけども、それぞれ各学校のほうで創意工夫をしながら、ストレスの解消ということでやっております。

そういう中で、スポーツ選手を招聘して、一緒に活動したり、あるいは今度白子中のほうでは、白子町出身の落語家を学校のほうに呼んで、その落語家と一緒に活動したりといったようなことでやっておりますので、委員会のほうとしましては、それこそ文部科学省から出されている3密を避けるということと、それから会話をする場合には適切な距離、そしてマスクを着用してといったようなことを基本に据えながら、それぞれの学校のほうで、それぞれの工夫、創意工夫をしながらやっていくといったようなことで、教育委員会としてもそちらのほうはお願いしているというところでございますので、海岸で大きい声出すということ

も一ついいことだと思いますけれども、なかなかやはり教育課程上、海岸のほうに行って、
どういう何の時間を使っているかという、総合的な学習の時間を活用してやるということ
も出てくるかと思しますので、その辺についても少しずつ考えながら各学校と相談していき
たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） コロナで3年たった中で、子供に限らず大人もみんないろいろ大変な
ことになっております。でもそういった中で、やっぱりこれから未来ある本当に先のかかっ
ている子供たちを預かっている立場として、十分周りを配慮しながら、指導していただき
たいということを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で4番梅澤哲夫君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は13時55分といたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東海林 東 治 君

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君の一般質問を許します。

6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

イチョウの黄色い葉が舞い落ち、大地は黄金のじゅうたんとなり、秋の山を山装う、冬は
山眠ると春夏秋冬の移ろいを感じる日々でございます。

さて、1つ目に、入札関連の不正疑惑について伺います。

過去においても、数々の疑念の中で、入札が繰り返し施行されてきましたが、令和2年9
月29日に開札された4件の入札工事のうち、2件が落札額と最低制限価格が一致、1円の誤

差もない同額で落札、他の2件が500万円超の入札工事の差額が2,000円、6,000円と極めて最低制限価格に近い金額での落札と、あまりにも近似していることは、漏えいの疑惑を感じざるを得ないこととございます。

本年8月20日の読売新聞朝刊に、誤った工事情報で落札、内部情報漏れかと大きく報道されました。7月20日に実施された白子町発注の入札工事において、町が設計金額の計算を誤った数値を入札参加業者に提示した。誤記の数値にもかかわらず、その入札工事最低制限価格に極めて近い金額で落札されたことが判明いたしました。

8月30日、町は今後の工事発注において、情報管理体制の見直しと再発防止策を講じるとし、本町発注の入札情報が漏えいの疑いと新聞報道があり、庁内に情報漏えいについて調査を行うため、白子町入札情報漏洩等調査委員会を設置し、委員会を4回、工事に関する業務に携わる職員31名に7項目にわたり聞き取り調査を実施したが、不正とみなされる事実は確認できなかった。直ちに今後の対応策を検討するとございます。

11月17日に住民代表より請願書の提出があり、内容は入札に関する適法かつ公平・公正に施行されたかを町議会において、地方自治法100条に定める調査権を行使し、その真偽を明確にすることを目的としたものでございます。

住民代表の議員が、真摯に向き合う必要があると思いますので、審議のほど、よろしくお願いたします。

また、建設課より入札参加業者に公示された設計基本情報が舗装修繕工事ではなく、舗装維持工事と誤記された。道路維持工事は施工期間が長く、必要経費が舗装修繕工事より高くなるわけで、このことで関係業者に多大な迷惑をかけ、内部調査、マスコミと住民へ不信感を募った担当職員の責任は重大なはずで。

1つに、マスコミ情報後の内部における対応策はどのようなことをなされたか。

2つ目に、公平・公正な今後の入札の施策は。

3に、担当職員の責任に対する懲罰委員会の審議はされたのかどうか。

この3点について答弁を求めます。

大きな2点目に、気象庁との連携で地域防災力の強化について伺います。

近年、台風災害、線状降水帯等々で水害リスクの情報が明らかになっていない中小河川や下水道などがある地域で、多くの浸水被害が発生し、22年度予算案で防災安全交付金による財政支援が強化され、本町においても南白亀川及び小河川における、ハザードマップなどの水害リスク情報の充実や整備等々を、本件についての見解や取組状況を伺います。

次に、具体的な被害を予測と避難指示についてでございます。

気象庁の最新の観測と分析結果と国土交通省や自治体の過去の災害発生事例の記録や、河川の流量等をリアルタイムに情報を共有し、狭い地域でもその区域での被害を予測し、避難指示等を発令する体制の整備を伺います。

3つ目に気象防災アドバイザーの活用でございます。

今後こうした事態の予測や防止、避難などについても、人材育成の上、気象防災アドバイザーの活用と職員育成の考えを、あるかどうか伺います。

大きな3つ目に、子育て支援の伴走型支援について伺います。

政府において取りまとめられる経済対策におきまして、現在支援が手薄なゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠出産時の関連用品の購入費補助や、産前産後のケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を、一体として事業を創設し、来年度以降も継続的に実施することが打ち出されました。

妊娠期から子供の成長過程全体を、就学や義務教育終了などで途切れさせずに支援するために、教育と福祉が一体となった新たな組織の立ち上げが必要と思いますが、見解を伺います。

2つ目に、特定妊婦の把握と連携でございます。

母子手帳交付時に把握して、相談対応や受診や出産に必要な品物の準備などの実際の伴走型を通し、面接や訪問での児童養育に関する相談、児童虐待の通告への対応、未然防止への家庭支援などの業務に従事する家庭相談員、保健師、医療機関等の連携がさらに密な連携が求められることと思いますが、その対応策等を伺います。

3つ目に、乳幼児訪問と産後ケアの充実について伺います。

出産後は病院から連絡を受けたハイリスク児や特定妊婦は、主に地区担当保健師が訪問、通常は母子保健推進員、これは保健師、助産婦が全ての赤ちゃん訪問をし、現状を把握していると思います。また産後ケア事業を通じて、デイケア、ショートステイの体制は整っているかを伺います。

出産後1年を経過していない母子で、十分な支援が受けられず、育児の不安や疲れなどのため、自宅で子育てに困難を生じている支援でございます。人口減少社会の防止策として、雇用問題と子育て支援の充実は切り離せない実態でございます。白子町においても、子育てしたくなる町日本一を目指し、幾つもの課にまたがっている縦割り行政を一体型に、そして

伴走型子育て支援の充実を望みます。

大きくは3点、9項目の質問に、明確なる答弁を求めます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、東海林議員のご質問にお答えいたします。

入札関連の不正疑惑について、マスコミ情報の対処は、の質問にお答えします。

8月20日の読売新聞の入札関連の報道を受け、8月24日に入札情報漏洩等調査委員会を立ち上げ、内部調査を開始しました。8月30日から9月29日まで4回にわたる調査を実施しました。情報漏えいに関する事実は確認できませんでしたが、セキュリティ対策等については改善すべき点がありましたので、特に設計金額の管理、秘密厳守を重点とする対策を関係課と協議しました。その結果を受け、調査概要につきましては、11月20日に町ホームページに掲載いたしました。

次に、入札関連の不正疑惑について、公平・公正な今後の対策はということですが、まずは入札の予定価格400万円以上の工事については、指名競争入札から一般競争入札とすることといたしました。またセキュリティ対策等については、まさに今後のセキュリティ上支障がございますので、公表はできません。

次に、入札関連の不正疑惑について、基本情報の記載ミスのご質問でございますが今回の事例は設計事務の誤りになります。したがって、設計書を決裁した者全員に責任があります。個人の処分という話であれば、白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程に照らし合わせますと、それこそ秘密漏えいということであれば、免職または停職となりますが、事務の誤りについては、処分には該当いたしません。

しかしながら、工事に大きく影響を与えたことも事実でありますので、懲戒処分等には当たらない口頭による注意をいたしました。また建設課からは、原因と今後の再発防止については顛末書が提出されております。

次に、気象庁との連携、地域防災力の強化についてでございます。

近年集中豪雨による水害被害が頻繁に発生していることは承知しております。気象庁は台風以外の豪雨のうち、約6割が線状降水帯によるものと分析しております。本町でも大雨による道路冠水被害等の実情がありますので、今後は台風情報のみならず水害に対する対策にも取組が必要と考えております。

それから次の質問は、具体的な被害予測と避難指示についてでございます。

具体的な被害予測については、気象庁の発表を基に、その対策を取ります。全国の自治体は気象庁とメール及びホットラインでつながっており、本町では銚子地方気象台から情報連絡が入ります。また銚子気象台の職員と毎年ワークショップを開催しており、情報交換を含めた連携をしております。

災害による避難指示については、各種警報のレベルに応じ、白子町の地域防災計画に基づき、対策、対応をしております。具体的には、大雨・洪水警報は高齢者等避難、高潮警報・氾濫危険情報は避難指示、大雨特別警報は緊急安全確保といった避難情報を発令します。発令については防災行政無線、緊急速報メール、SNS等を活用しております。

それから次に気象防災アドバイザーの活用についてでございます。

気象防災アドバイザーは、気象台での防災業務に係る部局の管理職経験などの要件を満たした気象庁退職者または気象予報士の資格を有し、気象庁が実施する気象防災アドバイザー育成研修を終了した者で、言わば気象に関するスペシャリストと認識しております。令和4年1月に気象庁が気象防災アドバイザー推進ネットワークを設立し、県内では2自治体が参加しています。

本町では現在16名の職員が防災士の資格を取得しており、防災力を高めています。知識のレベル等の格差はあると思いますが、いずれも防災に対する目的は同じであると考えております。町内でも自主防災組織が構築されている自治会が11地区ありますが、形骸化することも懸念されますので、今後は町民と一体化した防災対策には、気象防災アドバイザーの活用も必要になってくると思います。

次に、5の3の1からは、子育て支援の伴走型支援については、竹下健康福祉課長に答弁してもらいます。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 私からは3項目の子育て支援の伴走型支援につきまして、お答えいたします。

まず1点目、具体的な組織の立ち上げとのことですが、こちらは役場内における組織体制につきましては、行政機構改革の部会等において協議を進めてまいりたいと思っております。

2点目の特定妊婦の把握と連携につきましては、妊娠、子育て期の支援として、令和5年度より市区町村を実施主体とする妊娠・子育て応援交付基金事業が組み込まれ、伴走型相談支援及び妊娠時5万円、出生時5万円の合計10万円を給付する経済的支援を一体とする事業を開始いたします。

その上で母子健康手帳の交付時に保健師による全数面接を実施し、特定妊婦の把握をしております。面接にて心身の不調や病気、育児への強い不安、支援者や相談者が不在、経済的な問題がある場合等、支援が必要と考えられる方を特定妊婦とし、必要に応じて関係機関と情報連携を行っております。また、白子町要保護児童対策地域協議会と連携し、速やかに担当者へつなげております。

3点目ですが、乳幼児訪問と産後ケアの充実についてですが、新生児訪問として出生全数に対しまして、保健師が訪問を実施しております。新生児と妊婦及び家族の状況確認を行うとともに、育児に必要な情報提供、母親の産後のメンタル評価、支援プランの提案等を行っております。

産後ケアについては、家事や育児などの援助を受けることが難しい方、心身の不調、育児不安の強い方を対象とし、医療機関において宿泊型、または日帰り型で、母親のニーズに応じたケア、育児相談等を実施しております。

また令和5年度より、SWCのモデル事業として、産前産後のケア充実を図ることを目的とした月1回の運動教室及び週1回のオンライン教室の実施を計画しております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） まず最初に、マスコミ情報後の内部における対応策は、庁内の中で特別調査委員会を設けて、31名7項目で調査をされたということがホームページにも載っております。ただこのときに職員が職員に報告というのはなかなか難しい点があるわけで、第三者の特別調査委員会を立ち上げないと、これは難しいという考え方はなかったのでしょうか。その点を伺いたいと思いますけれども。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 確かにおっしゃるとおりだと思いますが、ただこういう形で新聞報道をされたり、いろいろされたことによって、取りあえずやはり庁舎内でやるのが筋だというふうに思って、それが出る出ないはまた別の問題で、やはりそれは自ら調査しなければいけないということで、今回やったわけでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 非常にある面においては、職員のそういう問題、また緊張感を持つということでは、内部でやったということは、これは、意味は当然あるわけですが、

非常にある面においては、ちょっとその点は弱いんじゃないのかなというふうに私は感じました。

やっぱり第三者機関をきちっと立ち上げて、やっていくべきじゃないのかなと、今後このような問題が発生しないということを本当に肝に銘じていかなければならないんじゃないのかなと、こう思いましたので、そういう意味で第三者機関という部分の質問をさせていただいたわけですが、

それから、2つ目の公平・公正な今後の施策という部分の中で、400万円以上の部分は指名入札から一般競争入札へ変えると。これ一番金額が大きいのは建設課の部分とかガス事業が金額的に大きいわけですが、それ以外にも入札が必要なものをあえて小さく分けて、400万円以下にするようなことのないように、200万円、200万円という形で分ければ400万円になるわけですが、そういう作弄的なことを行わないような形で、きちっとやっていただかなきゃならないなど。

それからこのシステムのセキュリティの問題は、これはなかなか公表できることじゃないというのは重々分かっております。しかしながら、本当に今後はこういう漏えい的な疑いが起こらないようなシステム、また職員のモラルといいますか、意識をきちっと持っていただくということが大事な点じゃないのかなと思いますけれども、このシステムを仮に変えたとして、こういう問題が発生しないとも限りません。こういった場合の対処というのは、今後懲罰委員会というものを基にして考えていくのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 今の質問ですが、懲戒審査会は事が起きてからやるものなので、事が起きる前に懲戒審査会はやらないという、質問はちょっと当たらないかと思います。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 私が聞きたいのは、それが出る前にやれと言っているんじゃないんです。そういうものが発生した段階でのそういう懲罰委員会等に審議するような流れまで検討された、そのぐらいに厳しいシステム、セキュリティというものを前提に考えているのかということ伺いたいので、その点を一つ、要望事項として申し上げておきますので、よろしくお願いします。

次に、担当職員の責任に対する、私は、これは非常に内部においても4回、その懲罰調査委員会を行って31名という職員、これも大変な作業だと思います。もう一つはこの入札に参加した業者、この業者に多大な迷惑をかけているということです。さらには新聞報道によっ

て住民の不安がかなり募ったという点でございます。

この原因は何かというと、この設計の数値の間違いが基本なんですよ。これが問題なければこのようなところまで発展しなかったはずですよ。その部分が顛末書関係で終わるとするのは、果たしていかがなものかなど。

この各入札参加された部分と、それから庁内の調査の問題、住民の不安が募ったという部分、この辺の部分がこの処置だけでいいのかどうなのかということが、非常に私は疑問に感じてならないんですけれども、再度、事務的な誤りだからということなんですけれども、それで済むんであるのかなと感じるんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 事務的なミスによって、それがこんなに大きく広がったわけですので、確におっしゃる意味はよく分かりますんですけれども、ただこれは故意によるものでも何でもないのでございまして、実際問題として、これは絶対ないとは言えないこととでございます。

これはあつてはいけないんですけれども、そういうことであつて、結局これは結果的にその根本に流れるものは何かということは、そういう漏えい体質とか、そういうものが、かつてからずっと引き継いで来ているんじゃないかという、そういうこともあるわけですので、これでそのことによって、その事務的なミスをこんなに大きくするというのは、ちょっと私もあまり大き過ぎるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 一つは、数値が、間違いがなく、落札価格と非常に近かったという部分のことであれば、漏えいの疑いという部分の中でのことなんですけれども、この部分が漏えい云々とはまた別問題として、非常に重大なミスを建設課のほうで起こしたと。この部分はやはり、やっぱり、チェックがきちっとされているのかどうか、その部分の管理がきちっとされているのかどうかの部分の問題が大きいですよ。

今後建設課だけでなく、ほかの部署にもこういう問題が出てくるとは思いますけれども、必ずこの数値で間違いがないかどうかのチェックは誰と誰がやるんだと、その部分の者はきちっと責任を持ってやるんだという、場合によっては腹切りを覚悟の上でも、きちっとそれを管理していくんだという、そういう意識を持っていかないとならないという意味で、私はこの顛末書だけでこれを済ませていいのかなという部分が非常に、今後においての部分とし

て心配なあまりに申し上げているわけで、今後どうかこういうミスのないように、そしてこのミスは入札関連業者のほうから指摘されて初めて分かったというような、こんな恥ずかしいことのないように、今後取り組んでいただきたいなというふうに思います。要望でございます。

続いて気象庁との連携でございますけれども、千葉県においては、銚子に気象観測台がございますけれども、町において、すぐホットラインでその情報というのは、すぐすぽーんと入るような体制ができているのでしょうか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 銚子気象台からは常にメールで予報が入ってまいりますので、その辺の情報につきましては、またあと線状降水帯につきましては、この6月から半日前に線状降水帯の予報というのが入るような形になっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ぜひこれは早く情報をつかむ意味でも気象庁との連携が大事な点がございます。それと、白子町においては今まで大きな水害関係は、茂原と違って少ないわけでございますけれども、こういう線状降水帯的なものが発生しますと、いつどういう状況になってくるか分からない。

まして、南白亀川の水位がぐーんと上がりますと、それに関連している中小の小さな河川関係も南白亀川に落ちない、ポンプアップで上げるしかない、これも間に合わないような状況下になりかねない部分というのは多々、今後のこの気象状況からいくと、考えられる場合もございます。

そういう意味で、やっぱりぜひ水害のリスク情報の問題もありますけれども、町全体の整備、水路関係の問題とか、水利組合とか様々あるんですけれども、その辺の部分の連携と、万が一の場合の災害防止が十分かどうか、これも検討をぜひしていただきたいなと、こう思います。

それから避難指示に発生する体制ですけれども、どのぐらいの、南白亀川の水位を基準にして発令を考えているのかどうなのか、ちょっとその辺伺いたいと思うんですけれども。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 避難指示等につきましては、警報の種類によって、先ほど町長のほうから答弁したとおり、大雨・洪水警報につきましては高齢者避難、高潮警報・氾濫危険

情報は避難指示、大雨特別警報につきましては緊急安全確保といった情報を発令いたします。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） それも当然数値がこれ以上の部分というものが、数値が出ているわけでしょう。このぐらいの降水量があるよとか、このぐらいの水位が上がってきたよとか、それと同時にいわゆる満ち潮とぶつかった部分という、こういう形の数値が出てくるよと、こういうものを基にして、避難指示、勧告関係が発生してくるわけでしょう。どうかその辺を未然に防止できるような形でよろしくお願ひしたいと思うんです。

それから、気象防災アドバイザー、これも非常に専門知識が要するという部分で大事なんですけれども、これは16名の方が白子町においては職員の中で防災士、持っております。できればこの気象防災も研修がございますので、ぜひこういう防災士の資格を持っている職員は、率先してこの防災アドバイザーのための研修というのがありますから、ぜひこの研修もどんどん受けていただいて、そして町に未然に防災する流れをきちっとつくっていくということも大事になっていきますので、その点を要望させていただきますので、よろしくお願ひします。

続いて、子育て支援の伴走型でございますけれども、先ほど課長のほうから答弁がございました。私はこれから子育てというのは非常に、もう母子手帳からそれからもう18歳までのものが、全部子育てに関係してくるわけです。

それが福祉課の部分でそこを担当したり、場合によったら住民課が子育ての関係の部分を担当したり、いろんな部分で分かれて、縦割りの中でやっていきますと、非常に大変な状況が発生するなど、こう思うわけですが、母子手帳から18歳までの部分に関係してくる中で、私は機構改革の中で、やっぱり子育て課なり、子育て支援課なり、何らかの形で明確に立て分けた流れをしていかないと、果たしてこれは福祉課、これは住民課とか、これは教育委員会とか、というような部分とよく立て分けしていかないとならないんじゃないのかなと、こう思うんですけれども、機構改革においてのそういう考え方は、将来的には考えていらっしゃるかどうか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおりでありまして、妊娠前から成人に至るまで、ここまでが子育ての分野であると、我々も重々認識しております。

今年の10月来、先進地の視察等もさせていただいた中で、この後、若干地方自治法の執行

機関の関係の整理なども行っていきますけれども、そう遠くない将来、令和5年度は恐らく無理だと思いますが、6年度、7年度頃を目途に、そういった子育ての所管を一貫して軸として行えるような、そういった機構改革に向けては検討をしてみたいと思っております。

必要な専門職、そういったもののやはり確保、それからこれは物理的な問題があって、ちょっと役場、庁舎がある意味、行く場所がなかなか難しいというようなこともありますけれども、そういったことも含めまして、行政改革の中で、機構改革の一環として今後詰めていく予定をしております。

最終的にはそのような組織形態を取ることが望ましいということは我々も認識しております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ぜひ、そんなに時間かけないで、極力早く機構改革の中で立ち上げをしていただいて、安心して子育てできる白子町という部分が大事な点でございますので、ぜひ前向きに検討して、子育てを安心できるよと、こういう町にしていく必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

それから2つ目に、特定妊婦の問題なんですけれども、それから子供さんも正常だけじゃなくて、ハイリスクな子供さんも、これは生まれる場合も、障害を持った子供さんの生まれる場合とか、様々ございますけれども、この中で家庭相談員さん、町に何名の方がいらっしゃるのか、それから保健師、それから医療機関等の連携はどこの病院とどういう形での連携がされているのか、伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 家庭相談員は住民課に1名います。それと保健師が2名で携わっております。

それと病院につきましては、やはりそこで産科、近くであれば作永産婦人科とか、育生医院、あとはやはり妊婦としてそこで生んだ医療機関ですね、そういったところと連携を取っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 家庭相談員さんが町で1名、それから保健師が2名という部分で、

これ職員の方の、保健師を含めた形を言っているのかどうか分かりませんが、特定妊婦とリスクを持っている子供さんの数ってわかりますか。その部分から追って、この方々の体制で大丈夫ですか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 実際に特定妊婦の人数のほうはちょっとこちら数字のほうは持っていないんですけども、そんなに多くはいらっしゃいません。あと、こちらのほうは、収入基盤が安定しない方とか、DVやそういった方もいらっしゃいますので、またそういった面がある場合は生活保護課とか、県のほうと連携して、こちらのほう、サービスのほうを提供していることとなっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 子供の出生率が非常に低いわけで、それに伴って妊婦さんも少ない、これもよく分かるんですけども、これは妊娠されて、定期的に訪問をしていく必要があるわけですよ、保健師さんとか。

そういう様々な家庭の問題の支援をしないと、とても子育てに支障を来すような、虐待に入っていくような流れという部分もあるわけで、果たしてこの体制で十分なのかなということが非常に不安なんですけれども、病院との、医療との連携が非常に密でないと、これは県のほうの福祉の部分は県との絡みもあるんでしょうけれども、これは特定妊婦とかそういう部分においては、よくよく病院との連携も考えてあげないと、果たしてどうなのかなと、こうも思うわけなんですけれども。

それから乳幼児訪問がありますよね。それから産後ケア、宿泊型もやっているんだということなんですけれども、これはどういうところで宿泊型をやっているのか、例えば子供さんの宿泊型なのか、親御さんの宿泊型なのか、この辺はデイケアとか、ショートステイとかという部分は、子供さんと親御さんと同時に考えているのか、または別々に考えているのか、その辺の答弁をいただけますか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） まず現在行っている病院ですが、茂原市にございます作永産婦人科と育生医院で行っております。

宿泊型が産後30日までで、こちら宿泊型及び日帰り型合わせて7日以内となっております、親子で宿泊が可能となっております。日帰り型についても同じく7日以内ということで、

こちらも親子で日帰りですね、これは産後4か月までの間ですけれども、こちら可能となっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） これは当然費用的な問題もかかるわけでしょうけれども、様々な経済的支援も行っているということなんですけれども、こういう支援をしていって、そして今後は、要は伴走型というのは、目の悪い方が同時に伴走者がいて、そしてマラソン等走るといものを伴走というわけですけれども、要は支えていくという、こういう意味合いがあるわけで、もう妊娠時期から成人になるまで全部支えていくんだという、これは非常に今後行政においては大変な作業になっていくのかなと、こう思うわけですよ。

そういう部分の中で、何度も言いますが、もう本当におなかに妊娠したときから成人までが伴走型で支えていくという体制は、とてとても今の福祉課の中にそういう部署を入れたり、住民課に子供の部分のものが入っていたり、いろいろするという事は、教育は教育委員会でいいんですけれども、そういう部分も含めてぜひ機構改革の早く立ち上げをしていくことを望んで、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（酒井良信君） 以上で6番東海林東治君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は、15時ちょうどといたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 今 井 滋 則 君

○議長（酒井良信君） 1番今井滋則君の一般質問を許します。

○1番（今井滋則君） 通告順に従い、1点2項目について伺います。

1点目です。

先日市川市で7歳の女の子が公園に遊びに行った後に行方不明になり、河川で遺体となって見つかるという、痛ましい事故が起きました。女の子の姿を捉えた防犯カメラが公園から900メートルも離れたものしかなかったため、発見することに多大な時間を要したようです。もし、より多くの防犯カメラが周囲に設置されていたならば、早期での発見ないしは彼女の命を救うこともできたかもしれません。

白子町にとってもこの1件は他人事ではないように思われます。白子町でも70代の夫婦が用水路と川で亡くなっているのが最近見つかっています。白子町は用水路や河川など、特に児童や高齢者の方にとって危険な水辺が多く、ふとした事故が起きてしまったときに、迅速な対応が可能となるための対策が必要不可欠であると思います。

町として、高齢の方々や子供たちが安心・安全に町を歩いたり、遊んだりできるように、どのような環境が必要だと考えているか、またより多いほうが安全であるだろう防犯カメラの設置状況はどうなっているのか、町の考えを伺います。

2点目に、令和4年度の白子町一般会計補正予算によると、白子町役場の庁舎のLED化及び屋上防水工事等に約1億5,000万円の予算が組まれています。白子町耐震改修促進計画を見ると、役場庁舎は、昭和55年11月に竣工となっていて、耐震改修が必要だと明記されています。防水工事ではなく、耐震工事のほうがより致命的な問題を解決できるように思われますが、なぜ先に防水工事の予算を組んだのか、町の考えを伺います。

以上で、よろしくお願ひいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今井議員のご質問にお答えいたします。

まず、町内の安心・安全についてでございます。

まず最初に子供たちが安心・安全に通学や公園等で遊びができる環境が必要と思うが防犯カメラの設置状況はどうかというこの質問が先になります。

子供たちの安心・安全な環境づくりに防犯カメラは大きな役割を果たすと考えております。現在防犯カメラは、各小・中学校の主要交差点を含め、町内に9か所設置しております。今年度は3か所増設を実施するところでございます。設置箇所分布についても各小学校区に均等になるようにしております。また、一番利用の多い白子荘隣のげんき君パークについては、白子荘の再活用と併せて検討させていただきます。

また、防犯カメラはいわゆるハード整備と考えますが、ソフト面での取組も重要であると、

当然ながら認識しております。

地域の大人ばかりではなく、小さい頃から子供自身が防犯の意識を高められるような関係機関とも連携しながら、安心・安全な環境整備に努めてまいります。

次に、庁舎の耐震性について申し上げます。お答えします。

役場庁舎の耐震性に関する質問ですが、建築物の耐震性能の基準は、昭和56年6月に改正されており、庁舎は55年に建設されているため、現行の耐震性能の基準を満たしていないおそれがありました。庁舎は災害時には防災活動の拠点となることから、平成23年3月に発生した東日本大震災を機に、耐震補強計画を策定する目的で、平成24年度に耐震診断を実施したところであります。

診断の結果としては、1階及び2階で所定の耐震性能を満たしていないとの結果が出ております。庁舎の耐震化については、補強または建て替えによる方向で検討せざるを得ない状況となりましたが、建物の耐震性能を判断するための数値として、用いるI s値がすぐ倒壊してしまうような数値を示していなかったこと、また耐震補強工事を実施するためには、費用及び工法により、役場機能の一部が縮小させられるおそれがあったことなどから、工事は先送りせざるを得ない状況になっております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 1番今井滋則君。

○1番（今井滋則君） ありがとうございます。

それでは、防犯カメラの質問をもう一回いたします。

防犯カメラ設置についてですが、公共施設周辺、例えば機場周りとか、そういった場所とか、死角があるところとか、避難所周辺、そういう設置する予定とか、思いはあるのでしょうか。お願いします。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 今、まずは道路の交差点を中心に整備しておりまして、交差点のほうが進みましたら、随時公共施設のほうも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 1番今井滋則君。

○1番（今井滋則君） ありがとうございました。

要望になりますけれども、千葉県には防犯カメラの設置した位置を地図に記したものを、ホームページ等で公開している市町村があります。実際にどのような場所に防犯カメラが設

置されているのか、イメージすることができるとより町民の安心につながると思います。町もそのような防犯カメラの設置箇所等の公開を要望して1問目は終わります。

2つ目の庁舎の件なんですけれども、先送りということがありましたけれども、やはり庁舎が一番大事な場所だと思っております。職員の方が大勢働いています。毎日町民の方が大勢来る場所です。今、世界中で地震が大分増えてきていまして、日本でも毎日のように地震が起きております。

そういった観点から、先送りせずにどんどん安全に働ける、町民が安全に来られる庁舎にしてもらいたいと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答え申し上げます。

先送りというか、その耐震診断をしたときに、実は見積書まで取って計画をしたところでございますけれども、やはり当時の財政事情等を考慮した結果、当時は有利な起債も借りられるというような条件もあったんですけれども、一応見送ってしまったという経緯がございます。

現時点で、今回1億5,000万円ほど組ませていただきましたけれども、これについてはやはり国のほうから脱炭素化事業ということで、有利な起債を借りられるということが前提として計画したものでありまして、結局何で防水工事を追加したことの理由については、結局、電気系統を全部直しても、漏水によってまた駄目になってしまうというようなおそれが非常に高く、結局お金をかけても無駄になってしまいますよというようなご指摘を受けたものですから、今回追加をさせていただいて、まずは防水と電気をやっていこうということでございます。

耐震診断をやったときに、2億5,000万円で補強ができると、さらにそれに有利な起債も借りられるということであったんですが、今はもうその時間経過とともにその起債の事業も終了してしまいました。また耐震に係るお金がざっくり言いまして6億円ぐらいかかるんじゃないかというようなお話もございまして、本町としては政策上の問題としてやはり学校であるとか、保育所であるとか、そういったところから進めていきたいというようなことを考えておりますので、若干心苦しいですが、後回しにならざるを得ないというような判断をしております。

令和3年3月に公共施設の個別施設計画というのをお示しさせていただきました。この中では、一応15年後ぐらいまでに大規模改修工事を実施しなさいというような提言を受けてお

りますので、これから15年でできるのか、また本当にこの庁舎の改修でいいのか、また新たな場所に移転するのか、そういったところも今後利用する人たち、世代の議論などもいただきながら、最終的には決めていきたいなということで考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 1番今井滋則君。

○1番（今井滋則君） どうもありがとうございました。

新しい庁舎がどこに建つか、まだ決まっていないと思うんですけども、やっぱりそれだけの金額を使って直していいものか、私もちょっと分かりませんが、安心・安全で暮らせるまちづくりということで、新しい計画があるのであれば、どんどん進めてもらって、安全な庁舎をつくってってもらいたいと思います。

私からの質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で1番今井滋則君の一般質問を終結いたします。

以上で本日の一般質問を終了いたします。

◎休会の件

○議長（酒井良信君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日、12月7日から11日までを議案調査のため休会したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、明日、12月7日から11日までを休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月12日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 3時15分

令和4年第4回白子町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年12月12日(月)午前10時開議

追加日程第1 会期延長の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	今井滋則君	2番	大多和正夫君
3番	北田百人君	4番	梅澤哲夫君
5番	宗島理仁君	6番	東海林東治君
7番	酒井良信君	8番	今関勝巳君
10番	板倉正道君	11番	大多和正之君
14番	市川隆子君		

欠席議員(2名)

12番	齋藤鉄也君	13番	大多和秀一君
-----	-------	-----	--------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

教育長	御園正二君	総務課長	今関道雄君
企画財政課長	大矢務君	税務課長	北田和弘君
建設課長	齊藤雄君	産業課長	齊藤貴人君
商工観光課長	田邊健治君	健康福祉課長	竹下裕之君
環境課長	三橋政明君	住民課長	御園友加里君
ガス事業所長	緑川栄治君	会計管理者	梶幸男君
教育課長	吉田晴一君	生涯学習課長	渡邊昭君
学校給食センター所長	田邊治幸君		

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書	記	三橋富子	
書	記	味戸ひろ子	書	記	上代智也
書	記	中古珠輝也	書	記	篠崎勇祐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） これより本日の会議を開きます。

石井町長が欠席のため、対応を協議する議会運営委員会を開催したいので、暫時休憩いたします。議会運営委員は委員会室Aにお集まりください。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時19分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（酒井良信君） お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

◎会期延長の件

○議長（酒井良信君） 追加日程第1、会期延長の件についてを議題といたします。

議会運営副委員長より報告を求めます。

議会運営副委員長、大多和正之君。

○議会運営副委員長（大多和正之君） おはようございます。

石井町長が欠席とのことで、会期延長を含む議会運営について協議する必要がありました。それでは、先ほど開催されました議会運営委員会における協議の結果について報告させていただきます。

今定例会の会期は、本日12月12日までと議決をいただいておりますが、諸般の都合によって12月23日まで12日間延長し、議事案件も持ち越しすることにいたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 議会運営副委員長、ありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営副委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日までと議決されていますが、諸般の都合によって12月23日まで12日間延長したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は12月23日まで12日間延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。

諸般の都合によって、明日の12月13日から12月22日までの10日間、休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、明日12月13日から12月22日までの10日間、休会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（酒井良信君） お諮りいたします。

本日予定されておりました日程第1、一般質問ないし日程第23、認定第6号 令和3年度白

子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についてまでの議事につきましては、諸般の都合によって12月23日に持ち越すこととして、本日の会議はこれで延会としたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会にすることに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

お疲れさまでした。

延会 午前10時23分

令和4年第4回白子町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年12月23日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 請願第 3号 町発注の町道舗装修繕工事に係る100条調査委員会の設置を求める請願書について
- 日程第 3 発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 発議案第2号 県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算)
- 日程第 6 議案第 1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例及び白子町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 白子町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 白子町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 白子町附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 財産の処分について
- 日程第13 議案第 8号 令和4年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について
- 日程第14 議案第 9号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第15 議案第10号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について

- 日程第16 議案第11号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第17 議案第12号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第18 認定第1号 令和3年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	今井滋則君	2番	大多和正夫君
3番	北田百人君	4番	梅澤哲夫君
5番	宗島理仁君	6番	東海林東治君
7番	酒井良信君	8番	今関勝巳君
11番	大多和正之君	12番	齋藤鉄也君
14番	市川隆子君		

欠席議員（2名）

10番	板倉正道君	13番	大多和秀一君
-----	-------	-----	--------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齊藤雄君
産業課長	齊藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課長	竹下裕之君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	梶幸男君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	田邊治幸君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	三橋富子
書記	味戸ひろ子	書記	芦原潤
書記	上代智也	書記	中古珠輝也

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（酒井良信君） 日程第1、一般質問を行います。

13番大多和秀一君の一般質問ですが、本日、13番大多和秀一君は欠席のため、会議規則第60条の規定により一般質問を終結いたします。

◇市川隆子君

○議長（酒井良信君） 続いて、14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1番目として、高齢者支援について2点伺います。

最初に、難聴者への補聴器購入の補助についてです。

町では、高齢化が進む中で加齢性の難聴も増えています。私も高齢の方から、最近耳が遠くなって特に男性の声は聞こえない、あるいは友達との会話も大きい声でないと聞こえないなどの声を聞いています。こうした方々は家族や周りの友人との会話もしにくく、孤立しがちになります。難聴が進むと周りとのコミュニケーションが取れなくなり、認知機能が低下したり、社会参加がしにくくなります。

認知症発症のリスク因子として、一番高いのは難聴だと言われています。老化すると、誰でも聴力が弱るのですが、中年期に難聴だった人に影響が著しく現れたという調査結果もあることから、認知症との関連性が言われています。

予防法としては、補聴器を使うことです。最近の補聴器は性能がいいので、認知機能を維

持するのに役立つ一方で、操作が複雑で認知症を発症してからでは使い方を覚えられないとも言われています。そのため、早く使うほど効果があるようです。ところが補聴器は高額で、年金生活では購入をためらう方もいます。

今、全国の自治体で補聴器購入のための補助が広がっていますが、町でも高齢者に対する補助についての検討を進める考えがないか伺います。

2点目は、带状疱疹ワクチン助成についてです。

带状疱疹になると、初めに皮膚に神経痛のような痛みが起こります。ぴりぴり、ずきずき、ちくちくした傷みや焼けるような痛みを感じると、発症した方が話していました。その後、水疱を伴う赤い発疹が带状に体の左右どちらかに現れ、強い痛みを伴うことが多く、症状は三、四週間ほど続くそうです。重症化すると入院治療も必要になります。

9割の成人はウイルスを持っていると言われ、加齢、疲労、ストレスなどで体の免疫力が低下すると、ウイルスが活動、増殖し始め带状疱疹になるそうです。

带状疱疹の重症化を予防するためには、ワクチン接種が有効であるということですが、带状疱疹ワクチン助成についての見解を伺います。

2番目は、介護保険についてです。

介護保険は、2024年の3年に一度の改定に向けて見直しを進めています。厚労省が10月に示した当初案には、要介護1、2の生活援助などの総合事業への移行や、利用料2割から3割負担の対象拡大、ケアプラン有料化など7項目挙がっていました。コロナ禍や物価高騰による利用者や家族、介護職員や事業所の疲弊をよそに挙げられた項目に、全国老人福祉施設協議会などの団体は、見直しに反対する要望書を厚労省に提出したということです。厚労省は、要介護1、2などについては、27年度改定に先送りするようですが、2割負担の対象拡大などは、来年夏までに結論を出すとしています。

介護保険制度は3年に一度改定されますが、国は2000年の制度開始から前回21年度の改定まで利用者の負担を増やし、給付を減らしてきました。介護保険サービスを利用するときの自己負担である利用料は原則1割ですが、国は、15年度に、一定所得以上の人を2割負担にし、18年度には2割負担の対象者の中でも特に所得の高い人を現役並み所得者として、3割負担にしました。サービスも後退しています。12年度には、訪問介護のうち食事の支度や洗濯、掃除などを介助する生活援助の1回当たりの時間を短縮しました。さらに、15年度からは、要支援1、2の訪問介護と通所介護を保険給付から町が実施する総合事業へ移行し、特別養護老人ホームの入所は要介護3以上に限定しました。

このように、制度がだんだん利用しづらいものになっていき、低い年金では利用できない高齢者が増えていきます。今後、社会保障審議会介護保険部会での審議を経て決定されますが、町はこれを受けて事業計画策定を進めると思いますが、どのような方向性を持って準備を進めていくのか伺います。

3番目として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業についてです。

高齢になっても元気で生活したい、これは誰もが同じ思いを持っています。しかし、多くの方が複数の慢性疾患を持ち、フレイル状態に陥りやすくなってしまいます。一人一人状況も違い、適切な予防等をしなければ、介護状態にもなりかねません。高齢者が住みなれた地域で可能な限り社会参加ができ、自立した生活ができるようにするためには、できる限り健康を維持することだと思います。そのためにも、食事やその人に合った運動はもちろん、病気があれば治療も必要です。

町では来年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業が予算化されましたが、2つの課での実施事業になるようなので、事業内容について伺います。

4番目として、自治体ワンストップサービスについてです。

ワンストップ窓口、総合窓口は、自治体での各種手続における住民の窓口を1つに集約し、ワンストップで手続を完結する取組のことです。ワンストップ窓口の導入で、転入や転出、お悔やみといった手続の際に、窓口を行き来する必要がなくなります。住民にとっては、1つの窓口だけで手続が完結する分かりやすさなどから、満足度向上も期待されます。デメリットもありますが、8割の自治体が導入の必要性を感じているという調査結果もあります。

総務省は2015年に、行政改革の一つとしてワンストップ窓口の導入を推奨していますが、実際に導入している自治体は多くないようです。町はワンストップ窓口についてどのように考えるのか伺います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、おはようございます。

私、先般、新型コロナウイルスに感染いたしまして、議会関係者の皆様方並びに関係各位の方に多大なるご迷惑をおかけしたことを心からおわび申し上げます。

それではまず、市川議員のご質問にお答えします。

まず、高齢者支援についてでございますが、現在、県内では3市、船橋市、浦安市、印西

市が補聴器補助制度を実施しておりますが、長生管内ではまだ実施しているところはありません。県でも助成制度等がなく、現段階で町単独での補聴器の購入費補助は考えておりません。難聴を含めまして、加齢により身体機能の低下に対応した社会生活上の支援を行うことにつきましては、国や県の動向を見極めながら検討していく必要があると考えております。

なお、難聴を含む身体障害者手帳の聴覚障害6級以上の方の場合は、障害者総合支援法にも定める補装具費支給制度において、補聴器購入費用の一部を支給しております。

続きまして、質問の第2、带状疱疹ワクチンの助成についてでございます。

ワクチン接種は疾病の発症を抑える効果があることから、予防接種の意義は大きいものと認識しております。

带状疱疹ワクチンにつきましては、国が推奨する定期予防接種とは異なり、任意接種となっております。現在その有効性と副反応等より、厚生労働省予防接種・ワクチン分科会等にて定期化に向けた検討がなされているところから、助成に関しては、国の動向を注視し判断してまいります。

また、带状疱疹は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の体力低下等から、罹患者の増加が懸念されている疾患です。そのため、高齢者の体力の保持・増進のための健康増進事業や、介護予防事業への参加を促すなど、健康づくりに関する啓発も行ってまいります。

それでは、次の質問についてのお答えでございます。

来年度、第9期事業計画策定の年度になるが、計画の方向性、介護保険のことでございますが、そのお答えをいたしますと、第9期介護保険事業計画、令和6年度から令和8年度の作成に当たっては、国から示される基本指針を踏まえ計画を策定することになります。

国から示されているスケジュールでは、令和5年3月に、第9期計画に関する基本的な考え方の提示、令和5年7月に第9期基本指針（案）が提示される予定となっております。その後、市町村では計画の素案の検討に着手することになります。

今年度は、計画策定のための調査を実施し、課題や検討事項を整理していく準備段階のため、計画の方向性といたしましては、現段階では具体的にお示しすることができません。

次の質問の、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業についてのご質問でございます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業は、全ての市町村が令和6年度までに事業計画を作成し、介護の地域支援事業と高齢者の保健事業の一体的な取組を実施することとされている事業であり、その事業内容は、リスクが高い方への個別的な支援、ハイリスクアプローチとして、重症化予防、腎機能不良未受診者の受診推奨や、健康状態不明者の健康状態等

の把握支援を行うこと、また、リスクの有無にかかわらず集団に対して行う支援、ポピュレーションアプローチとして、通いの場等への積極的な関与、フレイル予防等の普及啓発、健康相談等を実施することであります。

本町においては、令和5年度より保健師を配置し、高齢者の疾病予防、重症化予防、生活機能の改善等の一体的な事業を実施する予定であり、現在準備を進めています。

なお、本事業は、千葉県後期高齢者医療広域連合が国の交付金を受け、市町村へ委託して実施する事業となります。

それでは次に、自治体のワンストップサービスについてのご質問についてお答えします。

来庁者の目線に立った効率的な利便性の高いサービスを提供することは、就任当初から最重要課題と認識しておりました。令和4年4月7日から、庁内の行政改革推進本部行政改革専門部会や分科会で検討を始めており、ワンストップサービスを含めた役場庁舎の環境・リニューアル等、利便性の高いサービス提供への取組について協議しています。

その中で、来庁者が気持ちよく利用できる空間整備や、目的の場所までスムーズに移動できる工夫などについて検討してまいりましたが、役場庁舎が古い建物なので、設備、スペース的な制限も多いため、なかなかうまくいかないところも現実でございます。

なお、実際の窓口対応としましては、来庁者が窓口に来られたときには、来庁者を各課の窓口へ歩かせるのではなく、来庁者が相談スペースなどで待機していただき、そこへ各課の担当者が歩いてくるような対応をしています。市川議員のおっしゃるワンストップサービスとは若干違うかもしれませんが、来庁者の負担はかなり軽減されております。白子町版のワンストップサービスと言っていいというふうに思っております。

その他、様々な申請手続や相談が非常に煩雑で、来庁者にも分かりづらい面も克服するには、行政のデジタル化は避けて通れません。国の進めるデジタルトランスフォーメーションの動きを注視しながら、窓口業務のデジタル化を推進し、さらに効率的なワンストップサービスを提供できるように検討してまいります。

以上、市川議員のご質問にお答えしました。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に、補聴器の補助なんですけど、厚労省が2020年度の老人保健健康増進等の事業で取り組んだ「自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」の調査報告書が2021年に発表され、「自治体における難聴高齢者の社会参加

に向けた適切な補聴器利用とその効果について」によると、難聴の把握の取組が十分になされていないということが分かったということです。

このことに応じて自治体の取組の強化の検討が求められるとして、5点示されているわけです。まず1点目が、難聴を早期発見する仕組みを構築する。2点目が、難聴が疑われたとき、医療機関への受診勧奨ができるよう耳鼻咽喉科との連携の仕組みを整える、3つ目として、受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談員や認定補聴器技能者の周知を図ること、4つ目として、補聴器装用後、装用を継続するために難聴高齢者のフォローを行う、5つ目として、難聴高齢者への戦略的な支援スキーム検討が必要との5点です。

厚労省からもこのように示されているわけですが、補聴器装着の体験や相談などが気軽に受けられる、そういう体制も、町として考えていかなければならないと思うんですが、このことについてどのように考えるか伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、補聴器の使い方、そういった部分を高齢者の方はよく分からないところがあると思いますので、そういったものを今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。

それで、先ほどの答弁の中で、高齢者の方でも障害認定をされれば補聴器を装具として、対象になれば使えるということだったんですが、そうした方々が障害対象になるのであれば、やはりどうしても相談体制というのは必要ではないかと思うんです。例えば、高齢者の健診の会場での周知ですとか、それからいろいろな介護教室とかやっていますけれども、そういう中での周知、例えば、やっている中で、この方はちょっと耳が遠いなどと思ったら声かけをして聴力検査を勧めるなどして、そういう相談体制なども必要だとやはり思うんですが、そのことについてはどうなんでしょうか。また、ヒアリングフレイル、これは聞こえの衰えですね、この早期発見や予防というのは非常に大事だというふうに思います。

町では、こうしたヒアリングフレイルに対する、そういういろいろな段階でのメニューというんですかね、予防するためのメニュー、例えば介護教室でやるとか、そういうメニューなどができないのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） ヒアリングフレイルですか、そちらのほうは、包括及び介護保険事業、介護予防事業、それとまた保健師等と相談してできるかできないか、そういったものを協議してまいりたいと思います。

相談につきましては、包括あるいは介護予防事業教室ですか、そういった中と連携してまいりまして、そういった難聴の方とかを、分かれば、そちらのかかりつけ医とかいけば、そういった医師とご相談していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。高齢期を自分らしく生きて健康寿命を延ばすためにも、聞こえの支援というのは非常に大切だというふうに考えております。まずは相談体制ですとか、それからヒアリングフレイルの予防などを実施していただきたいというふうに思います。そして、補聴器の必要な方には、補助ですとか障害認定へのアドバイスをしていただいて、生き生きとした高齢期が送れるように要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

带状疱疹ワクチンなんですけど、国のほうも考えているということなんですけど、今コロナ禍で、町長言われましたように、体調の変化もあって带状疱疹を発症する人が非常に多くなっているというふうに言われております。ほとんどの方は大体三、四週間ぐらいで症状が改善しているわけですが、中には顔に出てしまったり、目の近くに出てしまったりとか、それから带状疱疹だとは知らないで治療が遅れてしまったり、带状疱疹後の神経痛を発症してしまい、2年、3年たってもぴりぴりした痛みが続く、そういう状況の方もいます。そういう方が2年以上たっても完治しないということで、非常にそういう方というのは苦しい思いをして、お医者さんで治療を受けていて、薬も飲んでいてもやっぱり改善しない、そういう状況になっているわけです。

今、県内での助成自治体それから助成額、どのくらい、県内近場でもいいんですけども、どのくらいあるのか伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私の調べた中では、こちら千葉県内では2市、鎌ヶ谷市といすみ市が、带状疱疹ワクチンについて助成しております。また鎌ヶ谷市につきましては、带状疱疹ワクチンは2種類ございます、不活化ワクチンと生ワクチンの。まずシングリックス、こちらが不活化ワクチンに

なりますが、これ1回2万円から3万円するワクチンでございます。補助につきましては、シングリックスが2回打ちますけれども、鎌ヶ谷市が1回5,000円2回まで、生ワクチンが1回4,000円、これはビケンというワクチンになりますけれども、いすみ市は不活化ワクチンのみ補助金を出しております、1人1回1万円を2回補助しております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 带状疱疹のこのワクチンというのは非常に高いもので、ビケンの場合ですと若干安いんですけれども、これは効果が五、六十%というふうに言われているわけです。シングリックスの場合ですと効果が高いんですけれども、97%ぐらいは予防できるというふうに言われているわけです。

带状疱疹になりますと、合併症による障害ですとか後遺症が出る場合、非常に重症化する場合もあるわけですので、予防効果の高いワクチンというのは非常に高額なものなんです、重症化を防ぐためにも、希望する高齢者がワクチン接種をできるように補助をするなどして環境を整えていただくように要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は介護保険についてです。

2点伺いたいと思いますが、介護保険の中でも、介護のために介護保険制度、今の現状の中で介護のために職を辞めてしまう人、あるいは介護を苦にしての殺人事件、高齢者への虐待などが報道されると、なぜサービスの利用をしやすくすることを検討するのではなくて、その負担を増やして利用しづらくする、そういう見直しばかりで、これでは介護を社会で支えるとしていた当初の文言はどうしたのかと言わざるを得ないわけです。

保険料、利用料が上がり介護が受けづらくなる中で、国は制度の維持には能力に応じた負担が必要と言っています。そういう中で、町は改定するときにはアンケート調査等をしていると思いますが、利用者の負担能力の検証を私はすべきではないかと考えますが、この点についていかがでしょうか。

もう一点は、施設入所についてなんです。町長は、町は高齢者施設がほかの町村に比べると少ないと言われていますが、今後の事業計画には盛り込んでいくのか、また、現在、町内の施設での町民の利用状況はどうか伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） まず、来年の1月からですが、ニーズ調査を行ってまいりますが、今、基本となるアンケート調査と、また、町独自の調査を含めまして、今そちらのほ

うは検討中でございますので、その負担能力につきまして、いるかどうか、こちらのほうも検討していきたいと思っております。

2点目につきましては……

○議長（酒井良信君） 町長に質問ですか。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、確かに特養とかそういう施設が、非常に他町村と比べて少ないというふうに私は認識しております。これ実際問題として、今、例えば特養を今後、それに手を挙げてくる業者さんがいるかどうかというのは、まだ未定でございますけれども、そういう方向で来る人がいれば、できるだけ対応できるような形にしていくべきだというふうに私自身は思っております。

以上です。

○健康福祉課長（竹下裕之君） あと、入所状況ということでございますけれども、ほぼ満床、今のところグループホーム、特別養護老人ホームはほぼ満床でございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 介護保険制度、直近の値上げでは2万円も高くなったという方や、いつまで支払いができるのか、食費などの生活費を削るしか節約の方法がないという声もあるわけです。なかなか町に相談することもないようですが、こうした声の検証をして、やはり次の計画につなげていくべきではないかと私は考えますが、その点についてどう考えるのか伺います。

それから、施設の問題なんですけど、今満床だということなんですけど、町長もこうした現状を見て増やすと言われたというふうに思っているわけなんですけど、町長の今の構想の中では、どのような施設が不足していると思われるのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 恐らく特養が今全部で70床ぐらいですか、それが満床だという形です。ですから、ほかの市町村ですともうちょっと、例えば長南とか長柄とか一宮とか結構増えてきておりますので、白子町の人もしちらのほうに行けるのであればそれはそれでいいと思うんですけども、ある面ではやはり自分のところにそれだけのベッド数を確保すべきだという基本的な考えがあります。

ですから、今、はまひるがおとか、そういうところが増床するとか、そういうお話が具体

的にあれば、それはそれなりに対応していければいいんじゃないかというふうに思っておりますし、あと、グループホームに関しても、それから、いわゆる有料介護施設とかそういうものも含めて、積極的に対応したいという業者も中にはいらっしゃるようでございますので、その辺にもできるだけ対応して、この辺のベッド数の充実を図っていきたいというふうに私自身は思っております。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） ご質問はどのようなあれでしたか。すみません、申し訳ございません。

（介護に携っている人たちの声を検証して、次の計画につなげるようなという……と呼ぶ声あり）

介護サービス従事者のあれでしょうか。

（介護を受けている方がと呼ぶ声あり）

受けている方も、要介護の方約400人に対してアンケート調査等を行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ぜひ、そういう方々のアンケート調査を行っていくときに、やはりいろいろな形でのそういう検証はしていただきたいなというふうに思います。それで次の介護計画につなげて行ってほしいというふうに思っています。

やはり利用する方にとって、現状のままでは年金では賄い切れないというふうに言われているわけですから、こうした方々の声を聞いて検証していくということが、次期計画をつくる上での重要な課題だと思いますので、ぜひこの辺は検討してください。

それから、その施設についても、どのような施設が不足しているのか実態を把握して、これは町民が利用しやすい状況に進めて行ってほしいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

次に、保健介護の一体事業なんですけど、この事業は介護の地域支援事業と後期高齢者の保健事業が一体になった事業ということですが、これはどちらが主体となった事業なのか。また、令和6年度までに事業計画策定というふうに言われておりますが、事業計画の流れと、委員はどのような構成で何人なのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ただいまのご質問ですが、主管課は住民課となります。

なお、委員さん方が入る委員会は、現在検討しておりません。この事業は、国・県からの悉皆事業でございますので、県、後期高齢の所管課等と協議して実施する事業となっております。

なお、策定委員会は予定をしておりませんが、令和3年3月に白子町ひまわり長寿プランというところに、その中の計画の中に一体化事業の計画案が一部のとっておりますので、その辺の情報提供、今後策定に当たっては情報提供に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、この事業の内容については、広域連合からある程度示されるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、この事業を進めるに当たって、町の高齢者の実態をどのようにつかむのか。それから、先ほど補聴器問題でもちょっとお話したんですが、ヒアリングフレイル状態の方の対応は、この事業の中では考えていかないのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ただいまのご質問ですが、企画につきましては本課で計画をしております。

なお、この事業に関しましては、補助金の関係は後期高齢者のほうの会計に入ってきますが、協力は介護保険事業の若返りかつ健幸ポイント事業に乗せて実施をしたいと思っております。

ヒアリングフレイルにつきましては、今後検討していきたいと思っております。また、高齢者の実態なんですが、検診関係、その辺の情報収集に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 高齢になると心身の機能がだんだん衰えているといくということで、保健師さんも住民課に今度配属されるということなので、ぜひこれは保健師さんを十分に活用していただいて、高齢期の方々が元気に過ごせるようにしていただきたいなというふうに思いますので、その辺よろしく願います。

それで、最後にワンストップ窓口なんですが、現状は、手続で複数の課に行かなければならない場合は、職員が動いて手続をするというふうに先ほど答弁がありました。転入や転出

は2階に行かなければならない。そういう場合も、環境課ですとか2階に行かなければならないという場合もあるわけです。

また、高齢の方などで、お悔やみの場合というのは、非常に気持ちも動転していて、次々に説明職員が入れ替わり立ち替わり来て説明されても何も分からなかったという現状もあるわけです。総務省も推奨されているわけですが、町のこの役場の今の窓口の配置状態ですとか、この広さとかを見た場合に若干いろんな問題点があると思いますが、その辺で、今の方法でやるとしても、もう少し改善できないのかどうか、その辺を今後どのようにしていくのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ただいまのご質問ですが、やはり住民の方が申請に来られたときに分かりづらいということの意見が多いということですので、お悔やみの場合は、業者の方が多く申請のほうにお見えになります。そのときに、今後一段落したらということで、届出の内容を書いてあるんですが、やはりそれでも分かりづらいということでしたら、またその辺の情報について、周知等をよくじっくり検討して、しつこいようですが、再三再四分かるような周知方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 特にお悔みの場合というのは、突然の場合というのが非常に多いので、例えばある方は健康保険証を返さなきゃいけない。返還しないと葬祭費などが出ませんけれども、そういうことを全く知らないということで、それが何年もたっても知らなかったということで、そういう実態もあるわけなので、その辺については、例えばお悔やみの手続とかに来た場合には、やはりいろんな書類に紛れてしまうような、例えば紙1枚にこういうことが必要ですよと書いてあるのではなく、もう少し分かりやすい工夫をしていただけたらなというふうに考えるんですが、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ただいまのご質問ですが、確かにいろいろ手続が複雑になっております。

本課では、必ず保険料との、後期になりますが、保険料との変更がございます。そのときに、まだ手続がされていない方につきましては、再度通知等をさせていただいております。この辺も、課に戻りまして、手続がスムーズにいくような検討をしていきたいと思っております。

ます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。ぜひその辺は、そういうお悔やみ等、特に高齢者の場合は手続等で、ちょっとあたふたするような場面もあるようですので、お願いしたいと思います。

2007年頃からのこの制度注目を集めてきたわけですが、全国的にもいろいろ、デメリット等もあるようで、課題も多いということで、導入率がまだ低いという状態なんです。ただ、住民の立場からしますと、総合窓口がありますと一つの窓口で手続が済むということで、満足度は上がってくるというふうに思います。まだまだ課題は多いわけですが、少しずつでも町として調査研究を進めていただいて、住民が分かりやすく、利用しやすくすることを今後の検討、これが今後の検討課題だと思いますので、ぜひその辺は進めていってほしいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（酒井良信君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正之 君

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君の一般質問を許します。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、通告に従い一般質問を行います。

広域連携について、スーパー撤退について、今後の観光について、企業誘致について、4点4項目行います。

まず1点目、ご当地ナンバーについて伺います。

地域の風景や観光資源を図柄とすることにより、地域の魅力を全国に発信することを目的に、平成30年10月1日から交付を開始いたしました。申込みの際に募集している寄附金は、導入地域における交通改善、観光振興などの取組に活用されます。導入地域における地域振興、観光振興の取組が一層促進され、動く広告塔効果と言われており、期待されております。

千葉県でも、第1弾で成田、柏、第2弾で松戸、市川、船橋、市原と6地域が新設されました。令和4年4月から第3弾で募集が始まり11月末で締め切られましたが、今後、第4弾の公募が始まりましたら、ぜひ地域振興、観光振興の観点を考え広域連携を呼びかけ、申請する考えがあるか伺います。

次に、スーパー撤退について伺います。

スーパー撤退後数か月が過ぎ、ハヤシ跡地にはドラッグストアがオープンしました。生鮮食品についてはドラッグストアでも多少販売していますが、多くの町民は近隣のスーパーに買物に行っているのが現状です。今後、生鮮食品販売店の見通しについて伺います。

今後の観光について伺います。

コロナウイルス感染症が国内で発生してから間もなく3年が経過し、コロナウイルス感染の拡大は、観光産業や観光地に大きな影響を及ぼしました。時代とともに変化するライフスタイルや価値観は、感染症拡大を契機とし、さらに多様化し、団体客から個人旅行への転換、ワーケーションなどの新たな旅のスタイルの普及など、旧来の観光地が対応し切れなかったニーズが生まれつつあります。

主要産業の観光業は、宿泊客、日帰り客、団体客の激減で、今後の新たな集客策が必要と思うが、町の支援策の考えを伺います。

続きまして、企業誘致について伺います。

町長に就任して1年6か月が過ぎましたが、選挙のマニフェストの産業振興で、茂原白子バイパス沿いに、公共ゾーン、住宅ゾーン、商工業ゾーンをつくり企業誘致を図り、それにより人口減少に歯止めをかけますとありましたが、企業誘致の実績を伺います。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和議員のご質問にお答えします。

まず、広域連携について、いわゆるご当地ナンバーの申請をする気があるかどうかということでございますが、ご当地ナンバーについてはですが、令和元年9月の第3回定例会において、宗島議員からも同様な質問をいただいております。

私個人としましては、地域の知名度アップや話題性、地域住民の郷土愛の醸成など、ご当地ナンバーの導入は一定程度の地域振興につながるものではないかと考えております。

しかしながら、大多和議員もご承知のことと思いますが、ご当地ナンバーの導入に関しましては、地域における自動車登録台数の要件など幾つかの条件があり、白子町単独では難しさがあります。どういった地域、範囲がベターなのかという判断も必要になりますが、まずは近隣地域でどのような考えがあるのか、12月の郡町村会において実際に話題を提供してきました、いろいろご意見を聞いてまいりました。

結論的に言いますと、皆さんの方向性は、それをやることはやぶさかじゃないということがあります。ただ言えることは、例えば茂原ナンバーとか、長生ナンバーとかそういうことはちょっとやはり難しいようでございまして、外房ナンバーならという意見も結構ありますので、この辺で今後、長生郡市だけでなく、いすみ、勝浦方面まで含めた取扱いなら可能性は結構大きいような気がしますので、この辺で、また町村会とかそういうもので提案していきたいというふうに私自身は思っております。

次に、スーパーの撤退についてでございます。

スーパー撤退後数か月が過ぎ、ハヤシの後にはドラッグストアウエルシアが入りまして、今、結構生鮮食品も入れながら進めておるんですが、生鮮食品販売店の見通しについてのご質問ですが、9月の第3回定例会にもお答えしたとおり、ハヤシの店舗担当役員の方が町と事業者の交渉窓口になり、現在まで、後継スーパーの出店について協議を継続しております。私が直接交渉を試みたり、ハヤシあるいは金融機関を介して交渉を行うなど、最終的には9法人とスーパーの出店について交渉を行いました。

その中で、11月下旬にナリタヤさんとの出店交渉を行った結果、今までスーパーハヤシがあった反対側、県道を置いての反対側、今までのスーパーハヤシの東側ですね、そこに出店を検討してもいいというような回答をいただいております。ただ、今後農振除外の手続や大規模小売店舗の手続など、法令に基づく交渉、協議を進めていく予定であります。

また、実店舗の建設についても、建築資材や原材料価格の高騰といった難問もクリアしなければなりませんもので、建築完了までには今後2年程度あるいは3年程度の時間を要する

ものと、そういう見込みが必要じゃないかというふうに思っております。

難題、課題もいろいろありますが、地域住民の生活を守るためにも、スーパーの出店は最優先事項でありますので、町としてもできる限りの支援、協力を行ってまいります。

続きまして、今後の観光についてということで質問でございますが、ご承知のとおり長引く新型コロナウイルスの感染症の影響により、町内中小企業の方々の多くはその影響を受け、特に観光事業者の方々は、宿泊者の激減により過去に経験したことの無い甚大な影響を受けております。本年9月末で観光入り込み客数は16万2,000人、宿泊者数10万9,000人で、行動制限が緩和され、千葉とく旅キャンペーンをはじめとする旅行誘導の効果により、昨年と比べて回復傾向があるものの、コロナ禍前に比べてはいまだ5割程度で、依然厳しい状況が続いております。

町は観光支援策として、宿泊料金割引、スポーツ大会開催の補助を行い誘客に努めるほか、宿泊施設の感染防止対策、施設改修に対する支援を講じてきたところで、今年度は、宿泊されたお客様に宿泊施設を通じてプラスワンのおもてなしを行い、おもてなし提供事業、宿泊料金割引による宿泊施設復興支援事業を追加し、今までの支援策をより確実なものとしていくために取り組んでいるところでございます。

今後も、宿泊施設をはじめとする観光事業者の皆さんと連絡を密にし、その実情に合わせ必要な支援策を適切な時期に対応することとし、新型コロナウイルス感染拡大に配慮しながら、積極的な支援・対応を図っていきたいと思っております。

それでは次に、企業誘致についてということですが、企業誘致についての質問ですが、まず私が町長に就任して以来、私個人に対しては工場、事業所の建設や規模拡大、増築に関する問合せは三、四件ありました。仮に、相談内容の全てが実現していれば、地域経済の活性化、雇用の促進など、地域振興に大きな効果がもたらされたことは間違いのないと思っておりますが、やはり農振除外などの土地の手続の問題が大きく、いずれの話も停止した状態になっています。現状としては企業誘致まで発展しておらず、企業立地相談にとどまっております。現在、企業立地に関する条例等の改正、整備を準備しておりますので、条例等が整い次第、今後、積極的に企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。

ただ、白子町の場合、工業団地もありませんし、農振の規制も多い中、企業誘致に関しましては非常に厳しいところでございますが、ただ、この企業誘致とか出店とかそういうものに関しましては、ほとんど土地情報が最優先です。土地情報をいかに感度よくこれを得るかということで、企業誘致が相当前に進むと思っておりますので、これ町全体でこの情報を収集しな

がら、できるだけ多くの企業に来ていただきたいというふうに思っております。

以上で、大多和議員からのご質問にお答えしました。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、1点目のご当地ナンバーについて再質問いたします。

というか要望にしたいと思いますが、先ほど町長の答弁の中で、近隣の町村長の方々には話
題づくりというか、お話ししていただいているいろいろな方向性が見えてきたと思うので、ぜひ
第4弾の申請が始まりましたら、広い範囲、例えばさっきお話ししていた外房地域を含めた
方々とまた話題を共有していただき、ぜひ申請していただくようお願いいたしまして、1点
目の質問を終わりにします。

続きまして、スーパー撤退について伺います。

答弁の中では、白子町にスーパーが出店方向に向いているとのことでしたが、先ほどの答
弁でもありましたように、オープンまでには二、三年かかると思います。その間の対策とし
て、来年からは移動スーパーなどの販売も始まるそうですが、それでは町内での買物の不便
さは解決しません。

前回の質問でもいたしました。移住を考えたとき、スーパーが現状はない中で、移住先
の一つの候補地に白子町を考えていただくには、町の将来性が必要と思うが、今後具体的な
町の将来性について考えがあったら、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、大多和議員の町の将来性に関してのお話でございますが、確かに
スーパーが一つなくても、正直言いまして相当厳しいと思います。移住定住を、仮にここを
促進していく中に。ですからやはり、スーパーもどこにあってもいいというわけじゃないん
です。やはり中心の市街地に、今あるあの辺にある程度そろえていかなければいけないとい
うふうに思っておりますので、この辺を町の中心市街地として魅力ある場所にすれば、自然
に、また、店舗でもいろんなところでも出てくると思います。ですから、そういう形で今後
進めていく中において、とにかく、この白子バイパス沿いの中心市街地、それから学校の統
合とかそういうもので、公共施設機能を相当町の中心のほうに移して行って、やはり拠点と
していい形にしていけば皆さんの利便性が上がって、移住定住も結構進んでいくような気も
しますので、そういう形で今後進めていきたいと思っております。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 分かりました。

それでは、先ほど町長の答弁でもありましたが、企業誘致の条例など、今考えているというお話でした。これもスーパーが前向きに考えてくれているのであれば、町としてもなるべく早くそういうものを、条例を整備していただき、一日も早くそういうスーパーなりなんなりに出店していただくよう要望いたしまして、次の質問にいたします。

今後の観光について伺います。

マニフェストの観光で、新しい視点での観光発案、基幹産業の一役を担う観光業、テニスに伴う集客の限界を超えるため、農業とコラボするなど様々な方向性を検討し、示すべきではないでしょうか。行政としては、最大限の協力体制をしいていきますと、町民にお約束したと思います。農業とのコラボやDMOはあまり進んでいないように感じます。

家族旅行、訪日客がコロナ前のように訪れていますので、白子町にもチャンスはあると思います。それには仕掛けが必要になり、町内に宿泊して、1泊で次の地に行かせるのではなく、千葉県には、ディズニーランドや成田空港、各観光地、白子町に泊まり、1泊目には外房・安房方面、2泊目には九十九里・銚子方面に観光ツアーを企画し、連泊を可能にしたいだけだと思います。それには、自家用有償旅客運送などを町が行い、支援する考えがあるか伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、最後何とおっしゃいました、自家用何ですか。

（自家用有償旅客運送と呼ぶ声あり）

自家用有償旅客運送ってどういうことですか。

（要は、例えば町とかNPOが、そういう団体が国の許可をいただいて、いわゆる営業ナンバーじゃなくて白ナンバーで、白子町を発してまた白子町に帰ってくるという、それで例えば1,000円とか500円くらいで行けるようなあれで、近隣だといすみなんかでやっている、そういったものがと呼ぶ声あり）

分かりました。今おっしゃられた自家用どうのこうのというお話も、それは非常にいいアイデアだと思いますし、そういうのは積極的にやっていきたいと思うんですが、それ以前に、今、白子町の観光についていろいろお話を今までいただいていると思うんですがけれども、今、正直言いまして一番早く進みそうなのが、温泉センターの改修と、それからあそこのところに、今、計画ではアウビーパークとかそういう形で、あそこのリニューアルに伴ってあそこ

を開発しようという、そういう動きはあるんですけども、やはりあそこも白子町の観光の発祥の地でございますので、あそこをきれいにしておかないと来る人が少ないと思います。

ですから、観光については本当に、今、ホテル組合とかそういうところともいろいろお話をして、DMOのほうについても、なかなか理解いただけない部分が相当あるんです。といいますのは、結局、彼らは町の入り込み人数を増やすことじゃなくて、直接泊まること、泊まるお客さんをどうやって増やすかということしか考えていない部分が相当あるんです。ですから、白子町にどうやって人が来られるような形にするか、例えば夏祭りにしても何でもそうなんですけれども、ああいうのは泊まらないですから、彼らにとっては全然そういう気はないんですね、はっきり言って。ですから、そういう形じゃなくて、やはり交流人口といますか、そういうものをどうやって増やしていくかという形の観光の抜本的な考え方を少し変更いただいてやっていかなきゃいけない。

農業に関しても、まだ農業者とコラボはまだできていない状態なんです。ですからこの間、白子神社の宮司さんも、観光については全部、いろいろするから、協力するからと、そういうお話もいただいておりますので、いずれにしても、いわゆる観光業者だけではなくて、いろんな産業、商工会も全部ひっくるめて、商工会、観光協会、それから農業者、そういうのを全部ひっくるめた形で、白子町の観光をどうやって今後進めていくんだという、そういうものをどんどん進めていかないと駄目だというふうに思っております。

ですから、今とにかく一番、テニスの大会をやって、それから合宿を呼んできて、そういう形で今まで集客していたのが今までのホテル組合の皆さんなんですけれども、これだけですと、これ一番楽なビジネスモデルなんですよね、ですからほとんど営業活動をしなくても自動的に集まってくるような形。でもこれにも限界があるので、やはりこのホテルの形態も少しずつ変えながらどんどん進めていかないと。ですからその辺を、もう少し町も業者さんといろいろ理解し合って、そういう方向性にどんどん進めていかないとなかなか厳しいような気がしますので、今後それで進めていく予定でおります。

いずれにしても、観光だけじゃなくて、そういうものをどんどん進めないと、人口減少とかそういうものも全然駄目になってきますので、この辺がやはり根本だというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 観光課長、何かありますか。

商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 大多和正之議員の再質問のほうに答えさせていただきます。

地域の話合いなんです、来月、農業者も含めた観光の振興のワークショップのほうを開く予定でおりますので、その中からアフターコロナに向けたこれからの観光について、みんなまで話し合っていきたいと思っております。

また、話がありました自家用有償旅客運送についてのご質問ですが、これから始まります、企画財政課のほうが主管になるかと思いますが、地域公共交通計画の策定、その場において、併せて協議していければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは再々質問いたします。

千葉県PRプロジェクトでは、千葉県の魅力を多くの人に知ってもらうために、他県の人にぜひ食べてほしいと思う千葉県どんぶりグルメをテーマに審査を行い、その結果を発表しましたが、長生地域、いすみ市域からの選出はありませんでした。

千葉県では農林水産業が盛んで、新鮮でおいしい食材がたくさんあり、県庁の若手職員で検討を重ねた結果、県内の多彩な農林水産物を活用できるアヒージョに、隠し味として千葉県ならではの醤油を加え、黒アヒージョとして提案していくこととしました。県内の飲食店やキャンプなどの様々なシーンで黒アヒージョを気軽に楽しんでいただけるよう皆様と一緒に広めていきますと、千葉県知事も今日のインスタに出していましたが、飲食店を対象にコンテストの参加加盟店の募集も始まっています。観光地に行ったらこれを食べてみたいと思うような名物グルメが必要だと思います。白子町はブイヤベースを売りにしてきましたが、新たな名物グルメを、町を挙げて売り出す考えがあるか伺います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） ただいまの再質問ですが、それこそ先ほど申し上げましたワークショップ、その中にも飲食店の方も何名かおりますので、そういったものも議題としまして、みんなまで話し合っただけからつくっていただければと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、今後の観光について要望いたします。

自家用有償旅客運送は、観光客だけでなく町外の買物にも利用できます。近隣のスーパーに、車がなくて買物に行けない家庭には便利になると思うので、町としてぜひ早急に検討と実

施をお願いいたします。また、白子町内のホテルには、テニス以外の合宿で様々なスポーツ合宿が来ています。その中で、駅伝では社会人、大学の大会で優勝チームも来ています。例えばそういうチームを歓迎する意味も込めて、中里の中心街に垂れ幕などをしていただければと思います。これは要望としてお願いいたします。

続きまして、企業誘致について伺います。

5Gは地域の発展に不可欠な21世紀の基幹インフラであり、全国への速やかな展開が極めて重要になっています。そのため、5G基地局やこれを支える光ファイバーなどのICTインフラについて、特に条件不利地域における整備を促進することにより、地方部と都市部の隔たりなくその整備を加速するほか、課題解決に資するローカル5Gの普及を促進することにより地方創生を推進すると、総務省でも勧めています。

また、デジタル田園都市国家構想では、地方を中心に人口減少、少子高齢化、過疎化、東京への一極集中、地域産業の空洞化といった課題に直面しています。こうした課題を解決するには、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、地方活性化を図っていくことが求められています。

デジタルは地方の社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉となっています。今こそ、デジタルの実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくことが重要で、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すことを政府は勧め、2023年から2027年度の5か年に、政策や数値目標を明記し、2027年度に地方への移住者を1万人、地方での起業1,000件などを掲げ、年内に閣議決定するとの報道がありました。白子町に企業を誘致し工場などを建設するには様々な制約があり、厳しい状況だと思いますが、5Gの推進環境整備を町が整備し、地方都市のサテライトオフィス拠点と、首都圏との間の高精密度な遠隔会議やVRデバイスなどを用いたデザイン制作などの遠隔作業を、町内の空き店舗、例えば旧旭信金跡地、元なのはなキッズ跡地など、整備する考えがあるか伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問にお答えいたします。

大多和議員ご指摘のとおり、デジタル田園都市構想、これが実はつい最近、国のほうからも情報が提供されておまして、国がまず基本方針をつくって、これを各都道府県を通じた上で市町村に流してくる、そして市町村のほうでは、今まで地方創生総合戦略というものをごさえておったんですけれども、これをデジタル田園都市国家構想、いわゆるそういった戦略に練り直した上で、複数年計画をもって地域のデジタル化の実装を行えというようなこと

で、ご指摘のとおり今後の動きになろうかと思っております。

細かい内容については、今、ガイドライン的に1,000億円を用意するとか、地方に向けてのいわゆるデジタル人材の派遣を行うとか、そういった概要は来ておるんですけども、細かい実際の内容、実施内容についてはこれからになろうかと思っておりますので、そういった情報はしっかり把握して、今おっしゃられたようなものを、5G、そういったものが実装できるかどうか、そういったところも検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、先ほど町長が観光のところでお話しいたしましたが、アクア健康センター、あちらの改修などについても、町の単独の予算ではなかなか執行が厳しいというところもございますので、地方創生の拠点整備であるとか、そういったものの交付金なども活用を考えております。そういった交付金を利用しようとするようになりますと、先ほど言ったデジタル田園のほうのいわゆる地域への実装というのが、ある意味条件としてついてくるところがございますので、その辺はよく見極めながら、白子町のほうで何を導入できるかしっかり検討してまいりたいと思います。

ご指摘のデジタル化は避けて通れないと思っておりますので、進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、企業立地について再々質問いたします。

徳島県の神山町は、東京から飛行機と車を乗り継いで3時間、大阪からバスを乗り継いで3時間30分という場所にあります。四国で初めて全戸に光ファイバーを整備し、町ががらりと変わり、都会より快適にインターネットが利用できる、このようなネット環境と自然環境からワーク・ライフ・バランスを考え、IT系のベンチャー企業がサテライトオフィスを開設したり、多種多様なクリエイター、これらの生き方を自分たちの手でつくっていきこうと人々が集まっている。企業だけでなく、人も神山町を求めて移住が増えているので、通信環境を整えることは白子町の将来に必要なと思うが、町長のお考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおり、やはり通信環境というものは今後一番大事なものだというふうに思いますし、町のできる限りのことはやっていかなければ、そういう開発とかそういうものに全部乗り遅れると感覚的には思っておりますので、それは最優先でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、最後に企業誘致の要望についてお願いいたしたいと思いますが、企業が本社機能を地方へ移転させることを促す政策はより充実してきております。地方進出しやすい環境になっています。また、地域の特色を生かし、取組によって企業誘致を成功に導いた自治体は多く存在します。企業誘致や、誘致する地方自治体と、地方進出する企業が手を取り合った結果、実現するものです。

自治体が行っている企業の取組についても様々なものがあります。町の事業やニーズに沿った進出先を選ぶことも大切です。ぜひとも企業誘致を実現していただくよう要望いたしまして、質問を終わりにいたしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 以上で、11番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は11時40分といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第2、請願第3号 町発注の町道舗装修繕工事に係る100条調査委員会の設置を求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員より趣旨説明を求めます。

6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 町発注の町道舗装修繕工事に係る100条調査委員会の設置を求める請願書が住民代表より提出がございまして、紹介議員であります私のほうから趣旨説明を行います。

去る8月20日に新聞紙面上において、「白子町発注の町道舗装修繕工事で、入札時の内容が誤っていたにもかかわらず、地元建設業者が最低制限価格に近い金額で落札」という報道がなされました。この報道内容が事実であれば、町が発注する工事の設計内容の情報が事前に業者に漏えいしていた重大な疑惑、疑念が生じることとなり、町民の総意として、この報道内容をただす必要があります。町議会においても、町民の負託に応えるべき100条委員会を直ちに設置し、事実を調査し、その調査結果を町民に公表する義務が議会にはあると思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

請願第3号 町発注の町道舗装修繕工事に係る100条調査委員会の設置を求める請願書については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第3号 町発注の町道舗装修繕工事に係る100条調査委員会の設置を求める請願書について質疑を行います。

市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 確認の意味で2点伺いたいと思えます。

まずこれは初日に、紹介議員である東海林議員が一般質問をしたわけですが、そのときの町長答弁について東海林議員としてどのように考えるのか伺います。

それからもう一点、100条委員会についてどのようにお考えになるのか伺いたいと思えます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 紹介議員として、一つは、この100条委員会を基にして、調査権を基にして調査をすべきだと。内部調査をしたわけでございますけれども、それ以上に強制力のある調査権を議会が持って、そして担当職員並びに工事業者等に対しても調査をしていくということが必要だと思えます。

それから、一つは、入札関係においては公正公平な入札形態でなければならないはずで

これが、設計の段階で誤っていた数値を基にしてでも、最低価格に近い金額で落札という部分は、住民は疑念を感じざるを得ないということで、住民代表は請願を提出されたんだと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まず、100条委員会というのは通常の委員会よりも強い権限のある委員会でありまして、ほとんどの事件の調査は、所管する常任委員会のできるのではないかと思います。98条の調査権に基づいた特別委員会の設置もできるわけで、それで調査し切れなければ100条委員会が設置されるというように、内容的にも手順的にもかなり重たい重大な決断の上に設置される委員会だと思っています。

ただ私は、議会として公正な入札の仕組みがあるかどうかなども含めて調査は必要と考えておりますので、この請願については、採決には参加せず退席させていただきます。

（市川隆子君退席）

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 私は100条委員会設置反対の立場として申し上げます。

今回の問題点の発端となった町行政事務において、道路工事見積書の表題記入の誤記から発生しているものであり、それが原因として一部の道路工事の遅れ等が見られております。このことについて、町から町民への謝罪、また議会への報告があるべきだと思います。

次に、入札においても、想定内金額において見積もられていることであり、不当な利益が発生しているものと思われません。まして議会の最大の権限と思われる調査権100条を持ち出すまでもなく、今、町で行われている調査委員会の今後の結果を見ながら、必要によっては議会常任委員会にて判断してもよいのではないかと思います。

以上をもちまして、100条委員会設置について反対といたします。

議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ありますか。

6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） この請願書に対する賛成の立場より討論を行います。

町発注の町道舗装修繕工事で、入札時の工事内容が誤った情報記載ミスにかかわらず、地元建設業者が最低制限価格に近い金額で落札をしました。この内容が、漏えい疑惑、疑念が生じると新聞報道がなされ、8月24日に白子町入札情報漏えい調査委員会が発足し、工事等入札に関する業務に携わる職員に聞き取り調査を実施いたしました。職員が同僚に対する調査は、事実確認ができなかった。ゆえに住民代表は請願書を提出され、議会に、町民の負託に応えるべく、調査権を有する100条委員会を直ちに設置し、事実を調査し、その調査結果を町民に公表する義務があると述べております。

よって、議員各位の良識と信義を求め、賛成討論といたします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第3号 町発注の町道舗装修繕工事に係る100条調査委員会の設置を求める請願書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立少数です。

したがって、請願第3号は不採択にすることに決定いたしました。

以上で休憩に入ります。

1時に再開いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第3、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） それでは、発議案第1号について説明申し上げます。

発議案第1号。

令和4年12月12日。

白子町議会議長、酒井良信様。

提出者、白子町議会議員、齋藤鉄也。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、板倉正道、今関勝巳、宗島理仁君。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨説明といたしまして、この条例は、現在の条例第5条第2項に規定する期末手当の支給率を現行の4.3か月から0.1か月分引上げを行い、年間4.4か月分にしようとするものであります。

国において法改正により、千葉県においては条例の改正により、同様の引上げが行われますので、本町におきましても国及び県の動向を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

給料が上がることですから、賛同してください。

○議長（酒井良信君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 本案に反対の立場から討論します。

コロナ禍の影響により、働く世代は様々な業種で厳しい生活を強いられています。また、

年金生活をされている方も、年金が減額され、後期高齢者の方でも、秋から医療費が2割負担になった方もいます。加えて生活必需品の値上げ、電気料金などの値上げが続いています。

こうした中でのプラス改定は、大変な中で生活している町民感情から見ても適切とは思えません。

以上の観点から本案に反対いたします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第4、発議案第2号 県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書について議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

3番北田百人君。

○3番（北田百人君） それでは、発議案第2号についてご説明申し上げます。

発議案第2号 県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年12月12日。

提出者、白子町議会議員、北田百人。

賛成者、白子町議会議員、今井滋則、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、東海林東治、大多和正夫。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、県道茂原白子バイパスは、千葉県により事業化され、既に30年近く

経過しておりますが、事業進捗率は事業費ベースで24%、距離ベースで11%と極めて低く、このままの状況ではいつ完成するか予想できません。

このような現状を打破するため、千葉県においては、より充実した予算の確保を図るとともに、用地取得を強力に推し進め、一日も早い県道茂原白子バイパスの全線開通を実現するため、千葉県知事に対し整備促進に関する意見書を提出するものであります。

資料として、お手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご理解、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第2号 県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第2号 県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第5、承認第1号 令和4年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算）について、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。

○議長（酒井良信君） 続きまして、内容説明を求めます。

企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） それでは、提出議案の内容説明をさせていただきます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算）の内容説明をいたします。

本年9月、政府において開催されました物価・賃金・生活総合対策本部会議におきまして、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円を支給することが決定しました。支給に係る事務事業を緊急に執行する必要がありましたので、地方自治法179条第1項の規定により、令和4年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算を令和4年11月27日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

内容についてご説明いたしますので、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の専決処分に係る補正につきましては、歳入歳出それぞれ9,210万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億3,483万9,000円とするものです。

歳出より説明いたしますので、7ページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、事務員派遣委託料290万円。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金8,610万円を追加し、その他事業執行に必要な事務費等を計上させていただきました。

続きまして、これを賄う財源につきましてご説明いたしますので、6ページにお戻りください。

15款国庫支出金、2項2目の民生費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金8,610万円。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務費補助金600万円を追加し、歳出を賄う財源とするものです。

以上で承認第1号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお

願いたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより承認第1号 令和4年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件を承認することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第6、議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例及び白子町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第11、議案第6号 白子町附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例及び白子町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

これは総務課長より説明いたします。

議案第2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制

定について。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

こちらも総務課長より内容説明をいたします。

議案第3号 白子町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

こちらも総務課長より内容説明いたします。

次に、議案第4号 白子町職員の降給に関する条例の制定について。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

こちらも総務課長より内容説明いたします。

議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

こちらも総務課長より内容説明をいたします。

議案第6号 白子町附属機関条例の一部を改正する条例の制定について。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

こちらも企画財政課長より内容説明をいたします。

以上、議案第1号ないし議案第6号の提案説明を終わります。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号ないし議案第5号までの内容説明について、総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） それでは、議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例及び白子町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

人事院勧告による国家公務員の給与改定及び千葉県等の給与改定に準じ、一般職の職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うものです。

改正概要は、第1条関係では、初任給及び若年層の給与月額の上上げ、また、一般職の12月期の勤勉手当の支給月額を0.95月から1.05月分に引き上げます。

第2条関係では、次年度以降の6月期、12月期の勤勉手当支給月額をともに1.0か月に改正するものです。

第3条、4条関係では、特定任期付職員の給与月額及び期末手当の支給月数を改正するものです。

この条例は、第1条、第3条については公布の日より施行し、第2条、第4条については令和5年4月1日より施行します。

改正条文につきましては、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

次に、議案第2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料2ページをご覧ください。

一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員の期末手当支給月数の引上げのため、所要の改正を行うものです。

第1条関係では、12月期の支給月数を2.15月から2.25月に引き上げ、第2条関係では、次年度以降の6月期、12月期の支給月数をそれぞれ2.20月に改正するものでございます。

この条例は、第1条は公布の日より施行し、第2条は令和5年4月1日より施行します。

なお、改正条文につきましては新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

次に、議案第3号 白子町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の2ページ下段をご覧ください。

改正内容は、定年の引上げを目的とした国家公務員法の改正に伴い、本町においても国家公務員と同様に定年の引上げ及びこれに伴う諸制度を整備するため、関係条例を改正するものです。

改正概要は、職員の定年を現行の60歳から、令和5年度より令和13年度にかけて、2年ごとに1歳ずつ引き上げ、65歳まで段階的に引き上げるものでございます。

資料の3ページをご覧ください。

60歳に達している職員を翌年度の4月1日までに管理職以外の職に降任させる役職定年制を導入し、給与月額を60歳前の7割水準とするものでございます。

また、高齢層の職員につきましても、55歳を超える職員の昇給は勤務成績が特に良好な場合に限り行うものとし、60歳に達する年度の前年度に、今回の改正の各種制度の情報提供とともに、意思確認をする制度を導入するものでございます。

資料の4ページをお願いします。

この条例等は、一部を除き、令和5年4月1日より施行します。

改正条文につきましては、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

なお、今回の改正の条例は、白子町の職員の定年等に関する条例、白子町一般職の職員の給与等に関する条例、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、白子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、白子町職員の育児休業等に関する条例、白子町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、白子町職員の再任用に関する条例でございます。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

次に、議案第4号 白子町職員の降給に関する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の4ページ下段をご覧ください。

定年の引上げに伴い役職定年制が導入され、60歳に達する職員は定年前であっても降任することとなります。これにより、職員の降給について改めて定める必要があることから、本条例を制定するものです。

制定概要は、職員の役職定年等により、下位の職務の級に降任した場合、任命権者は、職員を降給するものです。

また、降給の種類は、役職定年のほかに、勤務実績のよくないと判断される場合、医師の診断により心身の故障があると判断される場合が対象となります。

この条例は令和5年4月1日より施行します。

なお、議案第4号に制定条文を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

次に、議案第5号 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の5ページをご覧ください。

職員が誤って事故に関与した場合、過失により事故を起こした場合、禁錮刑の判決が確定し、その刑の執行を猶予された場合においても、地方公務員法16条により職を失うこととなります。

しかしながら、条例で失職の特例を定めることにより、刑に係る罪が過失によるもので、執行を猶予され、その情状を考慮し特に必要と認めた場合、職を失わないものとする事ができることから、職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正するものです。

ただし、執行猶予が取り消されたときには、その職を失うこととなります。

この条例は公布の日より施行します。

改正条文につきましては、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

以上、議案第1号ないし議案第5号について、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 続きまして、議案第6号の内容説明について、企画財政課長、大矢務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 続きまして、議案第6号 白子町附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、提出議案説明資料により内容の説明をさせていただきます。

提出議案説明資料の5ページをお願いいたします。

地方自治法138条の4第3項の附属機関として、白子町男女共同参画推進計画の策定及び施策について調査・審議する白子町男女共同参画推進審議会を新たに設置するものです。

改正の概要といたしましては、条例別表中に、白子町男女共同参画推進審議会の項を追加し、併せまして、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中に、白子町男女共同参画推進審議会委員の項を追加し、報酬額を日額8,200円と定めるものです。

この改正条例は公布の日から施行いたします。

お手許に新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例及び白子町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 私は、本案に反対の立場から討論します。

本案はプラス改定になりますが、コロナ禍において町民も仕事に影響が出て、生活が苦しくなっています。さらに追い打ちをかけるように、生活必需品の値上がりやガソリンの高騰、農業は、米価の下落や資材費の値上げなどが続いています。このような状況においてのプラス改定は、町民感情から見ても適切とは思えません。

以上の理由から本案に反対します。

○議長(酒井良信君) ほかに討論ありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白子町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について質疑を行います。

11番大多和正之君。

○11番(大多和正之君) ちょっと伺いたいんですが、このあれは国のほうで定年の引上げということで、65歳までにするということだと思いますが、ここに書いてある、説明資料で役職定年を導入し、先ほどの説明だと、給料が約7割程度になると説明でしたが、その下に、業務に著しい支障が来す場合は期間内で引き続き管理監督職を勤務させることができると、これはいわゆる60歳を過ぎても課長職になれるということなんですか。その辺をちょっと聞

きたいんですけれども。

○議長（酒井良信君） 答弁を求めます。

総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 今、申し訳ないです。ちょっと質問がよく聞き取れなかったんですが、提出議案説明資料のほうですか。

（60歳を過ぎても課長職にとどまることができるのかと呼ぶ声あり）

それは、60前の一般職について、今まで現行では、人事評価でD評価になった場合に、下げはしないんですけれども、給料が上がらないというところが一番のペナルティーだったんですけれども、今回の制度によりまして、給料を今度は逆に下げることができるという、これは全職員が対象です。例えば30万、今年もらっていた人間が、来年29万に落としますよということが可能になると、そういうことでございます。これは全職員が対象になってきます。

（答弁が違うよ。質問内容と答弁がと呼ぶ声あり）

○議長（酒井良信君） 課長、質問と答えが合っていないようですけれども。

○11番（大多和正之君） 簡単に言うと、60歳過ぎても、今は60歳で定年じゃないですか。

今度の、令和5年からは60歳過ぎても定年じゃなく、70%程度の給料で勤務することができるとなっているんですが、そこで、業務に著しい支障がある場合は、その職に残れるかどうかということです。要は、ほかに例えば課長でそのまま残ることができるかということです、60歳過ぎても。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） それ、大多和議員さんのおっしゃるとおり、残ることができるというのがあったと思います。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） この辺、曖昧になっているというか、白子町もしっかりしたあれがまだ決まっていないと思うんですが、そうするとやっぱり下の若手の職員の意欲とかが、いろいろあると思うので、その辺は町としては、はっきり言えば60歳過ぎたら課長職は定年で、一般職として残っていただくようにしていただいて、しかも人事評価で、例えば今、70%と給料がなっているじゃないですか。それも人事評価をちゃんとしていただき、その職にふさわしくない職員は、例えば5割でもしょうがないんじゃないかと私は思うんですが、その辺はどう考えますか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

- 総務課長（今関道雄君） その辺のさじ加減は任命権者のほうの判断になってくると思うんですが、まずは、最初の初年度の定年を迎えたときは70%からスタートすると。その1年目の勤務態度がよろしくなければ、さらに降格すると、降給するというのは可能だと思います。
- 議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。
- 11番（大多和正之君） じゃ、町長にお願いですが、やっぱりこの辺、町長も人事評価のことは詳しいと思うので、その辺、しっかりした人事評価の可決をしていただき、ほかの職員とか、町のためになるように、みんなですていただければと思います。
- 議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。
- 2番大多和正夫君。
- 2番（大多和正夫君） 今の件に関連して、大多和議員が言われましたけれども、要は引き続き管理・監督職を占めたまま勤務させることができるというふうになります。これはやむを得ず管理・監督職として残す場合もありますよということなんですけれども、こういう場合の人材については、役職定年とは違って、給与の考え方というのは、60歳の給与、ここに書いてあるとおり7割なのか、それともそういう場合の給料体系というのはどういうふうを考えているのか、ちょっとその辺をお伺いしたいなと思います。
- 議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。
- 総務課長（今関道雄君） 管理職にとどまった場合であっても、給与水準については7割と考えております。
- 議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。
- 2番（大多和正夫君） この辺は非常に使用者の権限があまりにも強いのかなど。要は、同じ給与、60歳時の70で、片方は役職を解かれる、片方は責任権限を負わされたまま業務をするという中では、これはこれから内部検討していただければと思います。やはりちょっと、職員からの不満が出るんじゃないか。そういうのもありますので、この辺は検討をお願いしたいということで、要望で終わります。
- 議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。
- 総務課長（今関道雄君） 今、イレギュラーな事例についての話なんですけど、執行部としては、原則、役職定年という方針で考えておりますので、人材というか年齢的な職員構成の恐らく偏った市町村について、人材が足りないということで課長職とどめるということはあると思うんですが、今のところ白子町につきましては逆三角形の構造で、逆に上が滞っている状況でありますので、そこにとどまるということはずないと考えています。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 要望したんですけれども、だったらこの文章を削除すりゃいいじゃないですか。でしょう。要は、別にそういう逆三角形であれば、管理監督職に占めたまま勤務させることはないということであれば、この文面を、今の課長の答弁であれば削除していいと思います。

これは基本的に、万が一のことを考えて入れてあるんです。そうすると絶対に発生するんですよ。そういうときの給与体系は考えたほうがいいよというのが私の要望ですので、実際にあなたが降格をして、補佐とか主幹になって、7割の今関課長が給料をもらっているとしたら、でも、あなたがそのまま総務課長をしていただいて、いろんなものを対応していくとすると、これが正当な評価かというのが、今度は働く職員の立場になりますから、そういう点も、内部協議をお願いしたいと思います。

これ以上は結構です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号 白子町職員の降給に関する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白子町附属機関条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第12、議案第7号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案第7号 財産の処分について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を処分することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。

以上、議案第7号の提案説明を終わります。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第7号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 議案第7号 財産の処分について、提出議案説明資料により内容説明をさせていただきますので、提出議案説明資料の5ページと6ページをご参照いただきます。

町有財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。

財産の種類は土地及び建物の不動産、所在は、土地は白子町幸治3201番地13及び3199番13、建物は白子町幸治3201番13、処分予定金額は1,200万円。

契約の相手方は、白子町幸治3140番地2、細谷工業株式会社、代表者、細谷松一。

契約の方法は随意契約となります。

なお、お手許の議案書43ページに当該不動産の一覧が添付されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第7号 財産の処分について質疑を行います。

5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 今回の議案が可決成立した場合、今後の事務手続はどのように進められていくのか。また、議会が延期して採決も延期したことでもあるんですけども、その影

響はなく事務手続が進められていくのか伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

この後の事務手続については、本日可決成立した場合、本契約日となりますので、この本契約日をもって、先方から1月中に売買代金を納付いただき、それが確認できた後、関係書類等を整理した上で、所有権移転に係る登記の嘱託手続に入るといような予定をしております。恐らくですけれども、全部終了するには2月中程度までかかるのではないかなというふうには考えております。

なお、2週間ほど議会の開催が延びてしまいましたけれども、もともと先方とは1月中の代金納入について交渉してございましたので、今後の手続についての大きな影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ありがとうございます。

この土地については、令和元年12月に町が購入してから4年が経過して、やっとうこういう利活用ができるようになるということは、とても喜ばしいことだと思っています。

買主の細谷工業さんにおかれましても、原材料高騰や円安の影響で厳しい経営環境だと思われる。その中で、細谷工業さんが今回の契約が原因で経営が悪化しないように、細谷工業さんの提案した計画が実現できるよう、町としても可能な範囲でしっかりと細谷工業さんを支援していく考えは今後あるのか伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

細谷工業さんからは、こちらで要求いたしましたにぎわいの創出であったり、雇用の創出に資する提案ということで、町内の勤労者の居宅の整備をしてみたりとか、テレワーク施設の整備など、非常に前向きなご検討をいただいておりますので、先ほどの大多和正之議員の質問の中でも、企業誘致等のご指摘がございました。町としても、現状の条例でどうこうということにはならないんですけれども、こちらの契約期間、要は実際に着手するまでのある程度の猶予期間がございますので、そういった期間の中で条例制定等がなされた上で、当然、支援は、この契約がもとで細谷工業さんの足元が揺らぐというようなことは本町としてもどうしても避けたいですから、できるだけの支援は、もちろん法令の範囲内で行いたいと考え

ております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 細谷工業さん側からも、雇用の創出とかにぎわいの創出というのが出ているということですので、今回の契約を機に、町としてもその価値を高めてもらえるように、利活用案を双方で話し合いを進めてもらい、しっかりとした支援や条例の整備のほどを要望いたします。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） ちょっとお聞きしたいんですけども、売却について反対するものではないんですけども、随意契約に至るまでに、建物を取り壊す費用、そして更地にした場合の売却想定額、そういうものの差額、そういうものの試算というのはされましたか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

今回の契約については令和元年度に町が厚生労働省から購入したときに、いろんな条件づけ、それから計算式等が提示されておりますけれども、それを参酌させていただいておりますので、町独自の不動産鑑定等は行っておりません。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 多分、建物を壊して更地で売却した場合のほうが赤字になろうかと思えますけれども、やはりこういう土地売却等ある場合、特に建物があれば、その辺はやはり試算をするということをしないと公平性に欠けますし、これについては直近に購入したもので、購入金額と多分同額だと思いますので、そういう中では今後こういうことがあれば、そういう試算もしていただければと思います。

要望です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第13、議案第8号 令和4年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算についてないし日程第17、議案第12号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 議案第8号 令和4年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,166万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,649万9,000円とする。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。

議案第9号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,220万6,000円とする。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

これは住民課長から内容を説明いたします。

次に、議案第10号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万4,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ14億2,864万2,000円とする。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

これは健康福祉課長から内容説明いたします。

議案第11号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,104万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,729万6,000円とする。

令和4年12月6日提出。白子町長、石井和芳。

これは環境課長から説明いたします。

議案第12号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算は、ガス事業所長から説明いたします。

以上、議案第8号ないし議案第12号の提出説明を終わります。

○議長（酒井良信君） ここで休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 議案第3号の答弁の訂正させていただきます。

管理職にとどまった場合、私、給料70になりますと言ったんですが、給料はそのままということだそうですので、訂正させていただきます。

申し訳ございませんでした。

○議長（酒井良信君） 今のことに何か質問。

（了解しましたと呼ぶ声あり）

続きまして、内容説明を求めます。

議案第8号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） それでは、提出議案の内容説明をさせていただきます。

議案第8号 令和4年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について、内容説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億8,166万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億1,649万9,000円とし、併せて繰越明許費の設定、債務負担行為の設定及び地方債の追加補正を行うものです。

初めに、繰越明許費について説明いたしますので、5ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、庁舎LED改修等事業1億5,719万円、以下、7款土木費、2項道路橋梁費、町道3139号線舗装事業390万円までの11事業、合計2億5,239万円について、年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものです。

続いて、債務負担行為について説明いたしますので、6ページをお開きください。

庁舎他4施設自家用電気工作物保安管理業務委託218万9,000円、以下、庁舎及び青少年センタートイレ衛生器具維持事業費176万8,000円までの8事業につきましては、翌年度、令和5年度を初年度とする複数年契約の締結が予定されているため、あらかじめ債務負担行為を設定しておくものです。

続いて、同じく6ページ、地方債補正につきましては、庁舎整備事業債を1億4,360万円追加し、1億4,560万円に変更するものです。これは、先ほどの繰越明許費で説明しました庁舎LED改修等事業に関連するものであり、起債の方法、利率及び償還の方法については変更ありません。

次に、歳出より主なものにつきましてご説明いたします。

まず、12ページをお開きください。

2款総務費、1項1目の一般管理費は、不動産鑑定委託料として100万円を追加するものです。

13ページをお願いします。

5目の財産管理費は光熱水費として200万円、庁舎LED改修工事設計業務委託料258万5,000円、庁舎LED改修工事監理業務委託料225万5,000円、庁舎LED化及び屋上防水等工事費1億5,493万5,000円を追加するものです。

15ページをお願いします。

3項1目の戸籍住民基本台帳費は、戸籍情報システム改修委託料として407万円を追加するものです。

18ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、障害者自立支援給付費752万8,000円、障害児給付費147万円、19ページの介護サービス事業所施設等支援金260万円を追加するものです。

21ページをお願いします。

2項2目の児童福祉施設費は、会計年度任用職員給料134万8,000円、光熱水費137万円、修繕料125万6,000円、保育所施設整備工事費129万4,000円を追加するものです。

22ページをお願いします。

3目の児童措置費は、子育て世帯生活応援特別給付金2,750万円を追加するものです。

23ページをお願いします。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費は、医療提供体制継続支援金120万円を追加するものです。

24ページをお願いします。

2目予防費は通信運搬費131万6,000円、集団接種看護師等派遣委託料251万1,000円、小児接種医療機関支援金215万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,801万8,000円を追加するものです。

26ページをお願いします。

2項2目コミュニティ・プラント処理費は、コミュニティ・プラント事業特別会計繰出金として1,104万6,000円を追加するものです。

28ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費は、肥料価格高騰緊急支援事業補助金700万円を追加するものです。

29ページをお願いします。

1項5目農地費は、農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金180万円を追加するものです。

少し飛びますが、36ページをお願いいたします。

9款教育費、2項1目学校管理費は、光熱水費353万7,000円を追加するものです。

37ページをお願いします。

3項1目学校管理費は、光熱水費233万円を追加するものです。

39ページをお願いします。

5項3目給食施設費は、光熱水費215万4,000円を追加するものです。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページにお戻りいただきます。お願いいたします。

15款国庫支出金、1項1目の民生費国庫負担金は、障害者自立支援事業費負担金376万4,000円、2目の衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金1,801万8,000円。2項1目の総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,719万8,000円及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金466万円。3目の衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金687万5,000円を追加するものです。

16款県支出金、1項1目の民生費県負担金は、障害者自立支援事業費負担金188万2,000円を追加するものです。

10ページをお願いします。

20款繰越金、1項1目の繰越金は6,479万5,000円を追加し、歳出を賄う財源とするものです。

21款諸収入、4項4目の雑入は学校給食費負担金131万1,000円を減額するものであり、これは同じページの最上段の教育費県補助金65万5,000円の交付及び町一般財源の負担増により相殺するものです。

22款町債、1項5目の総務債は、先ほど地方債補正でも触れましたが、1億4,360万円を追加するものです。

以上が歳入の主なものでございます。

本補正予算書の40ページ以降に給与費明細書を添付してありますので、ご参照いただければと思います。

以上で議案第8号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第9号の内容について説明をお願いします。

住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第9号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第2

回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ31万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億7,220万6,000円とするものです。

歳出よりご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費31万3,000円の追加は、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与改定に伴う増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページにお戻りください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金31万3,000円の追加は、職員給与費等繰入金の増額です。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で国民健康保険事業特別会計第2回補正予算の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第10号の内容説明について、健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 議案第10号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

それでは、1ページ目をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ42万4,000円を追加し、総額を14億2,864万2,000円とするものでございます。

歳出よりご説明申し上げます。恐れ入りますが、7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費22万4,000円の追加補正でございます。こちらですが、職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴います追加分となっております。

次に、8ページをお開きください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金20万円の追加補正でございます。第1号被保険者の町外への転出等に伴います介護保険料還付金の追加補正となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金22万4,000円の追加補正でございます。職員及び会計年度任用職員の給与改定によるものでございます。

次に、8款1項1目繰越金20万円の追加補正ですが、還付金による繰越金の補正となっております。

以上、令和4年度介護保険事業特別会計第2回補正予算の説明といたします。なお、9ページ以降に給与費明細書を添付してございますのでご参照ください。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第11号の内容説明について、環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） 議案第11号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,104万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,729万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出よりご説明しますので、7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4万6,000円の追加は、一般職の給与改定に伴う人件費の増額でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

1款総務費、2項維持管理費、1目維持管理費1,100万円の追加は、電気料金高騰に伴う光熱水費の増額でございます。

続きまして、これを賄う歳入についてご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,104万6,000円の追加は、一般会計繰入金の増額になります。なお、一般会計歳入歳出補正予算繰出金にて同額を計上しておりますことを申し添えます。

9ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第12号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第12号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条では収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。収入には補正予定額の計上はございません。

次に、支出になります。

第1款ガス事業費用からは、職員の人事院勧告による給与改定に伴い27万5,000円増額し、3億204万5,000円とするものです。

第3条では、資本的収入及び支出になりますが、第1款資本的支出におきまして8万3,000円増額により1億1,077万4,000円を予定し、併せて資本的収支不足額の補填財源を改めるものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,077万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,356万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4,911万3,000円、建設改良積立金120万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額689万3,000円に改めるものです。

なお、第2条及び第3条の内容につきましては、実施計画にてご説明いたします。

続きまして、第4条では、給与改定を反映し、職員給与費を35万8,000円増額した5,317万1,000円に改めるものです。

次に、2ページをお開きください。

実施計画及び補正予定額の内容をご説明いたします。

支出より、1款ガス事業費用、以降、供給販売費からは、1目給料を1万円、2目手当のうち期末勤勉手当及び時間外勤務手当で14万3,000円、3目賞与引当金繰入額を5万円、4目法定福利費1万4,000円をそれぞれ増額し、25目労務費控除項目、受注工事原価から33万7,000円を導管勘定へ8万3,000円振り替えたことにより25万4,000円の増額となります。

3項一般管理費からは、3目手当のうち期末勤勉手当及び時間外勤務手当で11万6,000円、4目賞与引当金繰入額を6,000円、5目法定福利費1万9,000円をそれぞれ増額するものです。

4項営業雑費用より、1目受注工事原価にて業務の従事内容等を精査し、供給販売費からの労務費振替額を33万7,000円減額するものです。

続きまして、資本的収入及び支出の内容になりますが、支出より、1款資本的支出、1項建設改良費、1目導管では、3条予算であるガス事業費用からの労務費振替で8万3,000円増額し、資本的支出の総額を1億1,077万4,000円とするものです。

次に、5ページをお開きください。

来年3月末までの予定キャッシュフロー計算書のほうになります。業務活動、投資活動、財務活動から成る資金の流れを表しており、2,567万9,648円の資金減少額を生じることから、資金期末残高1億886万7,271円を見込むものです。

次に、6ページ、7ページのほうをご覧ください。

税抜の予定損益計算書でございます。

7ページの下から4段目になりますが、補正予定額を反映し、当年度純損失3,263万8,000円を見込むもので、純損失の補填につきましては、利益積立金残高1,939万591円で補填し切れず、1,324万7,409円を当年度未処理欠損金として見込むものです。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

財務状態を表す予定貸借対照表になります。

8ページより、資産の部では、1、固定資産、2、流動資産を合わせた資産合計は10億9,190万8,849円を予定するものです。

続いて、9ページ、資本の部より、7、剰余金でございますが、(1)利益剰余金では、生じた純損失全額を補填し切れないため残高に変動はなく、利益剰余金合計は8,970万9,352円。また、(2)欠損金より、イ、当年度未処理欠損金が増加し、欠損金合計1,324万7,409円を予定することから、資本合計7億2,192万307円と負債合計3億6,998万8,542円を合わせた負債資本合計は、資産合計と同額の10億9,190万8,849円を予定するものです。

なお、補正予算に関わる給与費明細書を3ページ、4ページに添付してございますので、ご参照ください。

以上で令和4年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） これより議案第8号 令和4年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 1点ほど質問あります。

6ページの債務負担行為補正について、なぜ今回この補正でこのような追加補正が出たのか、ちょっと詳細というか経緯について説明をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

今回、債務負担行為を何本か上げさせていただきました。経緯については、本町役場内における長期にわたる契約、あるいは自動継続の条項のある契約、こういったものの見直し、洗い出しを行財政改革の一環として行いました。その中で、債務負担行為を必要とするものというものが幾つか出てきております。今回上げたのは、企画財政課が所管する庁舎の管理に関するものが主なものなんですけれども、こちらについては既に見積書等を事業者の側か

ら徴取いたしまして、令和5年度から3か年の契約ということで債務負担行為をさせていただきました。

令和5年度の当初予算に、これらは各節の中に入ってくるんですけども、あらかじめ債務負担行為、将来にわたって負担が見込まれるものについては、直近の予算において債務負担行為を計上し明らかにしろというようなルールがございますので、今回計上させていただいたところでございます。

なお、3月の補正予算、あるいは来年度、5年度の当初予算の中にも、複数のこういった債務負担行為が、今、洗い直し、見直しをしていますので、こういったものがいろいろと出てくるということは十分考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 企画財政課の所管のやつが、今、債務負担行為が出てきたということで、ほかにも今後出てくるということなんですけれども、それはもう期限が、その新年度予算までに全て出てくるという、確認の意味でもう一回、全ての課が出てくるのかということでよろしいか質問です。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問ですけれども、複数年にわたる契約であっても、債務負担行為を必要とするものとそうでないものとがございます。債務負担行為を必要とするものについては、当初予算で計上されるということもあり得ると思います。過去にも、何年前か分からないですけれども、何回か債務負担行為が計上されたケースはございますので、それぞれの課において必要なタイミングで出してくると思います。

今回については、もうある程度数字が確定してきましたので計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 債務の内容は分かったんですけども、一応要望として、当たり前のことなんですけれども、今後、債務負担行為が今後、今までやってこなかったことで、今後明らかになることが何本か出てくるということなんですけれども、これ将来にわたっての負担がこれで分かりやすくなっていくと思いますので、限りある財源の中で公共施設等の改修等がありますので、より計画的にこの債務負担行為等を明確にしてもらえればと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 21ページの保育所の改修なんですけど、このことについて内容説明をお願いします。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ご質問の件ですが、まず修繕につきましては、各保育所のエアコン、雨漏り等の修繕で計上させていただいております。また、工事請負費につきましては、関保育所、こちらのトイレの給排水の漏れがございましたので、こちらで計上させていただきました。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 前にもちょっと言ったんですけども、南白亀保育所の屋根がもうずっとあのままの状態、なかなか原因がつかめないというようなことも言われていて、こちらを直せばまたこちらというふうに言われていたと思うんですが、やはりいまだもってずっとそのままなんですけれども、それについては今後どのような予定をされているか伺います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ご質問の件ですが、実は業者の方と協議をしまして、コーキングをして雨漏りがしなくなったところもあるんですが、新たにコーキングをしたことによってまた次なるところ、新たに雨漏りが発見されたということで、その辺もお金が、大規模改修になりますと1,300万ぐらいかかるということでしたので、効果が出るように業者の方と協議して修繕のほうに当たっていきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、現状ではブルーシートをかぶせてあるんですが、園児たちの保育には支障は出ていないんでしょうか。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ご質問の件ですが、全く支障が出ていないとは言えないんですが、なるべく保育室のほうに支障がない程度で、今後雨漏りのほうの改修を行っていきたいと思います。

現在、職員室のほうが雨漏りをしていますので、なるべく保育室のほうということで、そちらを優先でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） ちょっと今の関連質問になるんですが、南白亀の保育園の大規模修繕が1,300万ほどかかるということでしたが、それと、今回、補正の大分ウエートを占めている庁舎のLEDと屋上の防水ですか。これ約1億6,000万ぐらいかかっているんですが、これをなぜこのタイミング、この補正予算でやるか。これ新年度じゃいけなかったのか、あとはまた何か有利な起債か何かあって、今回、補正で出したか。前に石井町長は、白潟小学校の体育館のときに、あれはたしか補正だったと思うんですが、その辺は、議員時代は反対していたと思うんですが、今回、自分が町長になって、この庁舎のあれを出した経緯とか、その辺の考えを伺わせていただきます。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 町長のお考えは町長が述べるといたしまして、経緯についてご説明いたします。

当初予算でLED化ということで組ませていただきまして、これは二酸化炭素の縮減ということで有利な起債があったということで事業化をしたところでございます。

その中で、この議場も含めて今までLED化が事務室などはやっておるんですけども、それ以外を全部LED化にするということで進めておったんですけども、天井を見てお分かりのように非常に雨漏りが多くて、特にLED化で直したところで、電気系統は水が影響すると壊滅してしまうおそれがありますということの提案、それから、防水、結局、水を止めるには防水が必要になるということと、実際もう少し換気を、今、コロナとかそういうのがあって、換気の機能がこの庁舎はほとんどないということなんですけれども、そういったところを併せてやったほうがいいんじゃないかというようなご提案がありました。

設計業者も既に決定しておったので、設計屋さんそのまま設計を進めておったんですけども、このままだとちょっともったいないですよというようなこともございましたので、また起債についても今回1億4,000万ほど追加させていただきましたけれども、脱二酸化炭素の有利な起債がそのまま借りられるということが確認できましたので、計上をさせていただいたところでございます。

町長のお考えについては、町長が申し上げます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 基本的に、今まで公共施設等の総合管理計画がほとんどされていなくて、計画的にほとんどやられていない公共施設がほとんどだったわけです。今後、それをどんどん直していかなきゃいけないと思うんですけども、先ほどの白潟小学校とこちらの関係はちょっと違うと思います。白潟小学校は、私がああ当時あれしたのは、小学校も今後、統合しなきゃいけないのに新しく体育館をやり直すほとんど新築と同じようにかかるというそういうことで反対したわけございまして、それとこれと関係なく、そういうことございまして。

ですからいずれにしても、南白亀保育園の改修1,300万、これも相当大きい形です。どうしても駄目であればやらざるを得ませんけれども、できるだけ、今、そういう小学校もそうですし、保育園ももう老朽化がすごく進んでおまして、これは早めに改修するか、建て直すしかないわけなんですけれども、ただ、たまたま今、学校の統合とかそういう関係がございまして、保育園も一緒にやったほうがいいんじゃないかという、そういうところもありますので、ある面ではそちらの方法で進めていく予定でございまして、そういうことで今後も改修計画をちゃんと立ててやっていかないと、もつものもたなくなっちゃうのが現状でございまして、今後そういう形で進めていくものと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 今、町長の考えは分かりましたが、町長はああとき、白潟小学校の体育館を、たしか台風で雨漏りとか、そういうふうになったと私は思っているんですよ。あそこを改修するのは当然の話だったと思うんですよ。町長は、学校の統合があるから、あれを直さないって、そういう話を今していましたが、この庁舎だって、この間の町長の話だと、例えばコンパクトシティでいずれどこかに移すような考えもある中で、1億幾らというのは、ちょっとかけ過ぎだなと私は思うんです。だったら、南白亀保育園とか、そういうところを先に優先するべきじゃないかなと思います。例えば、LED化だけで取りあえずやって、その後に例えば防水とかをやって、その後考えていったほうがいいと思うんですが。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） LED化に関しては、LED化をこの上をやる段階において、雨漏り

が激しいということで、やはり一緒にやっちゃったほうが安上がりだという、そういうこともあったわけですので、そういうふうに理解いただければいいと思います。確かに1億幾らというのは大きいんですけども、でも、これを仮にLED化をやって、またここを直して、それで雨漏りをやるとなると、やはり一緒にやったほうが絶対安いわけですから、そういう形が進んでいったんだというふうに思っております。

それから、白濁小については、またこれいろいろ議論あると思いますけれども、でも実際問題として、やはり基本的に、あれは昔の話ですからあれですけども、下の床から全部やっちゃったわけですよ、ほとんど新築に近いような形で体育館を造ったわけです。ですから、1億5,000万ぐらいかかっているわけですから、実際問題として、新築したって2億5,000万までかからないようなものをそれでやってきたわけですから、その点でやはり雨漏りなら雨漏りだけのある程度応急処置をすればいいんじゃないかということ、私はあのとき言っていたわけですので。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 町長と私の考えは大分違うと思うので、今後いろいろお話をしながら、そういうところを詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかに。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 大多和さんと同じ内容になるんですけども、LED化は進めてもらいたいなと思います。そして、屋上防水の関係ですけども、基本的に、この庁舎をそう直近10年ぐらいで移設というわけにもいかないと思います。そういう中では、やはり耐震の工事も残っていますので、私としてみれば、LED化の中で雨漏りのところは応急処置をしていくと。そして、耐震化と一緒に、耐震化の工事やればまた防水工事もしてということ。そういう中で、耐震化と併せて防水工事等を徹底的にやったらどうかなというふうに考えているんですけども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

耐震化については、現在プランの中には入っておりません。これが平成二十何年頃に耐震の調査をやって、先般の今井議員のご質問でもありましたけれども、そのときのI s値という数字があるんですけども、直ちに倒れてしまうというような数字でもないという、もち

ろん基準は満たしておりませんが、そういう数字が出ておりますので、その当時の金額で2億8,000万とか、耐震化の工事費がかかると。今の数字でいいますと6億とか7億とか、そういうような大きい数字がかかってくるというようなこともございまして、今のところ耐震化をスケジュールの中には考えておらないところです。

今、議員もご指摘ありましたけれども、恐らくこの庁舎、まだ20年ぐらいは使っていくんじゃないかなというふうには思っておりますが、庁舎の耐震化の前に、学校であったり、保育所であったり、優先すべき公共施設がございまして、まずはそちらに力を入れていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 考え方は、じゃ、耐震の対応は今のところ考えていないという考えでよろしいですね、庁舎の耐震については。ある程度、基準値の中では上方にあると。ただ、基準値よりも下がっているんですね、耐震設計として。

そういう中では、優先事項もあると思いますけれども、そういうことであるのであれば分かるんですけれども、そういう中では、じゃ、防水工事もこの中でいいのかなと思いますけれども、今、企画課長が言われたように、ほかの施設について優先事項でやるという方向で進めていただけるのであれば、その辺は納得していきたいと思いますし、そういう中では、私としては、ほかの施設の整備を優先的に進めるということで、そういう優先度順位を次の機会にでもいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁は結構。

○議長（酒井良信君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についての質疑を行います。

11番 大多和正之君。

- 11番(大多和正之君) コミプラなんですが、4月から特別会計に移行したと思いますが、今回も電気料等の値上げで1,100万入れていますよね。それでまた来年から今度インボイス

などが始まって、料金もこのままでいいかどうかという議論になってくると思います。その中で、例えばガス事業なんかだと運営委員会がありますよね。コミプラについては運営委員会が設置されていないのですが、何か理由があるか伺います。

○議長（酒井良信君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） お答えいたします。

運営委員会につきましては、これから、早ければ3月議会に条例等を上げさせていただきまして、運営委員会を立ち上げたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 3月に条例を立ち上げてあれするというお話だったんですが、料金の改定等いろいろあると思うので、一日も早く運営委員会を立ち上げていただいて、そこで協議していただいて、また料金のことを考えていただければと思いますので、要望いたします。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についての質疑を行います。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第18、認定第1号 令和3年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてないし日程第23、認定第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、大多和正夫君。

○決算審査特別委員長（大多和正夫君） それでは、決算審査特別委員会に付託されました令和3年度白子町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

決算審査特別委員会は、さきの第3回定例会において設置され、同時に決算認定について付託されました。

原則として、委員会は本会議の会期中に開催しなければなりません。第3回定例会の会期の都合上、閉会中の継続審査の議決を得て、10月5日、6日の両日に委員会を開催し、執行部からの説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の意見書のとおり過誤のなきものと認められましたが、適正で経済的かつ効果的な予算執行に関し、改善、是正が必要と思われる箇所が確認されましたので、当該部分については当局の反省を促し、改善、是正を求めました。それらの諸点については、令和4年度以降、町当局において適切な処置がなされるものと思われれます。

要望しました主要な事項につきましては、詳細はお手許の報告書をご参照いただきたいと思います。一般会計につきましては6点ほど、特別会計につきましては2点ほど、執行部

に対し指摘させていただきました。合わせて8点の指摘要望事項を付した上で、本委員会は、令和3年度白子町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者事業特別会計、介護保険事業特別会計については賛成多数によりまして、休養施設事業特別会計、ガス事業特別会計歳入歳出決算及び剰余金の処分については全員賛成によりまして、原案のとおり認定すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和4年12月12日、決算審査特別委員会委員長、大多和正夫。副委員長、今井滋則。委員、市川隆子、大多和秀一、齋藤鉄也、大多和正之。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で決算審査特別委員会委員長の報告を終了いたします。

これより認定第1号 令和3年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、本案に反対の立場から討論いたします。

らくらくタクシーがスタートして、利用した方からは、運転士さんがとても親切との声もある一方、もう少し使い勝手をよくしてほしいとの声もあります。さらに利用しやすい、気軽に利用できるようにしていただきたいと思います。

子育てについても多くの支援があり、評価したいと思いますが、コロナ禍で収入が少なくなったり、物価高騰も追い打ちをかけています。

こうしたときだからこそ、支援をもう一步進めて、給食費の無償化や子供医療費の完全無料化に取り組むべきだと思います。

また、農業も、低米価と資材費の高騰で、肥料も節約しながら使用しているとの声もありました。議会でも支援を求める質問も出ていましたが、こうしたときこそ町民応援のための予算執行をしていただきたかったと感じています。

限られた予算の中ですが、地方自治の目的である住民の暮らし、福祉を守り、安心して暮らせるまちづくりに取り組み、来年度予算にもこのことを反映させることを求めまして、反対討論とします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論はありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第1号 令和3年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、認定第1号は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、本案に反対の立場から討論します。

物価高騰やコロナ禍による景気悪化の中、住民の暮らしが厳しくなっています。加入世帯の所得も少なく、国保税の負担が大変だという声があります。法定減免との境界の加入世帯は、特に負担が生活を圧迫しています。

国保税が高い要因は国庫負担を大幅に削減したことにあります。国に対して国庫負担の引上げを要望し、町としても国保世帯への負担軽減をすべきだったと思います。

以上の点から、本案に反対いたします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第2号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、認定第2号は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 私は、本案に反対の立場から討論します。

この制度は、少ない年金でも保険料が引かれ、暮らしを圧迫しています。高齢者は年金が減らされ、日々の生活では、物価高騰で生活が苦しくなっています。

しかし、この制度は、高齢化が進む中、保険料値上げに歯止めがかかりません。複数の慢性疾患を持ち、その一方で収入が少なく、暮らしが不安定な加入者が安心して医療が受けられるよう、対策を広域連合に要望すべきだったと思います。

以上の点から本案に反対します。

○議長(酒井良信君) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第3号 令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、認定第3号は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、本案に反対の立場から討論します。

介護保険制度は、創設時から見ますと、利用者負担や保険料が大幅に上がっています。低い年金から保険料を引かれ、利用するときは自分の負担能力を考えて、サービスの利用計画を立てています。

こうした方々の負担を軽くするためには、保険料や利用料の軽減に町として努力すべきだったのではないのでしょうか。利用したい人が誰でも利用できる制度への改善が必要だと思います。

以上のことを来年度の予算にも反映されることを求めまして、反対討論いたします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第4号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、認定第4号は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第5号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会

報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第5号は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

認定第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号は委員会報告のとおり認定されました。

◎閉会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって令和4年第4回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時20分